

平成30年第4回定例
会

麻績村議会会議録

平成30年 12月4日 開会
平成30年 12月7日 閉会

麻績村議会

平成三十年 第四回〔十二月〕定例会
村 議 会 会 議 録

麻 績

平成三十年 第四回〔十二月〕定例会
績 村 議 会 会 議 録

麻

平成30年第4回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月4日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○村長挨拶	6
○諸般の報告	8
○請願・陳情等の委員会付託	8
○承認第1号、議案第1号～議案第10号、諮問第1号の一括上程、 提案理由の説明	9
○散会の宣告	12

第 2 号 (12月6日)

○議事日程	15
○出席議員	15
○欠席議員	15
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	15
○事務局職員出席者	15
○開議の宣告	16
○議事日程の説明	16

○一般質問.....	1 6
塚原義昭君.....	1 6
小瀬佳彦君.....	3 1
茂木泰男君.....	4 7
飯森茂孝君.....	5 7
塚原利彦君.....	7 3
峯村賢治君.....	9 0
宮川秀俊君.....	1 0 3
○委員長報告.....	1 2 0
○散会の宣告.....	1 2 2

第 3 号 (12月7日)

○議事日程.....	1 2 3
○出席議員.....	1 2 4
○欠席議員.....	1 2 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 2 4
○事務局職員出席者.....	1 2 4
○開議の宣告.....	1 2 5
○議事日程の説明.....	1 2 5
○承認第1号の質疑、討論、採決.....	1 2 5
○議案第1号の質疑、討論、採決.....	1 2 9
○議案第2号の質疑、討論、採決.....	1 3 0
○議案第3号の質疑、討論、採決.....	1 3 0
○議案第4号の質疑、討論、採決.....	1 3 1
○議案第5号の質疑、討論、採決.....	1 3 2
○議案第6号の質疑、討論、採決.....	1 3 2
○議案第7号の質疑、討論、採決.....	1 3 3
○議案第8号の質疑、討論、採決.....	1 3 3
○議案第9号の質疑、討論、採決.....	1 3 4
○議案第10号の質疑、討論、採決.....	1 3 5

○諮問第 1 号の質疑、答申.....	1 3 5
○発議第 1 号の上程、質疑、討論、採決.....	1 3 6
○発議第 2 号の上程、質疑、討論、採決.....	1 3 6
○発議第 3 号の上程、質疑、討論、採決.....	1 3 7
○閉会中の継続審査の申し出について.....	1 3 7
○村長挨拶.....	1 3 8
○閉会の宣告.....	1 3 8
○署名議員.....	1 4 1

○ 招 集 告 示

麻績村告示第33号

平成30年第4回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年11月21日

麻績村長 高野 忠 房

1 日 時 平成30年12月4日（火） 午後 1時30分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 飯 森 茂 孝 君

3番 峯 村 賢 治 君

5番 塚 原 義 昭 君

7番 茂 木 泰 男 君

2番 塚 原 利 彦 君

4番 宮 川 秀 俊 君

6番 小 瀬 佳 彦 君

8番 小 山 福 績 君

不応招議員（なし）

平成30年第4回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

平成30年12月4日（火）午後1時30分開会

開会及び開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長挨拶
- 日程第 4 諸般の報告（議員派遣結果報告）
- 日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について
- 日程第 6 承認第1号、議案第1号から議案第10号、諮問第1号まで一括上程
- 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（教育委員会委員の任命について）
- 議案第 1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4号 字の区域の変更について
- 議案第 5号 平成30年度麻績村一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 6号 平成30年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 7号 平成30年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 8号 平成30年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 9号 平成30年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第10号 平成30年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第2号）
- 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員（8名）

1番	飯森茂孝君	2番	塚原利彦君
3番	峯村賢治君	4番	宮川秀俊君
5番	塚原義昭君	6番	小瀬佳彦君
7番	茂木泰男君	8番	小山福績君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	宮下利秀君	振興課長	塚原敏樹君
水道室長	飯森秀俊君	住民課長	森山正一君
観光課長	青木秀典君	教育次長	臼井太津男君
監査委員	飯森雄三君		

事務局職員出席者

議会事務局長	塚原優仁	書記	松崎千代
--------	------	----	------

開会 午後 1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（小山福績君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、ただいまから平成30年第4回麻績村議会12月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より、撮影、議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（小山福績君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において、審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案、配付資料等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎会議録署名議員の指名

○議長（小山福績君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、1番、宮川秀俊議員、5番、茂木泰男議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小山福績君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

11月5日開催の議会運営委員会において、12月4日から12月7日までの4日間と決定しております。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日4日から12月7日までの4日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、12月4日から12月7日までの4日間と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（小山福績君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成30年第4回麻績村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

冒頭、11月20日午前10時50分ころ、麻績村日4684番地1において、地域おこし協力隊が従事していた竹林整備作業で発生した事故について申し上げます。

この事故では、作業に従事していた隊員が大けがをいたしました。危険を伴うこの作業については、注意事項に従って安全に行うよう指導してまいりましたが、残念な事態となりました。事故に遭われた隊員及びご家族に、またご心配いただきました関係皆様におわびを申し上げます。けがをされました隊員は、今週末から仕事に復帰予定となっておりますが、今後は安全指導を強化し、二度とこうした事故が発生しないよう努めてまいります。

さて、ことし1年を振り返りますと、世界ではアメリカ・中国・欧州での自国利益優先主義の鮮明化、中国の海洋進出などによる東アジアの緊張の高まり、日韓関係の冷え込みと進展が

遅い北朝鮮問題など、今後の流れに不安を抱かせるニュースが目立ちました。また、国内では1月から2月の大雪、草津白根山と新燃岳の噴火、6月から7月の西日本での記録的豪雨、夏の猛暑、9月の日本列島を横断した台風21号、そして北海道での震度7の大地震など、大きな自然災害が全国で発生しました。

また、長野県内ではキノコが豊作の一方で滑落や食中毒事故が多発、リンゴの薬剤耐性菌の発生、干ばつ、豪雨による農作物被害など、昨年に続き明るさを欠く出来事が目立った思いがいたします。そして、麻績村では猛暑による農作物への影響やリンゴの薬剤耐性菌の発生はあったものの、全国各地で発生したような大きな自然災害もなく、総じて平穏な年でありました。安堵の思いとともに、災害に強い麻績村を築いてこられた先人たちの英知とご努力に改めて感謝をいたしました。

来年は平成が終わり新たな年号が始まります。希望に満ちた明るい年になってほしいと願うものであります。

ここで、9月定例会以降の主な事務事業の進捗状況について申し上げます。

まず、9月8日、9日に名古屋市内で開催されましたふるさと全国県人会祭りに、長野県人会を代表して麻績村が参加、聖太鼓の勇壮な演奏、麻績村のアピール、物産販売など行いました。2日間の来場者数24万4,000人という中で、麻績村のPRをしてまいりました。

次に、村の主要施策である若者定住に向けての各種事業、本町地区での住宅建設や教育環境の充実など、これらが順調に進展しております。また、新たな永住対策に向けての計画も順調に進みつつあります。そして、さきに発表された国の新たな章への移住施策が、この事業の大きな追い風になってくれるものと期待しております。

次に、夏のシーズンの終わりを待って着工した聖湖畔の大型廃屋の撤去が予定どおり進んでおり、次年度以降の計画についても検討を進めております。

次に、安心・安全の村づくりに向けて、村道改良事業も秋の収穫作業時期終了を待って工事を発注いたしました。

次に、災害発生時に第1次避難所となり得る地域の公民館の耐震診断を進めておりますが、今後の耐震工事の進め方についても検討を進めております。

次に、未曾有の豪雨や大規模地震発生時に山腹崩壊が心配される脆弱な谷筋への砂防堰堤等の構築に向けて、県や国へ要望を重ねておりますが、予算確保等、厳しい状況であります。このことについては、今後、議会の協力も頂戴して、国等への要請活動を強力に進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

このほかにも重要な事務事業がございますが、おおむね順調に進展しております。これもひとえに、議員各位を初め、村民皆様のご理解、ご支援によるものと深く感謝申し上げます。今後も、村民皆様のお声を大切に受け止めながら財源確保に努め、今、何が必要なのか、何を優先すべきか、このことを的確に判断しつつ、村政の執行に当たる所存でありますので、格段のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

今定例会では、承認、条例改正、補正予算等の案件を提出いたします。詳細は後ほどの提案理由の説明で申し上げますが、何とぞ慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、本定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（小山福績君） 日程第4に入る前に、先ほどの日程第1の会議録署名議員の議席番号に誤りがありました。

訂正します。4番、宮川秀俊議員、7番、茂木泰男議員を指名します。

失礼しました。

◎諸般の報告

○議長（小山福績君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議員派遣結果報告については、お手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） ないようですので、議事日程に従って会議を進めてまいります。

◎請願・陳情等の委員会付託

○議長（小山福績君） 日程第5、請願・陳情等の委員会付託を行います。

30-6号 安全安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情、30-7号「後期高齢者の医療費窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書の採択についてを社会文教委員会で審議をお願いいたします。

また、第30-8号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書、第30-9号 最低制限価格の設定

に関する陳情書、第30 - 10号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書については、文書配付のみといたします。

◎承認第1号、議案第1号～議案第10号、諮問第1号の一括上程、提案理由の説明

○議長（小山福績君） 日程第6、承認第1号、議案第1号から議案第10号、諮問第1号を一括上程いたします。

議案名の朗読は、省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、平成30年12月議会定例会に提出いたしました承認案件、議案及び諮問案件の提案理由を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村教育委員会委員の任命について）の提案理由を申し上げます。

麻績村日4708番地、市川* 介氏を平成30年9月30日付をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第2号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を一括して申し上げます。

人事院は平成30年8月10日、国家公務員の給与制度等の改定を国会及び内閣に勧告いたしました。国及び政府は人事院勧告どおり実施することとし、その改正案を平成30年10月召集の臨時国会に提出し、11月28日に成立しました。

麻績村におきましても、これに準じて給与等の改正をいたしたく、関係3議案を提出させていただきます。

議案第1号及び第2号につきましては、議会議員及び常勤特別職の期末手当をそれぞれ0.05

月引き上げるなど条例を改正、議案第3号につきましては、一般職の議員の期末手当を0.05月引き上げるほか、給料の平均0.16%引き上げるなどについて条例の改正をするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、議案第4号 字の区域の変更についての提案理由を申し上げます。

若者定住促進対策として、若者の定住人口増加と地域活性化を図るため、麻績村若者定住促進住宅建設事業を本町地区にて実施しておりますが、事業施行区域内に複数の字が散在し工事施工後の土地表示登記に不都合が生じますので、字区域を事業施行後の土地に合わせて別紙「字の区域変更調書」のとおり変更するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、議案第5号 平成30年度麻績村一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

平成30年度も第3四半期を過ぎようとしておりますが、事務事業も順調に進展しております。事務事業を執行していく上で必要となりました事項について予算補正を行うものであります。補正内容の主な点について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

国庫支出金では障害者給付費国庫負担金、地域支援事業国庫補助金、教育費国庫補助金の増額を、県支出金では障害者給付費県等負担金、福祉医療費県補助金、中山間地域農業直接支払事業補助金、県議会議員選挙費県委託金の増額を、放課後子ども教室推進事業補助金の減額を、繰入金では下水道整備基金、水道事業基金、観光事業振興基金、繰入金の増額を、諸収入では公的団体助成金及び雑入の増額を、村債では学校教育施設等整備事業債の増額、これらを補正計上いたしました。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

全款にわたり、人事院勧告等に伴い人件費の精査を行い補正計上いたしました。

その他、主な各款別の内容を申し上げます。

総務費では、需用費、使用料及び賃借料不足額及び喫煙室設置工事費、県議会議員選挙費の増額を、臨時職員賃金、用地購入関係経費の不用額減額を補正計上いたしました。

民生費では、臨時職員等賃金、職員旅費、役務費、システム改修委託料、福祉医療費等扶助費、特別会計繰出金の不足額増額を補正計上いたしました。

衛生費では、報償費不足額の増額を補正計上いたしました。

農林水産業費では、委託料、負担金、農用地基盤整備事業等補助金の不足額増額を補正計上いたしました。

商工費では、使用料及び賃借料、特別会計繰出金の不足額増額を補正計上いたしました。

土木費では、委託料の不足額及び芦澤砂防事業負担金、ブロック塀等防災対策事業促進事業補助金、特別会計繰出金の増額を補正計上いたしました。

消防費では、需用費、公課費の不足額増額を補正計上いたしました。

教育費では、旅費、需用費、使用料及び賃借料、学校組合特別負担金、私学振興助成金、扶助費の不足額及び普通教室等空調設備事業関係経費の増額を、賃金、使用料及び賃借料の不要額減額を補正計上いたしました。

予備費では、歳入、歳出の調整を行ったものです。

補正額は3,600万円の増額で、歳入歳出総額は25億8,120万円となります。

次に、議案第6号 平成30年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、一般被保険者国民健康保険税、一般会計繰入金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、出産育児一時金の不足額を補正計上いたしました。

補正額は50万円の増額であります。

次に、議案第7号 平成30年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、下水道事業分担金、一般会計繰入金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、人事院勧告等に伴う人件費、需用費、村単事業工事請負費の不足額の増額を、公課費不用額の減額を補正計上いたしました。

補正額は80万円の増額であります。

次に、議案第8号 平成30年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金の増額及び村債の組みかえを補正計上いたしました。

歳出では、人事院勧告等に伴う人件費、維持管理経費の不足額を、公課費不用額の減額を補正計上いたしました。

補正額は90万円の増額であります。

次に、議案第9号 平成30年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理

由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、健診受診者増加による役務費、委託料の不足額増額を補正計上いたしました。

補正額は10万円の増額であります。

次に、議案第10号 平成30年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、交流施設事業費の備品購入費の増額を補正計上いたしました。

補正額は348万円の増額であります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

麻績村麻918番地、吉野仰氏が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上、承認1件、議案10件、諮問1件、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小山福績君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

本日は上程のみとし、審議、採決については12月7日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（小山福績君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

平成30年第4回麻績村議会12月定例会第1日目を散会といたします。

なお、この後、全員協議会を開催し、上程しました議案等について提出者より詳細説明を受けますので、委員会室に移動願います。

また、終了後、常任委員会において付託案件の審議をお願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時51分

平成30年第4回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

平成30年12月6日（木）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（8名）

1番	飯森茂孝君	2番	塚原利彦君
3番	峯村賢治君	4番	宮川秀俊君
5番	塚原義昭君	6番	小瀬佳彦君
7番	茂木泰男君	8番	小山福績君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	宮下利秀君	振興課長	塚原敏樹君
水道室長	飯森秀俊君	住民課長	森山正一君
観光課長	青木秀典君	教育次長	白井太津男君
監査委員	飯森雄三君		

事務局職員出席者

議会事務局長	塚原優仁	書記	松崎千代
--------	------	----	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（小山福績君） 皆さんおはようございます。定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成30年第4回麻績村議会12月定例会第2日目を開会いたします。

なお、報道関係者より写真撮影、議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の説明

○議長（小山福績君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎一般質問

○議長（小山福績君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問者は7名です。

質問の順序は、配付してあります一般質問通告事項のとおりです。

順番に発言を許可いたします。

◇ 塚原義昭君

○議長（小山福績君） 初めに、5番、塚原義昭議員の一般質問を許可します。

5番、塚原議員。

[5番 塚原義昭君 登壇]

○5番（塚原義昭君） 5番、塚原義昭です。

通告に基づきまして、質問事項1つ、健康増進と介護予防について、2つとしまして、住宅耐震化促進について、3点目、庁舎等LED化について、自席にて一問一答で行いますので、お願いいたします。

それでは、質問させていただきますが、この時期は、次年度事業方針につきまして、本年度の評価等を踏まえる中で自立の時期に入っていると思いますので、そんな視点で質問いたしますので、お願いいたします。

最初に、質問事項の1でございますが、健康増進と介護予防について伺います。

平均寿命が伸びていますが、その中の健康寿命、いわゆる介護が不要なままの生活が、できるだけ期間が長ければ長いほどよい人生になると思います。この健康寿命の背景として、介護予防の効果が取り上げられています。

また、医療費、介護費等の実態にも向き合うこと等、現状をさらに突き詰めて今後の対策が必要と考えますので、そんな観点で伺いますのでお願いいたします。

要旨1つとして、現状の事業内容の評価はどうかと。それを踏まえた上で要旨2になりますが、今後の重点施策が何が上がったのか。さらに成果を上げるためには、村民意識の向上が必要と考えますが、要旨3になりますが、村民意識向上への対策は何を考えているか、以上、答弁を求めます。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

○村長（高野忠房君） おはようございます。

最初に私のほうから申し上げさせていただきたいと思うのですが、健康長寿の村づくり施策につきましては、今村で進めております若者定住施策の推進、安心・安全の村づくりとあわせまして、大変重要な施策だという位置づけをしております、全力で取り組んでいるわけでございます。

今後も保健事業、介護関連事業、これらを実態をしっかりと把握する中で充実していきたいと、こう考えています。さらに始めたわけでございますが、大学あるいは民間との連携、こうしたものも今後力を入れていきたい、こう考えておるわけでございます。

それから、評価についてということですが、今進めている実態等につきまして、数字的にもそれなりの実績が出ているというふうに私は受けとめているわけですが、それぞれ詳細につきましては、担当課長のほうから答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

まず、現状事業の内容の評価はということでお答えをさせていただきます。

超高齢化社会が進む中で、住民の健康寿命を延ばすことは、本人の生活の質の低下を防ぐのみならず、医療費や介護費用を減らすことにもつながってまいります。

麻績村においても、現在、保健事業、介護事業において相互に連携をとりながら健康長寿に向け事業を実施しているところでございます。

現状の事業内容の評価につきましてですけれども、保健事業では、生活習慣病などの重症化予防のための特定健診、保健指導を担っております。平成29年度の特定健診の受診率は68%で県下3位の受診率となり、国の示す国保の保険者努力支援制度の目標値であります60%を大きく超える受診率となっております。

保健指導については、これまで高血圧と糖尿病などの生活習慣病を重点に保健指導を行ってまいりました。これにより、高血圧症や脳血管疾患の医療費は一定程度に抑えることができしております。しかしながら、一方、糖尿病、腎不全については大きな伸びを示していることや、特定健診未受診者の医療費が増加していることが懸念されております。

介護予防事業については、麻績村社会福祉協議会などへ委託をし、事業を実施しております。運動教室や健康セミナーなど開催することで予防に努めているところであります。教室等の参加者数は年々増加しており、平成29年度の延べ人数は2,915人で、前年度28年度に比べますと約700人ふえております。予防事業の普及啓発が高まってきていると感じております。

続きまして、今後の重点施策はという第2点目のご質問でございます。

保健事業においては、糖尿病や腎不全の医療費が伸びていることから、糖尿病の発症予防、糖尿病性腎症の重症化予防が課題となっております。糖尿病の重症化予防については、既に特定健診受診者を対象に管理栄養士による訪問や栄養相談を実施しておりますが、引き続き力を入れてまいりたいと考えております。また、健診の未受診者の医療費が高くなっていることから、健診未受診者の対策もあわせて進めていく必要があると考えております。

また、介護事業についてでございますけれども、信州大学医学部との地域連携によりまし

て、予防事業の検証や、また新たな予防メニューなどの検討もできればというふうに考えております。

また、加えまして、介護予防教室への参加の傾向としまして、男性の参加が非常に少ないという状況になっておりますので、男性の参加の啓発にも努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の質問になります。

村民の意識向上への対策はという点でございますが、村民全体の健康意識が高まるよう、先ほど申しました信州大学医学部との地域連携事業などを通じ、意識が少しでも高まっていればというふうに考えております。

また、急激に意識の向上を図ることは非常に難しいことではありますが、さまざまな機会を捉え、住民の意識向上に向け啓発をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 一応答弁いただきましたけれども、最初に現状の評価について質問したいというふうに思いますが、この評価をどう捉えるかということが非常に重要だというふうに考えていますが、その評価の捉え方によって、次の対策が生まれてくるというふうに私は見ております。

それで、評価の仕方にはいろいろあると思いますが、さっき数字的なことも報告いただきましたけれども、1つは、村民の皆さんが現状の事業に対してどう思っているかというところは重要なところではないかと、このように思っております。したがって、今の事業に対しての村民の意向なり、評価なりというものは、アンケート調査なり聞き取り調査等を実施したことはあるかどうか。村民の声をどのように捉えているか、これが第1点、答弁いただきたいというふうに思います。

もう一点、視点を変えまして、先ほど医療費の問題も出ました。また介護給付費を見ましても、私が見る範囲では、決して改善されているというふうには思えないということでございます。一つの見方として、保険税の改定時の段階につきましては、前回を上回るような状況にあるということでございまして、そこら辺はなぜかということにならないと、その費用の抑制なり、または税の引き下げにならないと、このように考えるわけでございまして、各種事業を、今やっている事業を否定するものでも何でもないのでございますが、逆に多くの事業を取り組みながら、そのものの成果が、現実いま一步ではないかと。それは、どこにあるかということでございます。

さっき未受診者が多くいるというような話もあったり、重症化に向かっている患者も多いというような話もあったわけですが、そういうところの究明ができていかないと、医療費の抑制につながっていかないと。その事前の予防というものをもう一回見直す必要があるのではないかというふうに考えるわけですが、したがって、今の事業との、それら介護認定率とかそういうものもありますけれども、そういうものとの関連性についてどのような捉え方をしているか、ひとつ、今2点申し上げましたが、答弁いただきたいと、このように思っております。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） まず、1点目のご質問でございます。アンケート、聞き取り等とったことがあるかということでございます。

介護事業につきましては、介護計画を立てさせていただき段階で住民にアンケートをとらせていただきます。また、住民の聞き取りという点につきましては、村としては特に行っておりませんけれども、社会福祉協議会のほうの事業を実施する中で参加者からの意見はお聞きしているということをお聞きしております。

それから、もう一点目でございます。保健事業につきましても、今回介護保険料金が上がったということですが、依然として所得が少ない層の人数が多いということで、保険料の増加ということはいたし方がないということでございます。

これからも予防事業に一層努めることによって進めてまいりたいと考えておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 社会福祉協議会へ介護関係はかなり業務委託しているわけですね。したがって、任せているということは、監督はこっちに責任があると思いますが、やはり村でそこから辺どう村民の意向があるかということは、村でやはり調査したということでなければまずいのではないかと、このように思いますので、より社協との連携は必要だろうと、このように思っております。

そして、医療費、介護費等の関係でございますが、予防効果しかないわけですね。予防しかないんです。疾病予防なり、健康増進なり、介護予防に努めるということしかないかというふうに思いますが、その認識をお互いが持つ中で、実態を見なきゃいけないと、このように思っております。当然、村のほうでは把握しているかと思いますが、介護料につきましては残念で

すが県下2位と、こういうことで、その伸び率をちょっと見てみたわけですが、前回の伸び率に対して13.8%ということです。この伸び率が県下では3.7%ぐらいしかないわけです。平均値の3倍というような伸び率になっているということも、どこら辺に、そういう予防をしながら、それだけの介護に費用がかかっているところをやはり究明していかないと、改善に向かわないのではないかと、このように思うわけでございます。

そういう中で、ちょっと他の自治体等も見たいわけでございますけれども、健康寿命で成果を上げている自治体等では、まず介護予防に力を入れているということでございまして、その成果として、最終的に介護保険料も引き下げに至っているところもありますし、または伸び率も低いという、こういう実態でございます。

新聞にも報道されたとおり、あるまちでは、2006年に県下2位の介護保険料であったわけでございます。そこで町は危機感を持ったということです。危機感を。そして、町民みずから講習を受けながら、講師になって身近なところで介護予防教室を開きながら、その成果がことしの1月時点の介護認定率につきましては11.5%ということで、県下最低になったと。県下の平均が17.5ぐらいですか。17%台でございますけれども、そんな内容でございます。他にも引き下げ、または抑制に至ったところは、そういう努力をしているというところだけは、どんな努力が必要かというところへ突き詰めていきませんと、そういうことにならないだろうと、このように思うわけでございます。

そこで、単年度で解決する問題でもないわけで、長年の活動の積み上げだというふうに思いますので、今それぞれ村でも一生懸命取り組んでいるわけでございますので、これらが成果に結びつくような、成果が出ていないということでもないのでございますが、成果は十分出ているかと思いますが、さらに成果が上がるように、今取り組んでいる事業の内容を再考したらどうかと、このように考えます。したがって、事業とそれらの関連性について、どのように判断しているか見解がありましたらお願いしたいというふうに思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 議員さんのおっしゃるとおり、予防に努めているわけですが、果たしてこれが数字にしっかり結びついてくるという状況ではない状況にはあります。しかしながら、これをやったらいいという特効薬的なものがなかなか見つからない中で、現状で模索しながら現在進めているところでございます。今後それぞれの課題が数多くあるわけでございますけれども、継続的に続け、また他の自治体の事業なども参考にしながら進めてまいり

たいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 議員さんおっしゃることは十分承知しているわけですが、実は、こういったことをご理解いただきたいということを私のほうから申し上げたいと思うわけですが。

保健事業等につきましては、麻績は人口が少ないわけです。こうした中で医療費が高額にかかる場合があるわけです。病気とか、あるいは手術等であります。そういうのが数件ことしたまたま出たということになりますと、そういったものが平均値を上げてしまうというようなこともあるということもぜひご承知おきいただきたい、そう思っております。

それから、重い病気をお持ちの方で、本当に日々苦しんで生きていらっしゃる方もありますが、そういった方については、しっかりと処置をしてほしいと、そんな思いもありますので、医療費につきましては必要なものは必要だというふうに考えているわけです。

それから、介護関係につきましても、実は介護は伸びております。これを分析していきますと、予防が大事だということは十分わかるわけですが、それ以外、こういうところだということころは介護を受ける立場にしては環境が非常に整っているわけでありまして。いろいろな施設も整っておりますし、それから、さらに近隣におきましては有料の施設等へすぐ入れる状況にあるということです。ですから、高度なサービスを受けられるという方が最近ふえていらっしゃる。こんなことを押し上げている要因にあるということも、ぜひご理解いただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） そのことは十分理解をしているわけですが、医療なり介護サービスを受ける人が多く、重症患者もあると、それは現実ですので、保健事業がそこら辺は十分意義を果たしていると、こういうふうに理解しておりますので、環境も整っておると、これはまたそういう面ではいい環境ではないかと、このように思っています。

その前段を今自分としては論議しているということでございますので、そういうものを把握しながら、一つ一つ、実態をやはり突き詰めて次へ進むというところの対策をとらないと、今の介護なり医療というものについての改善がなされないのではないかとこのように感じますので、今後努力をお願いしたいというふうに思います。

それで、最後にこの項の質問になりますが、今、健康寿命が、先般の新聞にも掲載されてい

ましたとおり、観光資源としてPRしていくような報道もあるわけですので、健康寿命を村の特徴として前面に出せるようになれば、それは最高ではないかと、このように思いますが、それには村民の意識が高まらなければそういうことにならないというふうに思うわけですので。

そこで、要旨3点目にかかわるわけですので、健康予防事業の参加なり、特定健診の受診の課題も先ほど説明あったことですが、意識を高めるために、新年度において何か施策を考えているのかどうか。現状のままということなのか、そこら辺答弁いただきたいというふうに思いますが。

ちょっと他の自治体の事例を出しますが、健康増進事業ということで、参加者に対して特定健診なりがん検診等への受診者への奨励施策を行っているところがあります。この奨励施策が地域経済に結びつくようないわゆる奨励施策、ポイントを付与して商品とか、そういうもので地区内の消費に結びつくような施策もやっているようなところも、全国ではかなりあります。または、あることが非常に重要だという中で、歩数計みたいなものを配布したり、そんな取り組みをしながら、それぞれ住民の健康意識を高めているというようケースもございますので、ぜひ今までと同じ取り組みだけでは現状を多少オーバーするぐらいで、大きな目標数値は立てられないというふうに思いますので、ぜひ奨励施策を今後考えていったらどうかというふうに思いますが、そこら辺の考え方がありましたらお願いしたいというふうに思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 来年度への施策の関係でございますけれども、今議員さんおっしゃったとおり、ポイント制の関係でございますが、検診を受診したときにポイントを付与してということが今他の自治体で行っておりますけれども、麻績村においてもできれば来年度からやりたいということがございます。今どういうふうに進めるか商工会とも協議をさせていただいている段階でありますが、実際、来年からできればということを進めておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 検討して、実践に移して、少しでも村民の皆さんが健康増進について関心が持てるような対策をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、質問事項2の住宅の耐震化促進について質問いたしたいというふうに思います。

ご存じのとおり、毎年全国どこかで甚大な被害を及ぼす地震が発生していると、こういうこ

とでございまして、人のうち、命、それから自然も破壊して、財産までみんな奪っていくというところでございますが、これに完全に備えるということは至難だというふうに私は思っております。

しかし、今、行政では、大規模災害への体制整備と地域住民に対しての意識啓発というものは、ずっと必須なことだというふうに考えるわけでございますが、住宅の耐震化につきましては、質問事項に入るわけでございますが、耐震診断なり、耐震改修への補助など、制度は現状もあるわけでございますが、振興課から資料を提出いただきました。

実績を見ますと、思うような進捗には至っていないという状況と判断するわけでございますが、昭和56年6月以前に建築した住宅には、耐震性が非常に低いということで、改修の必要性の住宅が多いわけでございますけれども、実態としては、住宅が広いということもありますし、後継者もない、住居者の高齢化等、経済的な理由も含めて進んでいないのが現実と判断します。しかし、人命というものが第一でございますし、万が一被災しても、その後の日常生活の維持という面では、強力に推進していかざるを得ないというふうに考えるわけでございます。

そこで、要旨1としまして、村として、今後の耐震化の方針につきまして、改めて伺いたいと思います。

要旨2としまして、その耐震化を促進するための支援策につきまして、考え方につきまして答弁をいただきたいと、このように思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうから、耐震化の方針、それから耐震化促進の支援策についてお答えをさせていただきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、最近発生した大きな地震ということでございますと、平成28年4月においては、熊本地震において全壊8,668棟、ことしの9月に起きました北海道胆振東部地震については全壊415棟ということで住宅の被害が発生しております。

近い将来発生が予想されている大規模地震に備えまして、耐震補強工事等が必要となっております。

平成20年3月に麻績村耐震改修促進計画を作成いたしまして、木造住宅の耐震化の促進に向けて推進をしているところでございます。

平成18年から耐震診断にかかる費用について補助をしてまいりましたがけれども、平成29年度

までで、耐震診断を行った件数が89棟でございます。そのうち実際改修を行ったうち5棟ということで、議員おっしゃるとおりなかなか耐震化まで進んでいないというのが現状でございます。

村といたしまして、地震等による倒壊の被害を最小限のものとするために、広報等を活用しながら村民に引き続き周知を図って、耐震化に向け努力をしてみたいというふうに思っております。

それから、2番目の要旨でございますけれども、支援策についてでございます。耐震診断につきましては、木造住宅でございますが、木造の在来工法で建てた住宅については1棟6万4,000円という診断料がかかります。これについては、国・県・村で補助ということで無料となっています。

耐震改修工事を行う際につきましては、これも国・県・村で補助制度をつくっております。昨年までは、1戸当たり改修費用120万円が限度額ということでございましたけれども、現在は限度額が200万円まで上がっております。そのうち国・県・村で50%を負担しということになりますので、施主さまの費用的には、200万円かかっても半分、100万円というのがご本人にかかってくるというところでございます。

県においても、平成29年、昨年までに耐震化の目標90%ということを目標に掲げておりますけれども、なかなかそこまで行かないというのが現状でございます。

県といたしましても、そういったことで目標に向けて努力していくという方向でおりますし、住民が安心して耐震改修が行えるように啓発パンフレットの配布など、耐震化の必要について情報提供をして、今後もいきたいと思っております。

村に詳しい専門家というのがいるわけではございませんので、詳細等の問い合わせにつきましては、専門的な分については松本建設事務所の建築担当のほうへもおつなぎしながら、いずれにしても耐震化に向けて努力していくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 今、答弁いただきましたけれども、基本方針の中で、県の耐震化の住宅の90%という目標が立っていますが、麻績村として目標値はどう定めているのか、そこら辺が基本方針の中では重要ではないかと思われましたので、ここに基本方針として出ささせていただきましたが、現状、そこまで検討されていないということならば、それで結構でございますが、ぜひ、今後の中で目標値を定めるなり、またはどういう方法で住民に啓発活動をしていくかと

いうところの考えをお聞かせいただければ、このように思いますが。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 村といたしましては、なかなかこの耐震をそれぞれ行う、県で行ったアンケートにございますとおり、なかなか耐震をそれぞれどういうふうに思っているか、それから、先ほど言われましたように、やるに当たりその費用的な部分だとか、後継者がいないというような部分とか、いろんなそれぞれの思惑があってということで、村としても、個々にアンケート等をとったわけではございませんので、なかなか目標をどこまでというのが難しい状況でございます。

今現在、麻績村の耐震の計画をもう一度策定をし直す、見直しをして今いるところでございます。その中で、実態把握という部分でいきますと、耐震が進んでいないと思われる住宅の戸数を把握することも一つ重要なということで、今、その取り組みをしているところでございます。そういった中で、全体の戸数から建築年数、昭和56年5月31日以前に建てられた建物を差し引けば、ある程度その数字が出てくると思いますので、そういった数字を出した中で、県が90%と言っておりますので、村としても、その90という数字に向けてやっていかざるを得ないと思いますが、そういった形で計画策定に当たって、今、数字を精査しているところでございますので、今後そういったことで、契約策定に向けて努力していきたいと思っておりますので、そういった形でお願いしたいと思っております。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） ぜひ、そこら辺の実態調査からということでございますので、私は過去に質問したことがあるわけですが、そういう改修が必要な対象戸数が世帯の5割、600戸近くあったような記憶もあるわけですが、かなり現状、新築なり改築がされていないと、そこら辺の戸数はあるというふうに予想するわけですが、そうしますと大変なことだなというふうに感じますので、ぜひ、1戸でも対策ができればと、このようなふうに思っていますので、実態把握から進めて、目標値をまた設定いただくようお願いしたいというふうに思います。

支援策でございますけれども、最高限度1戸当たり100万円ということでございまして、県ともパンフレットなり等を出しているような状況も確認しておりますけれども、実際やるのかなりお金がかかるということで、それでできなくなってしまうんですね。それで、設計費等もかなりかかるというような話も聞いておりまして、自治体によっては、自治体独自で20万な

り30万なり、設計費を上乗せして助成しているというようなところも見受けられます。

また、そこら辺はここで即回答ということはできないわけでございますけれども、そんなところも含めて、何か支援に対する国・県・村、そして村の独自というようなところの考え方も含めて、検討いただきたいと思いますが、もし、考え方が出せましたらお願いしたいというふうに思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えさせていただきます。

先ほど言われましたように、なかなか耐震化が進まないということでございまして、ちょっと費用的な部分で平成27年の資料で言いますと、耐震補強工事等にかかる費用、改修工事が大体170万円、200万円弱ぐらいかかるというふうになっております。そういった中で、耐震補強にかかるそれプラス改修に当たって、それぞれさらに改修したい場所というようなことで、そういった部分も含めて改修にかかる工事費が膨らんで、二の足を踏むというような形になっているのかなというふうに思っております。

そういった中で、村として費用について独自のということでございますけれども、先ほど言われました、耐震の設計についてでございますけれども、これについても補助制度的にはございます。村の要綱的にも要綱がないわけではございません。いまだに、先ほど数字を申し上げましたけれども、耐震補強まで進んだ方という方は大分少ない状況でございまして、今後の動向の中でそういった要望等があれば要綱的にはございますので、それについては、いろんな財政等の部分もございまして、その辺と相談しながら進めてまいりたいと思います。

ただ、今は村としまして、個人の住宅の部分についてと、それ以外に今、第一次避難施設と呼ばれている地区の公民館の耐震改修も力を入れているところでございまして、この部分についても、村がほぼ負担していくということでございますので、そういった部分にも大分費用的な部分がかかってまいります。これも年次計画をもって進めていくという予定でございまして、そういった部分もございまして、財政の状況もございまして、そういった部分も含めて、今後、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） お願いしたいと思いますが、安全な村づくりに向けてぜひ進んでいただきたいと、支援もより強固な支援をいただければと、このように考えるわけでございます。

それでは、最後の質問の、3番目の庁舎等のLED化についてでございますが、今回、L

LED化を取り上げたわけですが、私のこの取り上げた背景について若干、前段で説明しておきますが、それぞれ予算案の説明の段階で、経費節減という話がよくあるわけですね、説明もあるわけですが、その結果について、特に取り上げられるのは水道・光熱費とか燃料代とかですね、そういうものを経費節減していきますという話はよく聞きます。聞きますというか、説明があります。

しかし、その結果について報告いただいたことは私の記憶の中にはないと、このように思っております。結果というのは、数値的に証明できるような結果をもらっていないというふうに理解しておりますが、そんな中で、経費節減という中で、それぞれ施設管理部署で取り組んでいるようでございますので、そういう総務課で全体を把握しているということでもないというふうにお聞きしたわけですが、そこら辺は今後の課題提起とさせていただきたいと思っておりますが、今回はそんな観点でLED化についてどうなっているのか、どう捉えているのかというところを質問したいと、こういうふうに思っておりますので、要旨1としましてLED化の評価は現状どうかと。

そして、要旨2としまして、前段の評価をする中で、今後LED化はどのような計画で進めるのか、答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、庁舎等のLED化につきまして説明をさせていただきます。

まず、麻績村の現在の状況について、若干説明をさせていただきたいと思っております。

照明器具の耐用年数は、おおむね15年ということで国で示されておりますが、庁舎につきましては、平成6年に建設されて15年を超えるような状況になっております。したがって、器具の劣化による故障も出てきておるといような状況でございます。器具の改造等を中心に、今までLED化を行ってきたところでございます。

また、国では、平成21年度に新成長戦略、また平成22年度にエネルギー基本計画が策定されまして、高効率次世代照明の出荷につきまして、2020年度までに100%にしたいというようなものが位置づけられておまして、大手メーカーでは従来器具の生産の終了を表明しているところでありまして、村としても、平成27年度より計画的にLED化を進めておるといような状況でございます。

庁舎の現在までの整備状況を簡単に説明をさせていただきますが、平成29年度までにつま

しては単独事業におきまして、庁舎の1階、2階の事務室、会議室を中心に、改造ができるものについては器具改造を、また、できないものについては交換というような形で、中心に整備をしてまいりました。平成30年度につきましては、過疎対策事業債を使う中で、保健センターを中心に整備を進めております。現在までに376基が改修されておまして、整備済みのカタログ上での消費電力でいきますと、16.6キロワットの節減という形でなっております。改修前の消費電力が25.6キロワットで、改修後の消費電力が9キロワットということで、消費電力が16.6キロワットの節減というような状況でございます。

今後の計画としましては、照明器具も今後、製造が中止ということもございますので、引き続き、平成30年度これから当初予算に盛りました村長室、町議室、また廊下等の部分、また、平成31年度以降につきましては、村民ホール、この議場、廊下、トイレ等を中心に改修を行いまして、経費の節減に努めてまいりたいという予定でおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 電気消費量ですか、今、報告いただきまして、実態も把握されておるといふことで、これは重要なことだと思いますので、今後の計画に生かされるべきものだというふうに思いますが、総務課より施設の提出もいただいたわけですが、初期投資額が非常に大きいということが特徴で、そのものが10年なり15年で償却といいますが、初期投資分をカバーしながら、さらに電気料を削減していくということですが、過疎債ということでございますので、7割は交付税の補填という考え方になりますと、初期投資額はそれほど考慮しなんでもいいのかどうか、そこら辺はあれですけども、初期段階でございますが、初期投資額が大きいという中での、そういう中でもLED化が十分メリットがあるとかいような分析はしているということでしょうか、今後の施設投資をする中では。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） LED化につきましては、議員おっしゃるとおり初期投資額が大きいわけですが、初期投資額もなるべく抑えるようにということで、交換しなくていいものにつきましては、器具の改造、安定器等を取り外して配線の変更ですとか、照明器具の清掃も一緒に兼ねて、安価にできるような形で計画をしておるところです。

また、電気料等につきましては、その年の寒暖差の関係とか、イベントですとか選挙とかあったときの関係で、一概に比較はできないわけですが、比較的影響の少ないと思われ

るところでいきますと、5月、6月、10月ころが比較的いろんな気象条件等の影響を受けないだろうというところがございます。そんなところで比較しますと、平成29年度から比べましても、5月については1,000キロワットくらい減っていますし、6月については300キロワットくらい減っているというような状況でございます。

また、電気料等につきましては、毎年、予算編成時期ですとか、決算時については比較検討をしておりますし、その中でもちょっと話とは違ってきてしまいますけれども、経費の節減という部分では、なるべく光熱費の節減ということで、今まで床暖房につきましても11月の後半から4月上旬くらいまでというような形でやっておりましたが、今現在、床暖房でも1月、2月、3月もできるだけ早くやめるという形で、あと、吹き出しのみの対応、また、11月、4月につきましては、ストーブによる対応というようなことも庁内で意思統一しております、なるべく経費の節減ということに努めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） いずれにしても、消費電力を減らすという大きな目的もありますし、経費の節減ということもありますので、自治体でも初期投資がかかるからリースで取り組むというようなところもあったり、いろいろ方策はあると思いますが、ぜひ、これでなきゃいけないということじゃないかと思いますが、最終的に言いたいことは、それぞれこういう事業に取り組む中で、事業評価をしっかりと、その目的が達成するということになれば、その施策をどう生かすかということだというふうに思います。

今回、LEDで検証させていただきましたが、結果、これらが費用削減につながればいいのではないかとということで質問させていただきました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小山福績君） 5番、塚原義昭議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 小瀬佳彦君

○議長（小山福績君） 続いて、6番、小瀬佳彦議員の一般質問を許可します。

6番、小瀬議員。

[6番 小瀬佳彦君 登壇]

○6番（小瀬佳彦君） 6番、小瀬佳彦です。

私は、麻績村の教育行政と文化財としての善光寺街道の管理及び活用についての質問をいたします。いずれも自席にて一問一答方式で行いますので、お願いします。

では、麻績村の教育行政についてお尋ねをします。

まず、質問要旨の1ですけれども、村長にお尋ねします。

村長の教育委員会委員の選任についてですが、さきの9月定例会において教育委員の人事案件が不同意となりました。これに対し村長は、同人事案件を専決処分という方法で強行をしたわけであります。そもそも村長は、教育委員の人事案件が不同意となった原因はどこにあると考えますか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、私のほうから答えさせていただきたいと思います。

実は、この案件につきましては、9月定例で不同意ということになりました。賛成少数、反対多数ということで不同意になったわけですが、その原因ということでございますが、実は、私もなかなかわかりにくいということでございます。

そういった中で、新聞等で報道された内容によりますと、3点が大きな問題ではないのかなと、こう思っております。

まず、1つとしては、学校統合が不調になったことが教育委員会の責任だというふう判断されたこと、これが1点。

それから、2つ目といたしましては、現在の教育行政に大きな不満を抱かれているということ、これが2つ目。

それから、3点目は、任期が長過ぎると判断されたこと。こういったことが報道されているわけでありまして、このことが大きな原因なのかなというふうに理解をしなきゃいけないわけですが、私の思いとは乖離しているというふうに思っております。

なぜ、乖離しているかということでございますが、もし個人的な理由、例えば私が選考させていただいた方が見識が欠如しているとか、あるいは偏った思想をお持ちになっているとか、あるいは過去において犯罪とか、それから逮捕、いわゆるこういった過去があるか、それからさらに、こうした等の理由で教育行政の信頼を揺るがすような人というような、個人的な理由であれば、私は選考は見送ったということになるわけでございます。

こうした中で、私が想像する不同意になった理由ということについて、私の思いをここで申

し上げさせていただきたいんですが、まず、1番目の、学校統合が不調になったことが教育委員会の責任というふうに判断されたということでございますが、2村にまたがる学校統合については、教育委員会ではなくて長の権限の、長の分野ということで理解していただきたかったかなと、こう思っております。

それから、2つ目の、現在の教育行政に大きな不満を抱かれているということにつきましては、私は決して現在の教育行政がうまくいっていないというふうには、私は思っていないわけでございます。といいますのは、学校教育等につきましては、特に支援教室とか、それから新たな教育等につきましては先進的な内容でもありますし、これは県、さらには国からも評価をいただいているような点もございます。

それから、さらに、今、麻績村の教育全体につきましては、村民の多くの皆さんにお支えいただいているわけでありまして、これは、私から申し上げるまでもなく、もう既にご承知かと思っておりますが、いろんな分野で村民の皆さんによって支えられているわけございまして、本当にほかには例のないような事業も多くやっている。ですから、決して私は、麻績村の教育行政はうまくいっていないというふうには私は思っていないということでございます。

それと、3点目の任期が長過ぎるというご判断をされたということでございますが、3期というのは決して長くない、私はそういった思いをしておりました。こうした思いは、多くの方から私にはこういったご意見をいただいたわけでございます。

ですから、議員から人事案件が不同意になった原因はどこかということでございますが、私はこの新聞で報道されたことかなというふうに想像するわけでございますが、私の思いとは乖離しているということになるわけです。

以上であります。

○議長（小山福績君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） そういうことで専決ということになったというふうに思われますけれども、ただ、たとえ村長の認識とは違うとはいえ、我々議会、これ二元代表制でありますので、我々も村民から負託されて選ばれてここに立っておるわけです。その議会が不同意というこの意思表示をしたということは、非常に私は重いというふうに考えております。

それは、村長の立場というよりも住民の立場に立って、この結果はどういったことに原因があったのかということをも真摯に考えていただきたいという、一つのあらわれになっているというふうに思います。

そこで、私も何点か新聞報道でそういうふうに取り上げられた原因、それはそのとおりであ

るなというふうに思っておりますし、先ほど、その中の1点、いわゆる学校統合がうまくいかなかったという原因は教育委員会ではなく、これは長の責任であるというふうに、村長の答弁の中にあつたわけですが、私は決して教育委員会の責任は軽くないというふうに考えています。

教育行政というもの、今なかなか制度が変わって、長の責任もその比重が大きくなっておるわけではありますけれども、やはり第一義的には教育委員会というもの、この学校統合の出發も教育委員会からの答申といたしますが、そういった提言があつて、長がそれに伴つて統合問題に臨むという、こういった一つの仕組みからいっても、教育委員会というものの私は責任は大変大きいと思います。

もっと言えば、教育委員会同士が、やはりもっと子供たちを中心にした話し合いがなされなかったのかなというようなことを、やはり村民の立場から見ると非常にそういった期待が大きかった。そういった意味からいいますと、逆に統合がかなわなかったことへの失望といたしますが、非常にその辺の不信感というものが、私はまだまだ大きいんではないかと考えています。

そして、さらにつけ加えれば、そういったことがその時々できちんと説明をし、そして住民がそれについてきちんと納得できるようなことを積み重ねてきたのか。私は、住民の不信感というのは決して少なくないと思います。行政側から、執行部側からいえば、事あるときにそのことは広報でも、あるいは説明でも、あらゆる場面で話をしてきたということもおっしゃられるかもしれませんが、しかし、私が聞くところでは、そういった執行側に対する不信感というものは小さくないというふうに自覚をしております。

さて、教育委員という委員さんに対しての立場ですね、私は、いろんな立場から選ばれるというのがこの教育委員会の仕組みであると思います。そして、その教育委員会の一番大きな特徴は、そういったいろんな立場から選出された村民のいわゆる多様な意見を、合議制という形で反映する、これが教育委員会の私は最大の意味だというふうに感じております。

今回の人選は、ある意味、村長の説明を聞く限りでは、教育行政の専門性を有する人材ということに大変固執していたのではないかと、そのことが、逆に私どもが聞き得る限りの今回の専決処分の理由として、ほかに人材が見当たらなかったという説明につながっていると思うんですが、果たしてその選択肢が正しかったのかどうなのか、その辺のことを聞きたいと思っております。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） ただいまのご質問に対する答弁の前に、最初のご質問に対しての再度のご意見ございましたけれども、私が申し上げました不同意になった原因はどこにあるかということですので、私としてはこうではないかということに答えたわけでありまして、このことが専決処分をした理由ということにはならないわけです。専決処分は、あくまでもこういったことで不同意になりましたので、また仕切り直しをして選考に入ったわけでありまして、結果的にこういう形になったということにございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

それとあわせて、いわゆる学校統合につきましては、私ども行政としての説明はそれなりにやってきた。それからまた、この学校統合につきましては、本当に多くの一般の方も委員となられて、それぞれ学校統合に向けてご努力をされておられたと。そして、その皆さんも、私どもの思いも、それから教育委員の方々の意見も、この地域は一つだと。何とかそういった方向に向かっていかなきゃいけないということで、最終的に両村長案が提示したそうした案に、麻績村の委員の皆さん全てが賛同していただいて、説明会には一部では反対もありました。でも、皆さんそういったことをやっていこうということになっていたということは、ご承知のことだと思えます。しかし、結果として筑北村さんで体制が変わりました。ですから、筑北村さんで大きく方向が転換されたと。そのことによって、今回の学校統合については断ち切れをしたということであることはぜひともご理解いただきたいと思います。ですから、今でも私どもは恐らく携わった委員の皆さんも筑北地域は一つ、いずれは一つになっていかなきゃいけないという思いは一緒ではないのかなと、こう思っておりますので、ぜひともその辺はご理解いただきたいと思います。

それでは、2つ目のご質問でございますが、教育委員会の選任につきましては、地域の実情や民意に即した教育を推進するために幅広い分野から選考している、こういったことであるわけでありまして。

麻績村につきましては、現在4名の構成となっております。まず、4名の構成のそれぞれのお立場ではありますが、一人は学校教育に精通された者、これは今教育行政の中で学校教育というのは非常に重要な位置を示しているわけです。それから2つ目。これは、二人目は社会教育に精通された方ということにございまして、やはり住民全体の社会教育、この向上のためには社会教育に精通された者が必要だということにございまして。それから、3つ目といたしましては、若い世代といいますか、保護者とかPTAとか、こういった若い皆さんの世代の方から選ばせていただくと。それから、4人目につきましては、相対的に幅広い分野で見識を有する

者、こういった中から選ばせていただいていると。そして、4人で構成されているということであるわけであります。

このたび任期によって選任された方は、一番の学校教育に精通された者ということであるわけであります。それで、今おっしゃられたとおり、教育委員会は合議制の執行機関なんです。諮問機関とか、そういうことではなくて執行機関であるわけです。でありますから、その意思決定というものは、教育長及び委員における会議において、出席者の多数決で決めるというようなそういった一人一人大変重要な役割を担っているわけであります。ですから、こうした形で、今までもこういった選考方法をさせていただいておりますし、このたびもこういった形で選考させていただいたということでございます。

こういったことをやるから極端に選択肢を狭めているのではないかと、こういったご指摘でございますが、現在では、私は選択肢を狭めているということではなくて、保護者となり得る方が、今ちょうど少ないときにあるのではないのかなと、こう思っているわけです。

こういったことで、今回の人事案件について改めて検討して専決という形で行わせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小山福績君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） その4人の振り分けということの内容を、今ルール説明をいただきましたけれども、これは特に地方教育行政法にうたってあるわけではないですね。後ほどまた教育委員会というもののあり方について触れますが、これは見解の相違ということで、なかなか人事案件については、村長の専決ですから私がそれ以上口を挟むところではありませんけれども、ただ、これがなぜ議会に同意を得るという仕組みになっているかということをお重く受けとめていただきたいと思います。

この教育行政が非常に重要であるということに、私は全く異論はございません。であるからこそ、ある意味これからの教育行政というのは、村民と一緒にやっていかなければならない。このことはもう重々承知をしておられると思いますけれども、ただ単にそこに専門性だけを優先すればいいという話ではない、そういう時代ではなくなってきたということを一言添えておきたいと思っております。

それでは、質問要旨の2として、教育委員会のあり方について議論を深めたいと思っております。

教育行政の専門性について、これは教育長に伺いたいと思っておりますけれども、まず、専門性という意味では、やはり学校経営の責任者である学校長が一番の専門家であると。教育委員の中にそういった専門性を有していても、やはり現場、今現在の教育行政の真ただ中であって、

現場を統括しているその責任者は学校長であるというふうに考えます。

そして、さらに教育委員会の中のメンバーを見たときに、教育長という存在も非常にこれは重要な責任を持っております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定では、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者というふうに書いてあります。つまり、教育長がさらに教育委員よりは専門性が高いということを生かすべきだというふうに規定をされております。

対し、教育委員に関しては、教育、学術及び文化に関し識見を有する者とはありますけれども、やはり教育行政に特に識見を有する者ということをやたってはなりません。先ほども私は申し上げましたが、仮に、教育行政に素人であっても私は多様な民意を反映するということのほうが主眼であるというふうに解釈をしております。聞けば、10月に入ってすぐに大事な大変重要な会議があって、そこに再任された委員が教育長と同行しないといけなかったというようなお話も聞きますけれども、私は果たしてその専門性ばかりがそこにいつもついて回るのかということを疑問に思っておりますけれども、そこで教育長の所見を伺いたいと思います。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうからお答えしたいと思います。教育行政の専門性についてでございますが、麻績村の教育行政につきましては、麻績村教育大綱の基本目標に沿いまして、学校運営だけではなくて、地域住民誰もがしっかりと自己表現、目標が実現できるよう整えていくべきというふうに考えております。特段、新たに選任された方がどうしても行くという問題ではなくて、そういう方が一緒についていくことが非常に重要な会議だということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山福績君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 捉え方の問題ですけれども、私、実際に教育委員の分野は非常に広く、多方面にわたっている。これ学校に関すること以外も、社会教育並びにいろいろな分野、公民館活動も含めて非常に広範囲にわたるわけですから、これを4人という少人数でそれに目を行き届かせるということも大変な役目だなということは理解をしているわけです。

ただ、教育委員という方たち、これだけ今回注目を集めておるわけですが、実際にいろいろな報道の関係を見ましても、教育委員会が形骸化されている、あるいは教育委員会改革が必要だ、いろいろな声が今まで叫ばれてきたわけですがけれども、そういった意味で、私は一つの型にはめるということではなく、新しいチャレンジをしてもらうという視点からも、多様な人材をこの顔ぶれの中にそろえ直していくといいますが、そのために教育委員の任期というものは

4年ずつそれぞれお持ちですが、1年ずつ交代されるような形で任期が訪れる、時期がずらしてあると、こういう仕組みがあるわけですから、多様な顔ぶれ、そして新鮮なまたそこに意見を吹き込むというようなことも、私は教育委員会の目的だというふうに考えております。

ちょっとそれに対して、何かご意見あれば教育長お願いします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 任期等につきましては、おっしゃられるとおりだと思いますが、教育委員の選任につきましては、地方自治体の長の専決処分でございますので、教育長のほうからその選任についてご答弁する必要はないというふうに感じております。

以上です。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 教育長につきましても、それから教育委員につきましても、選考という形につきましては、これは長の専権事項ということであるわけでございます。

今、議員おっしゃることも十分わかるわけです。十分わかるわけでございますが、まず執行機関であるということのご理解をいただきたいと思うわけであります。

先ほど、教育長のあり方等についても問われたわけでございますが、今、一般的な例を申し上げさせていただきますが、教育長、それから教育委員会の委員、特にとりわけ教育長の職務代理、この辺の実態はどうなっているかということでございます。これは、麻績村ではなくて、よその他村の多い例です。県下の例でございますが、この2人の構成というのは、教育行政、いわゆる教育実務ですね、行政実務にたけた人、それから学校教育にたけた方、この2人で組んでいるという例がほとんどではないのかなと、こう思っております。といいますのは、今、教育行政という大きな言葉で言われるんですが、この中には教育の専門性とあわせて、行政の実務もこなしていかなきゃいけない、執行していかなきゃいけないということであるわけです。ですから、具体的に言いますと、例えば改築工事であるとか、いわゆるハード事業、こういったこともやっていかなきゃいけないということがあられるわけです、教育委員会として。でございますから、両方の能力を備えたような形でそれぞれ任命されているということが非常に多くなっていると。こういったことをまず申し上げさせていただくわけであります。そうした中で、教育長及び職務代理、この2人によってそれぞれの教育委員会の方向づけがされているということでございます。

それと、何回も申し上げているわけでございますが、教育委員会は、新たな教育委員会制度

につきましては、長とのかかわりが深まるということになるわけではありますが、しかし基本的には長から独立した地位をもって定められた権限を持つ行政委員会ということになるわけでありまして、議員おっしゃるように、自由闊達な論議、こういったことも必要は必要なんです。しかし、責任ある論議と執行、これもあわせて求められるわけでありまして、そういったことを両方を勘案して、それぞれ麻績村ではそれぞれ4つの部門からそれぞれたけた人を選考させていただいているということですので、ご認識いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（小山福績君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 村長の選考の意向と伺いますか、それは十分にお聞きしました。

私、今教育長という立場で教育委員会のあり方についてお聞きをしております。自由闊達な議論が必要であるということは、村長もそのとおり認めておることでもありますように、やはりこれからの教育行政並びに教育行政以外も、この社会教育等、村の中が文化的に非常に活性化するという役目も含めて教育委員会という組織が、非常に自由闊達な意見が交わされる場であってほしいというふうに私は願っているわけですが、今回の教育委員の人選について、一つ自由闊達な意見という部分で非常に懸念をすることがございます。

実は、これ私もこの人選が引き継がれるということであれば、余りこういったことを公にするのはどうかというふうに思っておったんですが、1年前、ちょうど11月22日に麻績小学校の授業参観の後にPTAの懇談会が開催されております。そのときに、これはことしの3月定例会にもそのことを少し質問に入れたわけですが、村長と教育長がその場で、PTAの質問に答えるというようなこと、村長は時間がなくて途中退座されて学校統合に関しての説明のみに終わったわけですが、その後、教育長が残って保護者からの質問に答えるという場面がありました。そのことについては、3月定例会でいろいろ質疑応答したことで省略しますが、私もその場面で傍聴をしておったわけですが、その懇談会が終了してから、私も何人かのそのときの発言をされた保護者の方と少し意見交換をしようと思って残っていたところ、さっきの再任された教育委員の方に引きとめられまして、非常にその場で大勢その場でまだ保護者の方も、あるいは校長先生初め、教職員の方、それからその懇談会を主催されたPTA役員の方たちもいる中で、非常に大きな声で恫喝を受けたということでもあります。

これは、私もちょっとびっくりしたんですが、なぜ委員が私を恫喝したかという、私が思う理由の中には、当時、筑北村では直接請求の署名運動が行われていました。麻績村でも、実は学校統合の協議を両村で始めてほしいという、そういった署名活動の最中だったわけですね。

私もその活動に参加しておったものですから、そのことに対して非常に否定的な形で恫喝を受けたということであります。結果、筑北村では1,368人、麻績村でも654人の署名が集まったわけですけれども、私に受けた恫喝は、私個人ということではなく、この654名の方たちのある意味正当な権利としての住民運動を頭ごなしに否定したという、こういったふうに私は受けとめまして、非常に強い不信感を抱いております。

これで、こういったことがあったものですから、私は一体このような一つの言論を封じ込めるような、ある意味頭ごなしにいろいろな意見を封じ込めるような、こういったことはどうなのかというふうに考えておったものですから、私個人としては不同意ということに挙手したわけですけれども、このような行動をとられたということに対して、教育長はどういうふうに受けとめますか。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうでは、そのようなことは一応承知というか、そういうふうな恫喝を受けたというような時点は、私のほうでは把握をしておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） その場には、教育次長もおられましたし、PTAの役員さん皆さん残っていました。その後、私は皆さんとも少しお話をしました。どうしたんだというようなことも聞かれましたけど。私は直接その場でこうこうこうだというお話はしませんでした。保護者の中にもその場に、直接そばにいて聞かれていた方もいらっしゃいます。もしあれならご本人にも尋ねていただければと思いますが。

かつて、私も昔務めていた職場の中で、嫌なぐらいこういった恫喝を受けた経験もあります。かつては、やはり古い慣習といいますか、ある意味その中の意見をまとめるということに、こういった反対意見がある意味一人を見せしめにして否定するというような行為の中で、意見をまとめるという手法があったことは、私もよく承知をしております。しかし、もうこれは前時代的なもので、まさかこんなことが教育委員会の中で引き継がれているなんてことは夢にも思っていませんでしたので、非常にこういったことを私は疑問視してきたわけです。

私に限らず、今回の不同意の態度を表明した後、私個人に聞こえている声は私も同感だというような声がほとんどです。つまり、そういうことは、少なからずほかの場面でもあったんだというようなことを私は実感して、確信をしているわけです。

それでは、そのことはまた宿題として、ぜひ教育委員会の中でまた確認をしていただきたい

と思いますけれども、次の質問にまいりたいと思います。

先ほど来、私がお伝えしておるように、やはり住民との意見のやりとり、その意思の疎通並びにお互いの意見の共有といいますが、そういったものが非常にこれから教育行政においても重要になってくるというふうに考えておりますが、保護者や地域住民との意見交換会でそういった広聴活動の必要性について教育長はどのように考えているか、お聞かせください。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 保護者や地域住民との意見交換、広聴活動の必要性ということでございますが、現在、地域懇談会等も必ず年度の初めのほうに行っております。また、PTA総会等、多様な機会を捉えて意見をお聞きしております。学校や保育園、また今順調に進んでおります子育て支援のひだまり等の各事業の連携をとりながら、相談や要望をお聞きしております。今後におきましても、必要性が生ずれば、しっかり実施をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 直近では、先月28日に地域交流センターのほうで中学生以下のお子さんを持つ保護者の方との意見交換会が行われたと思いますが、その際は何人集まりましたか。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） これにつきましては、小瀬議員さんもお承知かと思っております。先日の一貫教育に関する講演会、及び保護者との意見交換会も行いました。お子さんをお持ちになる保護者の皆さんに、家庭に直接お知らせをいたしました。そのお知らせの数は150家庭からなるかと思っております。実際に、講演会、また懇談会にお見えになって参加していただいた方は、保護者関係では9名、その他2名ということでございます。ここで出てくる課題は、昼間の務めや夜は小さな子供がいる、また土曜日は休みだからよいということも言えない、仕事やその家庭によつての休日の過ごし方等にもよります。いずれにしろ、行政懇談会もそうですが、全員が参加というところはなかなか難しい面もございます。

なお、8月にも1年生の保護者の方からご要望がありまして懇談会を開いたわけですが、5家庭あるうちの3家庭ということで、やはりいろいろな都合により参加されない方も出てまいります。今後は、その部分をどのようにしていくかということも、しっかり検討しないと難しいのかなというふうに感じておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） いろいろな人が集まるには条件が伴わないということもあると思いま

す。しかし、私が聞くところ、いや、そういう場に行って自分の意見を言っても全く聞いてくれないじゃないかという保護者の声もあるのは事実です。ですから、もちろんそれは集まりやすい場面を設定していただくのは当然ですけれども、意見を聞くという方法を直接そうやって来てもらうということ以外にも、やはり何か手だてを講ずる必要があるのではないかと。

そういったことの中で、私もその場で広聴していて、意見をお聞きする中でこんな意見が出ていたと思うんですが、麻績小の6年生の保護者の方から「中学へ上がってバスケットボールをやりたいんだけど、部活がない」と、そんなことでそういったことを何か検討してくれないかというような意見が出ていたと思うんですけれども、そういったことは検討されますか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） そのことに関しましては、今中学校のほうでしっかり検討している。また、部活につきましては、学校、校長の判断も必要な部分がございますので、検討は進めております。

以上です。

○議長（小山福績君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 先日、中学校のほうへ行って校長先生のお話を聞いてきました。12月中にそういった要望に応える準備をしているというふうにお聞きしております。あわせて、聖南中のほうからもバスケットボール部も、実は安泰ではないというようなお話が来ている。そういった意味で、合同部活ということは今後必然ではないかという印象を持ったんですが、これは前回の定例会でもお聞きしましたが、合同部活という方向で検討されるというふうにご考えてよろしいですか。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 現在のところ、合同部活という考え方は、まだまだ先のことだと思います。今は、合同チームという考え方をしていこうというふうに思っております。なお、小瀬議員さんのおっしゃられることは非常によくわかるわけですが、子供の関係で毎年要望を聞いて、いろいろな部活を1年ごと交代していくわけにはいかないということがございますので、長期的な視野に立った部分での部活を考えていかなければならないというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 全く長期的な展望を持ってというのは、そのとおりだと思います。確か

に毎年どれほどのニーズがあるかということも、その新年度になって入学生が来て、その希望をとってみたいとわからないというのは、これは事実だと思いますが、しかし、これだけ小・中の連携を密にして、そして一貫でということを検討されているわけですから、事前にどのような要望があるのかという調査ぐらいは、私は行ってもいいのかな。

その中で、やはり入学してからさあどうだということではなく、入学する前からこういうような選択肢が今可能な限りありますよというように、保護者の皆さん並びに生徒さんに提示できるということも、私は選ばれるための学校づくりとして必要なことではないかというふうに思います。

あわせて、やはり合同チームは校長先生たちの話し合いで可能なこととお聞きしておりますが、合同部活となると両方の教育委員会がやはりこれに対して同意をし、そのための手当てをしなければいけないということを聞いております。ぜひ、合同部活という形で筑北地域の子供たちの選択肢を充実させていただきたいと思います。

何かあれば教育長。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 先ほどから申し上げているとおり、合同部活の関係につきましては、まだまだ先のことだというふうに考えているというふうに言っていることは、相手校がどのような状況になるかが把握できないと合同部活、最初から合同部活をつくるということは不可能に近いということでございます。

また、部活につきましては、今ある中学校の部活の長期的な部分で立てている部活がありますので、選択肢は一応はそこからさせていただくというのが原則かと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） これは今後の進展を私も注視をしていきたいと思えます。まさにこの1点とっても、非常にこれから柔軟な発想と対応が必要になってくるというふうに考えております。

ちょっと時間のほうも押してきましたので、実はコミュニティスクールについて少し議論をしたかったんですが、またこれは次回に送らせていただきたいと思います。

質問事項2に移りたいと思えます。

文化財としての善光寺街道の管理と活用についてを少し質問したいと思います。

まず、街道文化の掘り起こしということで、私ども民間の団体においていろいろ掘り起こし

をしてきた中で、まだまだ文化財の掘り起こし、麻績村の中においても足りないなというようなことを実感しております。

その一端を少しお話をしたいわけですが、例えば法善寺の境内にある石造物なんですが、正門の階段の下にあります「廻国五千人宿供養塔」という、これはいわゆる回国行者というような民間の宗教者が全国を巡礼する中で、この麻績宿に5,000人ただで一宿一飯の提供をした。そういったもてなしたという記念碑です。私の知る限り幾つかこれと類似するような、いわゆるこれは善根宿というようなことを行った記念碑はあるんですが、5,000人というこの数字は飛び抜けています。大体1,000人、2,000人がやっとなんです。5,000人泊めた、しかも一代でというようなことは、多分全国的に見ても非常に珍しい類いではないかということと、あわせて、これはやはり善光寺へ向かう巡礼の道ならではの私は史跡であろうと思います。

ほかにも例えば麻績宿では、普通は井戸というのは縦に掘るわけですが、後ろに山をしょっているという地形を利用しながら、水源を山の麓に求め、そして横井戸的な水路、これは石積みで暗渠にした、こういった水路を自宅まで引き込みまして、そういった横井戸的な史跡も4カ所残っております。こういったことが非常にまだ埋もれているということで、まだまだ多くの街道遺産的なものは、まだ発見が可能であるというふうに思っておりますが、そういった掘り起こしをしようというようなことがあるのかなのか、検討されてきたのかなのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 時間もなくなってまいりましたので、私のほうから先に答えさせていただきたいと思います。

その前に、先ほど大変重要なお話を聞かせていただきました。教育委員人選にかかわる不同意となった理由、初めて私はお聞かせいただいたわけございまして、実はなぜこうした事態になったのかを含めて、また私も確認をさせていただきたいと、こう思っております。なお、当日、会、私も最初は参加させていただきましたが、もう一度誰の管理下で行われた会なのか、そしてまた先ほど署名活動をされたということございまして、その中で小瀬議員さん、いわゆる議員さんとしての活動なのか、また活動グループの一員としての活動だったのか、その辺またお聞かせいただきながら、そしてまたどなたの管理下で行われた会かどうかでございますが、この辺の了解を求めた中でこういった活動であったのか。その辺を含めて、私としても調べさせていただきたいと、こう思っております。

さて、ただいまの大変貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

歴史的遺産遺構、それから貴重な地域文化の保護保全、これは大変重要なことだと私も思っておりますし、私もこれにつきましては力を入れてきたと、そんなことを思っているわけであります。村ではこうした活動にこれからも力を注いでいきたいということでございます。

しかし、議員もご承知のとおり、行政でできることは限られているわけであります。そして、現在はそれぞれ地域の方々や、それから関係者とともに進めておりますし、今までもそうした形でできたわけであります。これからもそういったことが最も基本になっていくのではないのかなと、こう思っております。

さて、本日、大変貴重なご提案を数々いただいておりますが、それぞれ大変な重要なことだということは認識しているわけであります。しかし、これら全てを行政で行うということは限られた財源、そしてまた人材の中では、ほかに優先すべき事業が今、山積しております。すぐ着手せよということは非常に難しいことではないのかなと感じているわけでございます。これら議員のご提案、大事にしていきたいと、こう思っているわけであります。

それと、後ほどご質問がありました聖高原ホテルの跡地整備というご質問でございますが、これにつきましては全く今計画はございません。取り壊し等についても今計画が具体的にはないわけございまして、これは今後、財源確保を含める中で検討していきたいと、こう思っておりますのでよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、教育長、関係課長から答弁をさせていただきます。お願いいたします。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 文化財の掘り起こしについてということでございますが、おっしゃられるとおり善光寺街道、街道の文化だけではなく、村内にはまだまだ眠っていると思われる文化財も多数あるかと思えます。いただいたご意見を文化財保護委員会等へお伝えしていく中で、しっかりしたものができてくればなというふうに思っております。貴重なご意見をありがとうございます。

○議長（小山福績君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） もう少し個別具体的にいろいろ議論を深めたいと思ったんですが、時間もなくなってきましたので、1点、この質問の事前通告の中に下井堀の一口坂、これは善光寺街道なわけですが、かつては通学路として使われていて、地域の人たちも道普請をしながら道の管理をしてきたということがあります。現在、少子化によってその道が使われなくなって以降、非常に荒れた状態になっていた。

その中で、今は水道管の埋設工事が始まって、そこは通行どめになっておるわけですが、以前から例えば聖の峠で道が抜けたとか、あるいはお仙の茶屋の付近の電線に倒木がかかって、そして工事をやっているとか、いろいろそういった工事があるたびに、私はここを知らずによそから歩きに来た人たちがこの場に至ったときに、やはり事前の案内、あるいはそういった迂回路の手だては必要だなということを何回か考える場面がありました。

そこで、そういったことをやはり通行どめになった場合の事前通知というものが不可欠なということの質問を用意しておったところ、今回一口坂の通行どめに関して、街道歩きをされる方ということで麻績のホームページで案内がございました。これを見て非常に私感激したわけですが、水道室長、何かあれば。

○議長（小山福績君） 水道室長。

○水道室長（飯森秀俊君） 今年度一口坂から叶里の東側約500メートルについて、水道の布設がえ工事を行っております。工事業者のほうには通行どめ、安全管理については指導してきたところではございますが、迂回路表示についての指導徹底がなされていなかったことについてはおわび申し上げます。

そして、もう一点、弘法清水においても水道の布設がえ工事ということで、国道から上流約200メートルについて布設がえを行ってまして、それについては迂回路表示を行っておりました。

その点、指導管理が徹底されなかったことについておわび申し上げます。今後、振興課関係、水路整備等善光寺街道に沿った部分について、上下水道についても緊急工事も発生するとは思いますが、緊急事態についてはちょっと迂回路の表示がおくれる可能性もございまして、極力業者と事前打ち合わせを行い、安全管理には徹底をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小山福績君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） ありがとうございます。

私は大変評価をしております。今回ホームページ上でここが工事中で通れないというニュースが流れるだけでも、非常に村がこういったものを大事にしているんだということの具体例として、情報発信しているということと同じでありますので、そういったきめの細かい心遣いを今後とも期待するものであります。

本日はもう少しいろいろ篠ノ井線と善光寺街道に関することも触れてみたかったわけですが、時間がなくなってまいりました。

こういったことは早急にどうということではありませんので、私はまた機会を見つけながら継続して、また執行部の皆さんにいろいろご提案をしたいというふうに思っています。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬佳彦議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩をとります。

再開は11時ちょうどとします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

○議長（小山福績君） それでは、休憩を閉じ、質問を再開します。

◇ 茂木泰男君

○議長（小山福績君） 7番、茂木泰男議員の一般質問を許可します。

7番、茂木議員。

[7番 茂木泰男君 登壇]

○7番（茂木泰男君） 7番、茂木泰男です。

きょうは麻績村村内にある福祉施設の質問を全般的に行いたいと思いますので、一問一答で行います。よろしくをお願いします。

○議長（小山福績君） 7番、茂木議員は身体に障害がありますので、着座のままの質問を許可します。

○7番（茂木泰男君） それでは、1としてご質問します。

村内福祉施設的环境について伺いたいと思います。

村内に2カ所の福祉施設があるが、作業環境が必ずしもいいとは言えない職場もある。特に、山ぼうしの場合は、昨年、私ここで質問しましたけれども、作業所の建て直しはコストがかかるから計画にないという回答でした。

企業センターのLED化も計画にないとの答えでした。企業センターのLED化はそんなにコストが私がかからないと思いますが、この計画は業者に見積もりをとって、ぜひ年内に実行していただきたいと思いますが、住民課長、お願いします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 最初に私のほうから、全体について答えさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

茂木議員さんにおかれましては、以前より福祉施設の充実整備、また福祉行政の充実につきまして数々のご提言をいただいております。大変ありがとうございます。また、あわせて実現に向けてのご協力をいただいておりますことに感謝を申し上げるわけであります。

さて、ただいまお話にもございましたが、福祉企業センター並びに今度新たに加わりました分場、旧山ぼうしの作業所でございますが、これらについての整備計画については、前回もご質問いただきましたが、現在新たな計画を今進めようということで、準備に入りました。

議員おっしゃられるように、夏の暑さ、冬の寒さ等々、それから職場環境全体について決してよいという環境ではないということは十分承知しているわけであります。それとあわせて、横の道路でございますが、この道路につきましても、ようやく改良の計画が今入って、具体的に進めることに今着手しているわけでございますが、こうしたことを含めながら、今新たな整備を考えておるわけでありますが、恐らく今の状況では、今の場所に建てかえというよりも、新たな場所に建てかえるほうがよいのではないかというようなことに傾きつつ今あります。最終的にはまだ決まっておりません。

いずれにいたしましても、今整備していこうということで、財源を含めてどんな事業で進めるか、そしてまた特に山ぼうしさんにつきましては、それぞれご利用されている皆様がどんな希望をお持ちなのか、この辺の把握をしつつ、どういった作業所にすべきかということも含めて、これから詳細な計画に入っていきたいと、こう思っております。

後ほど住民課長のほうから話があるかと思いますが、具体的にどんな事業を使っていくかということ、それとあわせて一番ご利用されている皆さんがどんな気持ちでいるか。どんな希望を持っておられるか。この辺もしっかりと把握しながら進めていきたいと、こう思っております。どうかこれからも福祉施設の整備につきまして、いろんな面でご助言いただければありがたいと、こう思っております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

今、村長から話がありましたとおりであります。福祉企業センター及び山ぼうし分場の施設につきましては、老朽化が進んでおりまして大改修または改築が必要となっている状況にあります。両施設の整備につきましては、現在事務者レベルで財源の確保を含めまして検討をしている最中でありましてご了解をいただきたいと思います。

なお、細かな施設の修理につきましては、それぞれ両施設の職員、また利用者と協議をしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） とりあえず山ぼうしのカフェですけれども、これはそんなに庁舎内につくれば、仮に、将来的にはやっぱり筑北みたいのでかいの建ててやってもらえばいいと思いますが、とりあえず今現在やっているところの場所、つい立てでも立ててやっぱりカフェ山ぼうしとか、そういう看板を立ててもらってやるのが私はいいいんじゃないかな、こんなように思いますがいかがでしょうか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 庁舎の施設の利用につきましては、ちょっと詳細、打ち合わせをしないと何とも申し上げられませんが、現状においても皆さん、役場庁舎の職員について、なるべくご利用いただくようお願いはしているところでありますし、今後も山ぼうしのコーヒーについては利用させていただきたいということでもありますので、よろしくお願ひします。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） こういうことがありまして、交流センターへ売りに行った。そうしたら前の公民館長はオーケー出して机も貸してくれた。現在は、今は外で販売をしているような状況なんです、この辺いかがでしょう。教育長。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） コーヒーの販売の件でしょうか。

一応、教育委員会の関係、公民館の関係もそうですが、実際にいろいろな業者さんもいる中

で、とりあえずは今の個人情報ではありませんけれども、そういう部分でちょっとお願い、協力をお願いしている部分だというふうに考えておりますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 私、障害者の立場から言わせてもらうなら、障害者の就労場所ですか、一番必要だと思うのが、麻績村は他村に比べて、さつき村長さんに答弁してもらったけれども、大変おこなっている。これは歴代議員さんがこれを何十回やったか知れない。なかなか障害に優しい村づくり、ぜひこれは実行していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 大変重要なことであると思ひています。

現在は旧山ぼうしでございます。この山ぼうしにつきましては、村とはちょっと離れた形で進んでいたわけでございますが、運営がなかなかうまくいかない。運営すら大変な状況になってきたということで、まずは村がそれを受けて運営を暫定するというので、今進めているわけであります。

議員おっしゃることは十分わかるんですけども、ご利用者様のご意向がなかなか一つになってこないという、その辺のどういった計画をしていけばいいのか、その辺の見きわめが現在大変難しい状況であるわけです。

議員ご承知のとおり、現在山ぼうしさんを日々ご利用されておる方が2名ということなんです。そういった中で、さらに後ほど課長のほうからも話をしますが、グループホーム等を含めながら新たな作業所等についても、そういったご利用される方々の思いというものがなかなかはっきりしてこない、その辺もあるわけであります。でございますから、そういった皆様のご意向等をまずつかんで、皆さんがどういったことの方角を望んでいるか。それを出していただくことが、まず一番ではないのかなと、こんなふうに思ひしております。よろしくお願ひします。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 質問してなかなか実行できないということで、計画にあるということなことを今お聞きしましたので、ぜひとも次年度、また予算づけをして実行していただければ、私はそれでいいと思ひますが、よろしくお願ひします。

2として、安心・安全な日常業務をこなすための適正人員配備についてのお考えは。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

福祉企業センターの運営につきましては、まず企業センターにおいて、現在の在籍利用者は8名であります。職員体制につきましては、嘱託職員の所長1名、それから臨時職員の指導員が2名体制で運営を行っております。また、山ぼうし分場におきましては、現在在籍利用者4名であります。うち、現在常時利用者、ほぼ毎日の方であります。職員体制は臨時職員の指導員が3名体制で現在運営を行っている状況であります。いずれも職員数など人力的には不足はないと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 現在3名ということですが、最近1名ふえたわけですね。臨時職員。臨時指導員ですか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 常時3名でありまして、臨時の職員の臨時ということで1名ですので、月に本当に代替というような形の中で1名いますので、臨時職員は3名であります。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） それでは、3番のグループホームのことについて質問します。

グループホームの建設の今後の計画はないのか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

今後、障害のある方の介助者が高齢化していく中で、親亡き後も可能な限り生まれ育った地域で自立した日常生活を送ることができるよう、将来的にはグループホームは必要な施設だと私も認識をしているところであります。

しかしながら施設の指定による運営につきましては法人が行うことから、その事業所が安定的な経営をしていかれるような利用者数、またそれに携わるスタッフの確保ができなければ誘致は非常に難しいということでもあります。

障害のある方やその家族の意向などを踏まえて、今後グループホームの整備や誘致を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） グループホームは数年前に役場でバスを出していただいて、私も同行し

て豊科穂高にある施設をNPOの職員の案内で見学をしてきました。その中で一部の反対に遭ったためストップしているわけですが、村としてグループホームの計画は、これは確かに現場へ行ってみると、入居者の人は私たちよりかよっぽど充実した生活をしています。風呂当番、食事当番、1人部屋になっていまして、大変私も感心して、私はそこでみんな行った中で寮母さんもいる、私は大賛成だと。犯罪者が来ているんじゃないんだと。今現在ある、私の前の元植原先生の自宅ですが、あそこが候補になって、反対者はそっちの、今の村長のところに行ったというわけだ。これを聞いて、言葉がここではちょっと言えないんですけども、えらい言葉を言っていました。見下すような、私もちょっと傷つきましてね、その言葉は。

今こうやってみると、何かいつもシャッターを閉めるときに、こうやって見ると掃除はばらばら、何かあそこで顔を出しやしないかと、何か恐怖心なんか感じて、あれをどうにかして障子を張るなり、ぴちゃっと閉めるなりしてやらないと、ちょっと不気味だなと思いました。

それから、空き家対策としては一番いいと思うんですよ。NPOで全部あのとき一人一人に部屋をつくってやってくれるという話でしたので、これはいいなと思っていたんですけども、同行した一人が、茂木さん管理人になれと言ったわけだ、あのとき。いいよと、真ん前だから。そういう状況の中、まだ復活する考えはないですかね。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 当時、私も地域の皆様にお願いに上がったわけですが、そのときにはご賛同いただける方、それからご賛同いただけない方ございました。

結果から申し上げますと、受け入れをしていただけなかったという結果になったわけですが、これはそれぞれ地域の思いがある仕方のないことだと、こう思っているわけでありませう。

茂木議員さんにおかれましては、こういった面についてもご理解をいただいているということで大変ありがたく思うわけですが、さて、あの施設につきましては、精神の関係のグループホームでございました。それで、今、麻績でどんなグループホームが必要かということを含めて利用したいという方、この数が今のところつかめない、大変少ない、1人あるいは2人という、現時点ではそういう状況なんです。ですから、これについて先ほど課長が申し上げたように、これは法人として運営していくわけでありませうので、1人、2人ということでは運営できないわけだ。現在、どうしているかという、この方は、お一人の方等についてはよその施設に今入っていらっしやるわけだ。実はこのことが、同じことが、今度は麻績村

でそういった施設をつくって、よそから入っていただければ運営できるというようなこともあるわけですね。これはこの前の明治町でお話をさせていただいた例になるのかなと、こう思うんです。こういったことについてなかなかご理解がいただけなかったということであるわけです。

でございますが、いずれにしましても、先ほど課長が申し上げたように、親亡き後もずっとこの地で生きていていただく、生きがいを持って生きていただくと、こういったためにはグループホームは必要だと思っております。

ですから、一番はこれから利用されるという、想定される皆さんがどういったものをご希望されるかということですが、まだ、その希望が出てこないんです。出てくれば、どんな形のものができるかということを検討していくわけでありますが、そういったのを待ちながら、これからその地域でやっていけるものもその時点で研究したいと、こういったことでございますのでご理解ください。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） ぜひとも、人数がふえたらこんなような考えで実行していただければ、私はいいと思いますがよろしくお願いします。

それでは、福祉センターの老朽化による修繕などの対策ですが、村としてはどういうように考えているか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えをさせていただきます。

現在の福祉センターにつきましては、施設の老朽化対策のため平成19年度に施設のバリアフリー化、また、耐震補強による改修工事を行っております。その後、既に10年余りが経過しており、新しい修繕が必要な箇所も数多く出てきているような状況でございます。村としましては、限られた予算の中で事業を実施しております。修繕の必要な箇所について一度に対応することが非常に難しいということでもあります。緊急性、また安全性を考慮しながら、優先順位を決めて随時修繕を行ってまいりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） これも歴代議員さんが、現在までに数え切れないような質問をしていると思いますが、いまだにこれといった進展がまだ見えない。昨年、私が12月に雨漏りの件で質

問をしましたが、その件は今どうなっているのか伺いたい。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 私の今現在把握しているのは、倉庫のほうの雨漏りかと思いますが、実際にちょっと調査をさせていただいたんですが、原因の場所がちょっと特定できないものですから、現在も、今特定している最中ございまして、そんな状況であります但よろしくお願いたします。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） この庁舎が雨漏りと。一般家庭が雨漏りするとすぐ業者に頼んで直してもらうんですが、それが常識だと思いますが、1年たってもまだその対策がわからないという、雨漏り場所がわからないということは、業者にちゃんと頼んでやったんですか、自己判断でやったのか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 一応、業者にも見てもらいましたが、場所的なことが特定できなというのでありましたので、よろしくお願いたします。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 雨漏りというのは、やっぱりどこから伝ってくるかわからない、確かにそのとおりだと思いますが、あれは屋上はこういう屋根じゃなくて、ただ普通のコンクリで防水をかけたような、防水が切れていると思いますけれども、その防水を全部かけたら、その箇所、近くの箇所にかけたら、私は雨漏りをとめることができると思います。

なぜなら、植原先生のところが、私もちょっと携わったんですが、やっぱりコーティングしまして、上全部、そうしたら直ったんです。そういう考えは村ではありませんか。一番雨漏りが天敵だと思いますが。何かそういう考えはありますか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 一番は全面的に改修をすればいいわけでございますけれども、先ほども申しましたように、村としては財源的なものもありますので、今後また検討をしてみたいと思います。

以上であります。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） ぜひ、雨漏りのない福祉センターにしていただけたらと思います。

福祉センターは、私が来てから数十年たつものでありますけれども、建設されて初めから私
いろいろな仕事をやらせてもらいました。

その中で、センター裏にあるタンク、FRPタンク、材質はガラス繊維で特殊な防水加工を
したのですが、上には1つ、下に少し大きめのタンクが1つあります。下のタンクに関しま
しては、私、土台、H鋼という材質で、それを加工し設置したものです。外にある2カ所のタ
ンクは耐用年数が切れていて、傷みが激しく、いつ壊れてもおかしくない状態です。上のタン
クの2つはふたが壊れ、ブルーシートがかかっている状態です。タンク内の掃除はもう数十年
していないと思います。私が覚えがあるには、もう来てから何十年と大変なっていると思いま
すが、これから冬になり雪が降ればそのシートもタンクの中へ落ちる。そして、それをぜひと
も予算化していただいて、タンクはあれは私1つでいいと思うんですよ。壊れる前に1個設置
して、2つもいらないと思います。今、壊れる前にもう1個だけは設置してそれでやればそれ
でいいと思いますけれども、どんなように村は考えているのかちょっとお聞きしたいんです
が。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えをさせていただきます。

そのタンクの状況については、私も現場を見て理解をしている状況であります。

ただ、先ほどもちょっと申し上げましたが、タンクの入れかえについてはちょっとお金が、
大きな費用がかかるということで、財政とも協議をしながらできるだけ早い時期にできればと
思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） これはやっぱり計画というものをちゃんと立てて、毎年積み立てをして
やるとか、一気にやれとは言いませんけれども、検討する、検討すると言っても、やっぱり何
十年もこれかかって、あれほっぽらかしにやっておくわけにはいかない。

それから、保健所の、今、私もちょっと見てきたんですが、保健所のあれは細かく言うと許
可にならないと思います。何もタンクの掃除していないんだから。その辺どうですか。保健所
が来たときに見ないで行ってしまうのか、どんなあんばいですか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 保健所でも点検に来て、あの状況を把握はしております。

以上です。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 現在、入浴している人に見られれば、本当にこんなところに入っているのかなど。上のタンクにすると、こういうタンクがあるとすれば、この下からとっているんだから、上からパイプでとっているんですね。いろんなかしゃつばとか泥とかそういうのは入らないんだけど、やっぱり衛生的に余りよくない。そういうことを加味すると、やっぱり早急に計画を立ててやっていただきたいと思いますが、いかがなものでしょう。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 先ほども申し上げましたが、財政面で財源の問題がありますので、今すぐに私のほうですぐやりますというお答えはちょっとできませんが、財政とも打ち合わせをしながら、なるべく早い時期にできればと思いますがよろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） ぜひとも速急に対処していただいて、完成することを祈っておりますがよろしく願います。

議長。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） それからもう一つ、去年私質問して、緊急事態が起きたときにぼっちを押しますよね、スイッチを。そうすると、風呂場にもあるんだけれども、脱衣場、風呂場にもあるんだけれども、事務所だけその音が聞こえるんですね。なぜこういうことを言うかという、私、セコムの仕事をやったことがあるものですから、警備を。中で押しても、例えば私がぐあいが悪くてこうやって押しても風呂場の人に通じないわけですよ。何にもならない、ただ電気だけついているだけ。あれはどこの業者でつけたか知らない、はっきり言えば警備保障の関係じゃないと思います、あれをつけたのは。あんなことを普通はしないんですけれども、それも速急にやってもらいたいと思いますがいかがでしょう。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） すみません、私のほうでちょっとその状況を把握しておりませんが、状況を把握する中で進めたいと思いますがよろしく願います。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 私はこの間、ちょうど休みのときをお願いして行ってきて、そのスイッ

チを押してもらったんですが、やっぱりこっちの中にいる人は全然聞こえない、事務所だけが鳴っていて、ほかの入浴している人が気づかないんですね。誰か気づけばこの脱衣場で倒れているかってこっちに行くんだけど、やっぱりそれも全部鳴らないといけないので、ぜひともその業者に指導していただいて早急にやらなければいけないということを伝えていただきたいと思いますがよろしくをお願いします。

それから、議長いいですか、すみません。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） もう一点は風呂場の出入り口、男女ともそうなんですが、中へ入るところの板状のものがあって、こういう中へ入って左に曲がるんですね、女性のあの風呂。それからこの板がございます、これは何か緊急の場合ストレッチャーが入らない。こういうぐあいにやるとここだけあく。一番前のドア、入り口はやっぱり板が30センチくらいこうあります、厚い板が。これは動かないんですよ。何か緊急の場合ここへ行ってもこう曲がると入らないんで、これはもうここに丁番をつけてこうやればいいことだで、これはすぐできると思います、やる気になれば。そんなにかからないと思います。そこら辺のところを改良してやっていただきたいと思いますがいかがでしょう。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） すみません、状況を確認していきたいと思いますがよろしくお願いたします。

○議長（小山福績君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） ぜひそういう緊急事態にかかることですが、ぜひともそれはやっていただきたいと思いますがよろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小山福績君） 7番、茂木泰男議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 飯 森 茂 孝 君

○議長（小山福績君） 1番、飯森茂孝議員にお聞きします。

これから始めると、時間的に昼食を挟む場合がありますが、ご理解いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（小山福績君） わかりました。

それでは、続いて、飯森茂孝議員の一般質問を許可します。

1 番、飯森議員。

[1 番 飯森茂孝君 登壇]

○1 番（飯森茂孝君） 議席番号1 番の飯森茂孝です。

私は、平成30年12月定例会におきまして次の事項について一般質問いたします。

質問事項1、教育委員人事と今後について。質問事項2、支え合い活動と地域の安全・安心対策についてです。

自席にて質問いたしますので、一問一答方式でお願いいたします。

それでは、質問いたします。

これまでどおり提案を含んだ質問となっておりますので、ぜひ同意をしていただき、方向性を示していただければ幸いです。

それでは、質問事項1の教育委員人事と今後についてです。

教育委員人事については、村民の多くの皆さんが注目したところです。何よりも村政や議会のあり方、議会に取り組む議員の姿勢を知っていただくよい機会となりました。

また、村民の皆様から、麻績村と筑北村の教育行政のあり方に重苦しい空気と不信感が募っております。麻績村と筑北村の村民同士は仲よくやっているのに、お隣同士の村政はいつまでたっても仲よくできなく残念で仕方ない。このような状態がいつまで続くのか。両村民は、強い不安感を抱いております。

こと教育行政については、もっと真摯な態度で、将来を担う大切な子供のために責任ある教育行政が望まれています。

私は、両村が進めてきた小・中学校統合検討会議がなぜか平成25年に中断してしまいました。結果的に不調に終わってしまったことが悔やまれます。互いに歩み寄る姿勢に欠けていた結果だと思っています。残念で仕方ありません。

早速ですが、教育行政に関する教育委員人事の専決処分についてです。高野村長は、一日でも教育委員が空席になることは村民の不利益につながる極めて異常な事態で緊急を要するとの持論により、村会否決の人事案件を専決処分といたしました。

そこで、質問要旨1です。議会否決の人事案件を無視して専決処分をしてよいとの判断の具体的な理由は何でしょうか。答弁をお願いします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

○村長（高野忠房君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

教育委員人事につきましてでございますが、これは、小瀬議員さんにもお答えした点と重なるかと思いますが、ご了承いただきたいと、こう思っています。

まず、教育委員の構成について申し上げさせていただきたいわけでございますが、現在村の教育委員4名でございます。そして、それぞれの構成につきましては、先ほど申し上げましたんで省かせていただきますけれども、そういった中で、学校教育に係る方から選ぶというのは大変重要なことであるわけでありまして、特に、9月、10月、11月、いわゆるこのあたりにつきましては、学校教育については、次年度について、あるいはそれ以降の方向づけをするという大変重要な時期を迎えているということでありまして、そういった中で、学校教育に精通した方、こういった方が欠けるとということは大変異常な事態というふうに私は判断しているわけでありまして、こうしたことが、教育に携わる関係者につきましても大変な不安を抱くことでありまして、多くに非常に大きな影響を及ぼしていくということであるわけでありまして、

そういったことから、不同意となったことにつきまして、またゼロに戻りまして、もとに戻って、教育委員の選考に当たらせていただいたということでございます。そうした中で、不同意をいただいた方を含めて当たらせていただいたわけでございますが、結果的には、お受けしただけの方が誰もいなかったということでございます。そして、改めて今回再任をお願いした方へもお願いしていたわけでございますが、この方からもお断りをいただいたわけでありまして、この辺のことのいきさつにつきましては、教育委員会のホームページにも、ご本人の思い等も載っておりますので、また、その辺ぜひご確認いただきたいと思っております。

そういったことの中で、欠員もやむを得ないことかなというような思いにもなったことがありましたけれども、ぎりぎりの9月30日、私の思いも伝わったのではないのかと思っておりますが、何とかお引き受けしていただけるというようなお返事を、教育長を通じていただいたわけございまして、急遽、村の幹部会を開きまして、どうするかということございまして、

こうした中で、学校教育現場等の状況を聞く中で、どうしても空席で行くということは、責任ある立場として、それはできないという最終的な判断をさせていただいたということでございます。そうした中で、地方自治法第179条第1項3号の規定に従って専決処分を行ったということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 今、村長のほうから説明があったわけですがけれども、私は、村長が余りにも性急に専決処分を強行してしまったと、ここが非常に私としては納得のできないところで

す。

今、教育委員長もいます。そして、現在は、教育委員担当者、専決処分で1人また再度入ったわけで、4名になったわけですがけれども、そして、学校関係者などと教育業務を行っていくということは、別に、教育委員が3人であってもいいんじゃないかと、教育業務を行っていくのは可能なはずだと私はそう考えます。村の教育行政というものが、1人の人間が欠けたからといって機能不全となるのは、どう考えても理解できません。

教育委員の人事案件に特別な緊急性があったのでしょうか。甚大な災害時の緊迫した危機的状況とは、全く違います。この辺を答弁していただければ。

○議長（小山福績君） 飯森議員にお諮りしますが、先ほど、教育委員長という言葉が使われたと思いますが、今そのポストはありませんので。

○1番（飯森茂孝君） 教育長ですね。

○議長（小山福績君） ええ。お気をつけください。

高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは、答えさせていただきたいわけですが、現在麻績村の教育委員4名であるわけですね。この4名の方、それぞれのお立場で選考させていただいているわけですが、実は、これは先ほど小瀬議員さんにも申し上げたわけですが、教育委員会というのは、基本的には長から独立した定められた権限を持つ行政委員会であるということをご理解いただきたいわけです。

こうした中で、1人欠けてもいいんじゃないかというご意見でございますが、それは、私はそういうことはあり得ないといえますか、しかも学校教育に係る精通者という大変重要な立場であるわけございまして、こういった方がいなくて、例えば、今一番忙しい仕事といえますか、重要な仕事というのが、新たに教育方針を今、方向づけをしているわけですが、こういったことも学校教育に係る部分がほとんどであるわけですね。こうした中で、学校教育に精通した方が半年とか1年不在、欠員になるということは、関係者に大変不安を与えることとなります。そういったことから、半年、1年と問わず、本当は1日でもあけたくない。教育現場としては、大変不安を抱く声が、9月定例会のあと私のほうにも何人からも来たわけであ

ります。あとどうするんですかとそういった話もございました。そうした中で、責任ある立場として判断をさせていただいたということでございます。

それから、緊急の判断について、それぞれ思いはいろいろあるかと思いますが、緊急とは誰が判断したかということでございますが、これは長が判断したことであります。長が、緊急だというふうに判断をしていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山福績君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 今、高野村長は、半年、1年の不在というような言葉をお使いになりました。私は、今村長が言われたように、やはり専決処分をする前にしばらくの間空白にして人選に臨むべきではなかったかと思えます。先ほど村長も言われましたけれども、半年とか1年の不在は困るという趣旨のことは言われましたけれども、そこまでも待てなかったのでしょうか。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 人選の選考につきましては、長に権限があるということを合わせて責任があるわけでありまして、1日たりとも空白を置くということは、半年、1年と言わずに、大変重要な時期だということの中では、大変な事態になってくるという判断をしているわけでありまして。

先ほどから申し上げておりますように、今、麻績村が置かれている立場というものは、議員もご承知だと思うんですが、筑北中学校の32年4月の開校に向けての、村としての方向づけを今しなければいけないときである。それからさらに、学校教育につきましては、国の新たな指針に沿った新しい教育方針を中に加えたあり方を方向づけなきゃいけない。それから、麻績村独自の一貫教育、これは全て学校教育に係ることであるわけでありまして、こういったことをいたずらにおくらせていくということは、大変教育行政そのものに対して不信を抱かれることになってくる。それから、不安を感じる方が多くなるということの中で、そういった事態を避けたいという思いがあったということでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） ちょっとしつこいようですけども、それじゃ、先ほど村長が言った、半年、1年というそういう期間というのは、今、その発言に対してどのように思っていますでしょうか。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 半年、1年というのは何でこういった言葉が出るかということ、教育に精通された方、これは私が長として責任を持って選ばせていただく人材であるわけですが、こういった方というのは、それぞれの経歴等についてふさわしい方、それから今までの実績等、そういった中で選考させていただくわけではありますが、そういった人材というのが、今までの例でいきますと、3月とか4月とかそのタイミングで新たな方が出てくると、そういったことを申し上げているわけです。ですから、そういった中で選んでいくことはできるけれども、現時点においてはなかなか難しかったということでございます。半年、1年とかそのことを申し上げているわけです。

以上です。

○議長（小山福績君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） ちょっと、私は今の村長の不在の日時ですね、半年とか1年というふうには村長は言われたわけですがけれども、しばらくの間空白にして、やはり議会が不信任ということの重みというものを考えていただいて、その間ですぐに専決処分をしないで人選に方向を持っていてもらいたかったと、今は本当にそういう気持ちでいます。きょうのこれも議事録に残ることですので、その辺は村の長として議会の否決になったということは、十分心の中におさめておいていただきたいと思います。

村長はかわる人材がないとのことですが、私は、麻績村には教育委員にふさわしい優秀な人材は豊富だと感じております。今回の専決に対し、村民からは、はっきり言います、驚きの声や世代交代を強く望む声が聞こえています。専決されたことにより、効力を覆すことができない教育委員の専決処分に対し、村民は、本当にこれ納得できるでしょうか。私は、到底納得するとは思っていません。それよりも何よりも、不同意になったその原因を重く受けとめるそういう受け皿にやはり村長はなってほしい。私の思いが入るわけですがけれども、そういう教育行政でないと、やはり、これからも今回再度教育委員になった方にも、それはわかっていただきたいことだと思います。ぜひ、このことだけは私のほうから村長にお願いしたいと思えます。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今回の人事案件の専決につきましては、実は村民の皆様にもお知らせをさせていただいたわけでございます。これは広報等でお知らせをさせていただきましたし、それからまた機会あるごとに、またこれからもそんなお話は機会があるごとにお話をさせていた

だきたいと思っっているわけでありませんが、議会の決定、これも当然重く受けとめているということは、これは言うまでもないことでもあります。しかし、私は、新たな教育委員会のあり方等につきましては、今度は長が最終的に責任をとっていかないければいけないというような部分も今度出てきております。こうした中で、先ほど来申し上げているように総合的に判断する中で、今回の判断をさせていただいたと。長としての、長の責任として判断させていただいたと。当然、議会の皆様の決めていただいたことも重く受けとめております。そうした中で、総合的に判断したということをご理解をお願いしたいと、こう思っております。

○議長（小山福績君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 村長の気持ちは変わらないと、私は今理解いたしました。

まず、引き続きこれに関連した質問になると思えますけれども、地方自治における議員の役割についてです。私たちの役割ですよ。議員の役割です。いろいろなところから見ますと、議員は行政を監視する役目、いわゆるチェック機関でもあるわけです。議会の場で議員により否決されれば、その案が簡単には通らない、こうするのも私たち議員の役目でありブレーキ役であるということは、私たち議員としてもしっかりとした信念を持っております。

村長も議会議員も、両者は対等な民主的正当性を与えられております。民主的な二元代表制が機能しない議会は、何のためのチェック機関が問われます。そこで、先ほどの専決処分に続き質問要旨2です。村長は、村長と議会の二元代表制のあり方をどのように考えているのか答弁をお願いします。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 二元代表制のあり方については、多くの学者さんたちもいろいろと論議されていること、それからまた、マスコミ等でも社によっては考え方が大きくずれているということは承知しているわけでありまして。

そもそもこの二元代表制については、憲法93条2項に規定される。そこから発生している。そして、これによって地方自治法でありますとか、その係るいろいろな各種例規、いわゆるこういうことが定められているというものであります。住民が直接選挙で首長、いわゆる麻績村でいうと村長と議員さんを選ぶという、いわゆるこういった制度であるわけでありまして。

こうした中で、今、それぞれ住民が選んだ長、それから議員、対等の立場でないかというご意見かと思うわけでありまして、1つは権限をちょっと整理させていただきますと、長という立場になりますと、ご承知だと思うんですが予算や条例、いわゆるこれを議会に提出する権限といいますが、そういったものがあるわけでありまして。それからさらに人事に関する権限、こ

ういった大きなものがあるわけでありますが、これがいわゆる包括的事務処理権限、いわゆる執行権と言われるものであります。こういった権利があるわけです。

それから、今議員がおっしゃるように、議会につきましては監視するという権限、いわゆるこれがあるわけでありまして。しかしこうした中で、二元代表制におけるいわゆる長と議会の権限が均衡のとれたものであるというふうに思われがちでありますけれども、見方によっては、実態はそうでないわけですね。実態は。ですから、今学者等でこの二元代表制における首長と議会の権限のあり方等について、いろいろな論議がされているということでございます。

一例を申し上げますと、例えば議会は長が提出する予算提案権限、こういったものを侵すことはできないということになっています。すなわち、新しい事項について、議会で増額計上等これはできないということになっているわけです。こういったことを含めて、実質、長の予算案に対して追認機関化しているんじゃないかというようなことも言われているわけです。一部学者の中では。そういったことから見たり、それからさらには、今回の人事案件もそうでございますが、専決でありますとか、さらに、再議という手法がございまして、いわゆるこういうのを見ても果たして長と議会の権限は同じかということが言われるわけでありまして、見方によっては違うということも出てくるわけですね。

こうした中で、これは私の思いではなくて、いわゆる一般的には言われるかと思うんですが、議会につきましては長の執行についての監視、いわゆるチェックをする、それからさらに評価をする、こういったことのほかに、例えばこの一般質問を例にとってみれば、政策、提言、あるいは立案、こういったことを行えるわけですね。こういったことができるわけでありまして、ぜひとも地域課題解決に向けた未来志向での議論を交わしていくこと、こういったことが必要ではないのかなと、こう考えているわけです。

ですから、議員ご質問のように二元代表制、いわゆる今の法に基づく二元代表について、これは全く文字どおりの内容にはなっていないということは私も認識しておりますが、今の法律については、それぞれ憲法に基づく決まりになっているわけでございますので、これはこういったものであるということを認めているわけです。

以上です。

○議長（小山福績君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 私、本当、今回議員をやっているとして、議員のある程度採決したことに関してこの二元代表制の中で議員の判断が議会の中に反映されなかった。この反映されなかったというところに議員としてのむなしさがあります。はっきり言って。そういうところも、や

はり村長には深く胸に刻んでいただきたいと思います。

私は、今回の件は議員の立場からしますと議会軽視です。二元代表制が機能しない村政はよろしくない。このことを訴えて次の質問に移りたいと思います。

○議長（小山福績君） 飯森議員に申し上げます。

ここで昼食休憩をとりたいと思いますがよろしいですか。

○1番（飯森茂孝君） はい、いいです。

○議長（小山福績君） それでは、要旨の3番、将来を見据えた一日も早い学校統合協議の再開をの項目から始めたいと思いますがよろしいですか。

○1番（飯森茂孝君） はい、結構です。

○議長（小山福績君） それでは、ここで昼食時間の休憩をとります。

再開は午後1時からとします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（小山福績君） それでは、休憩を閉じ、質問を再開します。

1番、飯森茂孝議員の質問事項1、質問要旨3、飯森議員の発言を許可します。

飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） それでは、引き続きまして、私のほうから質問をさせていただきます。

私、午前中の質問のところで、私もやはり村政においては全ての執行における権限ですね、これはやはり村長さんが一番権限がある、力があるということです。それが私としては今まで質問していた中の感想です。午前中に私のほうから質問した二元代表制のこのあり方、これもやはりこれから私たち議員もしっかり学んでいかなければならないと、そんなふうに思ったわけです。

それでは、次に今後の教育行政についてです。

それでは、質問させていただきますけれども、村長は、筑北地域においては村を越えての学校統合が必要との思いは今も変わっていない。いずれは一緒にやっていく時が必ずくると、早くそうなってほしいと、このようなことを明言しておられます。その、この強い思いは本当でしょうか。そうであるならば、先送りはだめです。みずからの発言と整合性がとれるよう一日

でも早い学校統合協議再開への道を開き、筑北村との良好な関係改善への橋渡しをして、難題を切り開いて行ってほしい。この思いを質問要旨3にしました。

将来を見据えた一日も早い学校統合協議の再開を考えてほしい。それについての答弁をお願いいたします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 3番目のご質問の冒頭に、先ほど午前中の二元代表制のお話がありました。私も誤解をされてはいけませんので、ちょっと追加をさせていただきますけれども、先ほどの中では長と議会の均衡ということで、誤解を招くかのような発言をしたわけですが、そういうことではなくて、均衡を崩すということではなくて、政策とか提案、立案、いわゆるこういったことは議会にも権限がありますし、これはやっていただかなきゃいけないことだというふうに思っているわけです。

でございますから、いわゆる地域課題に向けていろいろなことを論議し合う、そして、目的は、最終的には住民の福祉の向上ということを互いに今目指すわけですから、ともに汗を流すということが必要ではないのかなと、こういうことを申し上げたわけがあります。

ですから、こうした中で、機能をそれぞれ分けてみれば、この部分は長に権限がある、この部分は議会に権限がある、そういったことが幾つかあるということをお知らせしたわけですが、どちらが上だ下だということは申し上げていないので、その辺をご理解いただきたいと思います。

こうした二元代表制が機能しているということから、本日のようなこうした論議ができるというふうには思っているわけです。ですから、これからもそうした論議を交わしながらよりよい村づくりをしていきたいというふうに思っているわけがあります。

さて、ご質問の将来を見据えた一日も早い学校統合協議の再開をということでございます。これは議員の思いと私の思いも同じであるわけがあります。このことについては、何度もお答えをさせていただいております。少し経緯を申し上げさせていただきたいと思うんですけれども、筑北村さんとの麻績村との協議は、私と筑北村さんの前村長、飯森村長さんと始めたわけでございます。両者就任が近かったということで、就任後直ちにこの地域のためということいろいろな話し合いをいたしました。その中で、学校統合を最優先でしようではないかと、そんなことで両者話し合ってきました。経過はいろいろとあるわけですが、最終的には、両村長でこれからの地域の学校のあり方ということについて両者で方向づけができました。

た。二人でできました。

そんな方向でいきましょうということになったわけですが、実は、筑北村さん、麻績村もそうでありましたが、両村で大きな選挙がございました。これは、長の選挙と議会の選挙、両方あったわけでありますが、お互いに、ならばこの続きをぜひともまとめ上げなきゃいけないということで、選挙には頑張って当選してお互いにこの実現に向けようということであったわけでありますが、筑北村さんは選挙の結果、長がかわられたということでございます。

かわられた長、関川村長さんとも私はいろいろなことで、就任当時からいろいろな話をさせていただいておるわけでありまして。この中には、いろいろ今両村で進めております共同事務でありますとか、それから広域で行ういろいろな共同事務について、この筑北地域としての思いはどうすべきかというようなことについても両者で話し合い、そして連携をとり進めているわけです。今でも保険事業等々、土木の関係とかいろいろな面でも連携をとって進めているということでもあります。

こうした中で、関川村長さんの思いもじっくりと聞かせていただくこともありました。その関川村長の思いも、実は聞けば理解できるわけでありまして。といいますのは、筑北村さんは合併して10年ということなんですね。10年という中で、まだ村が一体化しているという思いはないんだと、至るところに一体感に欠けることが多々あると。こうしたことで、私の使命は筑北村を1つにしなきゃいけないという使命なんだということで、選挙の公約の大きな部分に、筑北村は1つ、私は筑北地域は1つという思いであったんですが、それから前の村長さんも筑北地域は1つという思いだったんですが、今度の関川村長さんは、まず筑北村を1つにしていかなければ筑北村の発展はないというそんな思いで、筑北村を1つという大きな公約を掲げて村長選に臨まれたということでございます。

そういったことで、いわゆる筑北村の村民の皆さんが関川村長さんを選ばれたということでありますから、いわゆるこの方針が貫かれているというふうに私は理解しているんです。そうはいっても、村長さん何とかこの地域は1つにやってみようという話は行っているわけでありまして、ご承知のとおり、筑北村さんはいわゆるそういった方向を転換された中で、今学校につきましては、筑北村は1つという思いの中で坂井小学校の閉校、いわゆる学校を閉じる、それからまた新たに学校を開設するというそういったいわゆる具体的な事務といいますか、そんなことも今進めているということもお聞きしているわけでありまして。記念誌の発行とかそういうことを含めて、今進んでおるといようなことを聞いております。

それからさらに、議員ご承知のとおりだと思っておりますが、麻績村、旧坂井村、長い間ずっと一

緒にやってきた、そして、この地域は1つだという中で進めてきた筑北中学校、ここからも、この組合からも離脱をして独自の方針で今進んでいるという実態であるわけです。こうした今の進みの中で、今、筑北村さんがこういったことで進んでいる中で、それはやめてくださいよということは、実は言えないタイミングなんです。タイミング的には、今そういった状況です。ですから、今、麻績としてはどうなんだということになりますと、今、そういった歩みをしている中では、麻績村としては将来を見据える中で、将来を見据えるということは、将来この地域が1つになってもやっていけるんだと、やっていかなきゃいけないという思いの中で、ならば麻績村はどうしていくのかということ、今、検討して進めているわけです。

ですから、麻績村についてはそういった事態になっても、今、麻績村は麻績村としての独自の方針でやっていかなきゃいけないということでやっておりますし、それからまた将来一緒になっていける、そんなことも考慮する中で、今、学校運営については検討しているわけです。今回、学校統合協議の再開をとということでございますが、これもそのタイミングが来れば始めたいという思いは私は変わっておりません。

ですから、ぜひ、そういった機会が早く来ることを私は願っております。それとあわせてまして筑北地域は1つという思いは、いろいろな面が出てきているわけですね。人口減少とか、過疎化とか、高齢化とか、こういった中で、やはりそういったことはこれから真剣に考えていかなきゃいけない時代に来ているということを申し上げたいと思っております。

学校統合については、議員の思いと私の思いも一緒であるわけであります。

以上であります。

○議長（小山福績君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 高野村長が今答弁されて、私も今のこの現状を考えますと、高野村長が言いましたとおり、非常に大変で難しい状況だと思うんですね。その統合のことを考えると。私は、今、高野村長が言われた難しい難局であるということは、私は全然否定しません。ですので、そんな今だからこそ、高野村長にはやはり申し上げたいことは、筑北村の関川村長とトップ会談をやっていただいて、将来のことも考えて、要するに統合問題については、やはりお互いにこれからの友好的な関係とかそういうものを考えるのであれば、学校統合の協議の再開もやはり置いておいていただいて、なるべく早いうちに統合したいという、麻績村はそういう気持ちがあると村長さん言われました。ですので、ここの難局を打開するのは、やはり先ほどから思っていますけれども、高野村長、そして関川村長が腹を割った話をしていただかないと、これは全然前に進んでいかないと思います。ぜひここで私の提言としては、近いうち

に教育委員の方々とかそういう人たちとの交流も盛んにしていかなきゃいけないということを見ると、トップ会談をぜひやっていただきたい、これを提案します。

私の思いは、いつまでも様子見をしていたんではだめだと、こちらのほうから積極的にそういう再開も考えるべきだということをお願いしたい、そういう気持ちです。私は筑北中学の全校生徒が68名というこんな状態を考えますと、もう時間がないと、そういうふうに私は思っています。

ですので、ぜひ関川村長とトップ会談をしていただきたい、これを提案いたします。

それでは、時間も押し迫ってきましたので、質問事項の2です。支え合い活動と地域の安全・安心対策についてです。

前回の一般質問でもいろいろ質問しました。そんな中で、万が一のときに命をお互いに守るための活動、村民とともにこういう命を守るお互いさまというそういう安全・安心な村をつくるためには、非常に支え合いマップというのを早いうちに完成させなければいけない状態となっています。去年の12月末で麻績村での高齢者の1人世帯数は300世帯を超えております。そんな中から、去年支え合いマップの進捗状態を聞いたんですが、全地区25地区の中10地区しかやっていないと、マップづくりですね。これで、私は実はマップづくりの実態を聞かせていただきたいと。行政のほうとしては、どのような要するに指導をしながらマップづくりをやっているか、去年は10地区でしたけれども、今年度はどんな感じになっていますでしょうか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、支え合いマップについてのご答弁をさせていただきます。

麻績村においては、平成26年11月に発生しました長野県北部地震を契機に、平成27年度より災害時住民支え合いマップの作成を推進してまいりました。これまで、支え合い台帳については先ほど議員も申しましたように、去年は10地区でありましたが、現在14地区で支え合い台帳の作成が済んでおります。村内の半数以上の地区で台帳が作成されているという状況になっております。また、あわせて各地区においてマップの作成も実施をしていただいているところがございます。このほか、これまでに地区への説明会が済んでいる地区が3地区、それから今月説明会を予定している地区が1地区というような状況でございます。

近年、全国各地で豪雨や地震の災害が発生し、大きな被害が出ている状況であります。当村においても、糸魚川静岡構造線における地震の確率も非常に高くなっておりますので、いつ大

きな地震が起きてもおかしくない状況下にあると言われております。そのため、村としましては、全地区で支え合い台帳、マップの作成を早急に進めたいと考えているところでございます。地区での防災訓練や集会などの機会に、各地区で説明会を開催させていただきまして、住民の皆さんに安全・安心な村づくりについてご理解、ご協力をいただきながら現在進めている状況であります。

また、支え合い台帳やマップの作成の終了が最初の目的ではなく、作成したマップなどを利用して安否確認、また避難訓練など、定期的にそれぞれの地区で継続していただくようお願いをしているところであります。住民の皆さんが災害発生時に迅速な対応がとれるよう、各地で取り組みについてもお願いしているところであります。

以上であります。

○議長（小山福績君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 私のほうからは、災害時に必要な避難台帳の作成というのは地域を支える情報源でもあります。ぜひ行政指導もしっかりしていただいて、なるべく早い完成を目指してほしいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

これから本格的な冬のシーズンになるわけですが、除雪と凍結対策は地域の要望でもあります。そんな中で、私はいろいろな方にお話をさせていただきましたけれども、日々介護者を玄関から玄関まで車で送迎をされている通所介護事業所の方、また訪問看護職員、見守り役として民生児童委員からは、1月の後半から2月、3月、この辺が凍結した道路で各家庭に訪問すると、この場合非常に神経を使い、車を運転するのに非常に危険と隣り合わせだと、そんなようなことも聞かれます。

ぜひこういうところ、質問要旨2ですけれども、急峻な坂道ですね。急峻な冬の村道、危険箇所の把握はされているか。また、除雪対策は昨年と変わらないかどうか、この辺を答弁願います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

村内の除雪路線につきまして総合延長91.5キロとなっております、村内業者6社をお願いをしているところでございます。それ以外の道路につきましては、地区ですとか、それから個人での対応ということでお願いをしているところでございます。

除雪の出動の基準につきましては、降雪10センチということで、標高差が麻績村の中にありますので、そういった持ち場の業者におきましては、標高の高いほうについては下見をさせていただくなどの対応をとっていただいているところでございます。

また、路面の凍結防止については、各区長さんを通じて地区内の塩カルの散布をお願いをしているところでございます。

地形的に凍結等の発生する箇所が村内に数カ所あることは承知をしておりますけれども、凍結等により恒常的な危険な箇所については、地区の懇談会等の折に迂回等をお願いしているところでございます。その時々降雪、降雨や気温等によって路面状況が変わりますので、通報等があれば、危険度や緊急性を考慮して、職員が対応するというのも一部にはございます。

いずれにしても、村内91.5キロを6社の業者さんをお願いをして、今既に手いっぱいという状況でございます。幹線から始めてということでございますので、なかなか一気に除雪をするというのは難しい状況でございます。そういった中で6社に委託をして進めておりますので、多少ご迷惑をかけるところがあるかと思えますけれども、その辺はそれぞれに気をつけて通行していただくというような形をお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） きょう初めて村道は91.5キロということを知りましたが、あと6社の方たちで10センチ以上降ったときに対応しているということなんですけれども、本当に私、今回このような質問をしたのも、村民の皆様から寄せられた本当に小さな声ですけれども、今回もこのように粘り強く質問したわけですけれども、行政の職員の方々は大変だとは思いますが、ぜひこれからも民生児童委員の方たちとか、そういう方たちも冬の本当に凍結したようなところで訪問して、一人一人の安全を確認するというような、そういうような課せられた委員でございます。ですので、ぜひそういう人たちのことも考えながら除雪には気を使っていたきたいと思います。

それでは、時間がありませんので、次の質問に移らせていただきます。

これも、前回でもブロック塀の対策について質問いたしました。

個人所有の調査を前の質問でもしましたけれども、教育長が通学路の中では、道路沿いには個人所有の部分で調査が必要かなと思われる部分も見受けられたと。今後早いうちに調査を行うと教育長の答弁でしたけれども、その後、進捗はどのようになっているか。

また、ブロック塀に対しては、私、たまたま安曇野の警察署、麻績村警察署駐在所のところ

へ行きましたら、あそこの周りは完璧にブロックは除去されていました。そんなことを考えますと、やはり麻績村でも、個人の所有であるブロックのほうにもいろいろな啓蒙活動をしながら、危険性のあるものに関しては行政も少しは目を通すような感じになってほしいと思いますけれども、その対策などはどのようになっていますでしょうか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） ご質問のブロック塀の点検につきましては、村の通学路の部分については教育委員会、それから防犯の関係、あと学校の関係者、それから安曇野署の生活安全課のほうで一緒に回らせていただきまして、村内のブロック塀、あるいは、それに限らず通学路の危険箇所等を確認しております。

以上です。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 私のほうからもお答えをさせていただきます。

大阪の北部地震の事故を受けまして、7月の広報でも各個人でブロック塀の点検をお願いしているところでございます。ブロック塀の安全確認は、所有者の責任ということでございますので、村では個別には行っておりません。引き続き個人で行っていただくということでお願いをしたいと思います。

ブロック塀の安全対策につきましては、今現在事務手続を進めておりますけれども、早ければ1月から麻績村ブロック塀等防災対策推進事業補助金交付要綱を設けて対応していきたいというふうに思っております。

先日、国のほうでも、政府で27日にはブロック塀の耐震診断の義務化を閣議決定されているところでございますので、村としても、今後そのブロック塀の安全対策についてはやっていくということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（小山福績君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 今ブロック塀のお話をしていただいたんですけども、村でもブロック塀等防災対策促進事業補助金というような枠が設けられていると思いますが、実際にはこういう補助金というのは、どういうところに使用するものなのでしょうか。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） これからでございますので、お間違いのないようにいただきたいと思っております。早ければ1月からということでございますので、これからでございます。

それから、内容でございますけれども、道路沿いにあるブロック塀に対する撤去に対する補助、それから、その耐震改修を行う工事に対する補助ということで考えております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） ありがとうございます。

もう時間もありませんけれども、後半は随分時間がなかったものですから雑駁な質問になってしまいましたけれども、また次回の質問、私自身も楽しみにしていますので、どうかよろしくをお願いします。

○議長（小山福績君） ここで飯森議員に申し上げます。

先ほどの発言の中に、「民生委員の児童の方」という発言がありましたが、「民生児童委員の方」ということで議事録を訂正させていただきますが、よろしいですか。

○1番（飯森茂孝君） はい。

○議長（小山福績君） では、1番、飯森茂孝議員の一般質問が終了しました。

◇ 塚原利彦君

○議長（小山福績君） 続いて、2番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。

2番、塚原議員。

[2番 塚原利彦君 登壇]

○2番（塚原利彦君） 2番、塚原利彦です。

さきに通告いたしました事項について伺います。

1点目は、教育方針の検討・研究部会と教育委員の専決再任に関して、2点目は、聖高原の別荘事業について、3点目として、消費税増税と行財政について、いずれも自席にて一問一答で進めたいと思いますので、お願いします。

それでは、伺いたいと思います。

まず最初に、麻績村独自の教育方針の研究・検討部会と教育委員の専決再任に関して伺います。

現在、研究・検討部会は3つの部会に分かれて進められておりますけれども、中でも保育園・学校部会については、これまで10回行われておるかと思っております。その協議内容は、館報お

み、それからホット情報、そして村のホームページなどで伝えられております。

保護者の皆さんには、このほかに資料の配布などもされているかと思えますけれども、そこで質問要旨1として、ここまで進められてきた研究・検討の内容や方針などについて、保護者の皆さん、それから村民の皆さんの理解と納得状況、これらをどう見ておられるか。もし不十分だとすれば、対応はどのように考えておられますかお聞きをしたいと思えます。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 3部会の検討内容等のございですが、3部会の検討内容につきましては、この後、次長のほうからご説明をいたしますが、保護者や村民の理解や納得状況につきましては、今議員のおっしゃられたとおり、部会開催後できる限り早く会議録の公開をしております。

保育園・学校部会では、一貫教育や家庭での指導に関してリーフレットを作成し、保護者会等でも中学校、小学校より説明を行いながら全家庭に配布をしております。保護者の方々に、リーフレットに目を通していただき、できることから実行をいただいているものと思っております。

子育て支援関係につきましても、部会にて検討されている部分で、ひだまりを初め、保健福祉と連携をし、幅広くお知らせする中で利用をいただいております。

社会教育部会では、公民館事業等の検証を行いながら行っており、それぞれ村民等にご理解をいただき進め、参加等をしていただいているところであります。

なお、十分か不十分かというようなことをございですが、これにつきましては、教育委員会関係だけではなく行政関係につきましても同じことが言えるかと思えますが、広報等も時間で読めない方、インターネットを利用していない方、また都合によりまして地域懇談会等にも出られなかった方等については、お伝えできていない部分について不十分と言えるかもしれません。しかし、ご理解をいただいている方は事業にも多く参加をしてくださっております。

なお、それぞれの方々の考え方があろうかと思えます。十分、不十分については、あると思います。今後も引き続き機会あるごとにお伝えをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、次長より内容を申し上げます。

○議長（小山福績君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） それでは、部会の検討内容についてご説明をさせていただければ

と思います。

まず、保育園・学校部会につきましては、昨年から、この12月に開催する部分まで11回、子育て支援部会は16回、社会教育部会は8回と回数を重ねて開催しております。

また、社会教育部会については、さらに分野別に小部会というものを開催し、より細かな部分に至る検討を行ってきました。

子育て支援部会につきましては、主に麻績村の全ての子供たちの成長をそれぞれの組織がお互いに連携し合う体制づくりの再確認、支援を必要とする子供について未就園から途切れない継続した支援のあり方などを、また社会教育部会においては、現在の公民館や社会体育の課題を洗い出し、住民ニーズに合った講座の開催、満足度の高い事業の開催、また保存と活用を共有させた今後の文化財保護の方向など従前の考えを見直した中での検討をそれぞれ行っている部分でございます。

そして、ご質問にあります保育園・学校部会ですが、一貫教育の実施に向け細かな8つの分科会を設置しております。その中で決められた年度の計画、あるいは今後の課題など分科会ごとに協議し、部会全体でその情報を共有しているところでございます。その中で始められるものについては、前倒しをして実施しているところであります。

実際に始めているものとしまして、先ほど教育長から説明がありましたとおり、学力向上に向けたリーフレットである学習の手引の作成、それから、それを児童・生徒がいる全家庭への配布、また読書指導部会によります中学校で29年度より実施した自分のお勧めの本を紹介し合うビブリオバトルというものがございますが、これを30年度は小学6年生と合同で実施。

また国際理解部会による中学校の学園祭へ小学校6年生を招待し、英語劇やスピーチを参観、また健康教育部会による信大医学部との連携事業による小・中学生の成人病予防事業の実施、またICT教育部会による文科省事業でありますICT教育アドバイザー派遣事業による小・中学校でのICT教育の整備検討、及びICT支援員による学校への情報教育の支援等、さまざまなことを行ってきた部分であります。

以上です。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今、部会で実施をされていることについて、これまでの経過といいますかお話しいただいたんですが、ちょっとお聞きしたのは、最初にちょっとご答弁ありましたけれども、理解状況といいますか、納得状況とっていいのか、そういった部分についてどういうふうに見ておられるかということなんですが、保護者の方とか教育関係の方などは、ある程

度承知をされているといいますか、そういうことなのでしょうけれども、一般の方はホームページ等も見られない方とか、そういう方については、どういうことをしているのかということについて理解度には差があるというようなことでしたので、これは恐らくPTAの会議だとか保護者会とか、そういったものの中ではいろいろ意見も出されて理解度も深まっているかと思うんですけれども、一般の村民の方は、そんなに理解度といいますかは薄いというふうに思います。

私も館報やホームページに記載の部会の進展状況を見てはいますけれども、今の教育方針や、その形だとか進め方とか、何がどう変わるのか、そして、いつまでに方針をまとめるのか、そういったような部分、どうもよくわからない部分があります。

多くの村民の皆さんもそういうふうに思っているんじゃないかと思いますが、保護者の皆さんには、学力向上に向けたリーフレットということで、私も教育委員会のほうからいただきましたけれども、そういったものも配布をされているようなんですけれども、部会の研究・検討の理解や周知、それから今後どういうふうに進めていくかというようなことについては、教育関係者の方とか、保護者の方がしっかりとといいますか理解していただければ、一般の方はそれほどでなくてもいいということで、そんな感じなんですか、考え方は。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） そういうことですから、実際には館報でも必ず部会の後に、いつ幾日に部会を開催しますよという情報を流しながら、できるだけ多くの方に部会も傍聴していただいたり、情報をしっかり後でも結構ですの出していただくとか、そういうような傍聴もしていただくことも非常に大切だということで広報等を通じて流しているところでございますので、これは麻績村の教育行政全体をやっていく部分でございますので、しっかりまた今後も時あるごとに情報提供等はしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今ご答弁いただいた中で、部会の傍聴のことを言われました。私も2回ほど出ましたけれども、正直言ってわかりません。資料も配られませんが、レジユメ等はいただきますけれども、どんなことを研究されているか、それぞれ委員の方が座っている向こう側で、何ページを開いて、ここについてはというような話をしているんですが、部会に出たことで方針をある程度理解していくということは、私は無理だというふうに思います。

それで、先日、11月28日に麻績小学校の体育館で一貫教育についての講演がありました。講

師の先生の話、内容もわかりやすく理解できたことも多かったんですけども、しかし、この講演についての村民の皆さんへのお知らせとありますが、これは公民館報の9月号、10月号に教育方針の部会報告欄、そこにお知らせの記載がありましたけれども、当日近くになって広報の無線等では、その後に行われる保護者の皆さんとの懇談会とありますが、それについてのお知らせはあったんですが、この講演についてはたしかお知らせがなかったというふうに思うんですけども、一貫教育について地域の人たちも学校に協力をして地域全体で支援をしていこうということなのに、放送でたしかお知らせをされなかったと思いますが、これは何か理由があったんですか。

○議長（小山福績君） 白井教育次長。

○教育次長（白井太津男君） 今ご質問の件にお答えしたいと思います。

まず、先日の講演会につきましては、その位置づけとしましては、麻績保小中一貫教育の中で行っております3校連絡会という昨年からできたものがあります。保育園、小学校、中学校のその連絡会ということになります。その連絡会の中での位置づけの先生方に特に聞いていただきたい部分ということでの講演会を行ったものであります。

それで、それはせっかく信大の先生が来ていただけるような機会はめったにございませんので、その部分につきましては、そのほかの一般の方々、あるいは地域の方々に聞いていただいても全然問題ないということで、9月号の館報のほうで周知したものでございます。

また、広報無線につきましては、確かに議員おっしゃるとおり、28日の保護者との連絡会の際の部分は放送しておりますが、その後でそれに含みまして講演会という部分の放送もいたしております。

以上です。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） その3校の連絡会、それも部会の報告等見て知ってはおりますけれども、館報を読んだだけでは一般の方も参加してというふうに受け取るというふうに思うんですけどもね。私は放送してもらって、聞いてもらったほうがよかったんじゃないかなというふうに思いました。

では、改めて伺いますけれども、研究・検討部会に関する報告とかお知らせ、これは現在、館報や広報、ホームページだけでされているわけですけども、やっぱり村民の皆さんの理解度をより深めるために説明会等開催していく、それで意見聴取なども、そこで行って部会の協議に反映させていくとか、今後そういう努力はされていかれるということによろしいですね。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 全体については、またまとまり次第、何らかの方法でやっていきたいと思いますが、部会の開催中につきましては、それぞれの館報等の広報でお知らせしていくことになると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今の方法だけでなく、ぜひ例えば大勢の方に集まってもらった説明会というようなものも私は必要なんではないかというふうに思いますので、いずれにしましても、各部会で今進めている子育てや教育をどうしていくのかという重要な仕事です。そういう認識を村民の皆さんに喚起してもらうような姿勢で、ぜひ進めていただきたいというふうに思いますのでお願いします。

では、続いて、質問要旨2に移ります。教育委員の専決再任についてです。

9月議会では、教育委員の同意案件が不同意というふうになりましたけれども、その決定を受けて、新たな方の人選について議会終了後の早い段階で議会に相談とか協議をいただいて、そこでの話し合いを深めて、お互いに打開に向けた協力、努力を専決前にすべきではなかったかというふうに思います。

それから、ホット情報おみ10月に掲載をされた専決処分の説明ですけれども、専決に至った理由として、欠員による「避けたい教育行政の停滞と混乱」というふうにあります。具体的についてどういうことなのか、先ほどご答弁もあったかと思いますが、この部分についてお聞きをしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 今までの方への答弁と重なる点があろうかと思いますが、お許しをいただきたいと、こう思っております。

まず、趣旨の中に、教育委員の選考に当たって議会に相談すべきというご意見が含まれているわけですが、委員の選考、これにつきましては長の専決事項ということとあわせまして、長が執行機関の委員を選考する責任があるんだということをまずご理解いただきたいなと、こう思っているわけです。

もしご相談申し上げれば、そういった方があったのかどうかということは言っても仕方ないことですが、今回、不同意となった理由というのが、個人的な問題ではなく、大きな

3つの理由があるんだということでした。

まず、1つは、学校統合が不調になったことが教育委員会の責任だという判断をされたこと。それから、2つ目が現在の教育行政に大きな不満を抱かれているということ。それから、3つ目が任期が長過ぎると。こういった判断があつて不同意になったというふうに、これは新聞に報道されておりましたので、こういったことかなというふうに私は受けとめているわけがあります。

また、議員各位から、ならば候補者にかわる方、こんな方があるというようなお話もなかったわけですので。このことは議員もご承知のことだと、そう思っているわけでありまして。

こうしたことから、ご相談を申し上げなかったというのは、この辺の理由があつたということですので。

それから、ホット情報おみ、これにこの専決処分に至った経緯等について、村民の皆さんにお知らせしたというのは、これは専決処分をした長として村民の皆さんにご説明をしなきゃいけないということで、ページが限られておりますので全ては語っているとは思っておりませんが、概要について申し上げたわけですので。

その中で欠員があれば困るという、ここにある、その理由は何かというご質問であるわけですが、今麻績村におかれている学校教育に係る状況というのは、ご承知のことだと思いますが、今新たな教育方針を定めなきゃいけないという時期に来ているわけです。

まず1つは、筑北中学校が麻績単独で開校していかなくちゃいけない。あと1年、32年4月からの開校に向けて、村の教育委員会としてどういった考え方を持っていかなくちゃいけないかということもあるわけでありまして、それから、今進めております一貫教育、これらについても、きちんとした方向を出していかなくちゃいけないということでもあります。

それから、さらに今、文科省等から新たな指針等が出ているわけですが、こういったことにどう応えていかなくちゃいけないかということがあるわけでありまして。

特に、教育委員の選考については4名の委員で構成されているわけでありまして、1人につきましては、今申し上げたような学校教育が非常に大事なときにあります。これは以前からもそうでありまして、学校教育に精通された方から、それから2人目としては、もう一方は社会教育に精通した方、それから、さらにはPTA、保護者、そういった若い世代から願ひする人が1人、それから、全般に幅広い識見を持つ方から選ぶ、こうした4人の中で構成されているということでもあります。

そして、この教育委員については合議制で行われているわけでありまして、それぞれ執行機

関でありますので、責任ある論議と、それから事務の執行をやっつけていかなきゃいけないという責任があるわけです。そういった観点から、欠けることによって重要な時期に欠員がいるということは大変教育行政の停滞につながる、こんな思いがあったということでございます。

そうした中で、今回の専決処分については、いろいろなご批判があるということは覚悟をして、総合的に判断をして、法に基づいて専決処分を行ったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 私がお聞きをした中で、議会のほうにも、そういう相談というか話はしたが具体的な方は挙げてもらえなかったというようなことがあるんですが、かつてこういうことがなかったわけですから、議会が終了した後、議会にどういうふうにしたものかというような協議、そういったことは、今村長、首長の専決事項だということなんですが、それじゃ、もう全然議会にはそういうことの話や協議も持ちかけないで、とにかく自分で探さなきゃいけないということではないというふうに私は思うし、そういったことはできないということではないと、法律的とか、そういうことでできないことではないと思うもので、そういうことを専決前にされる、もう少し深い協議とか、そういうことがあってよかったのかなというふうに私は思いました。

それから、教育行政の停滞と混乱という、これが専決に至った理由ということで、今これまでの議員さんにも述べられましたけれども、ことしの10月1日以降、きょうまでの間のいろいろ教育委員会の日程とか会議とかスケジュールとかというのは、大まかでいいんですがどんなことがあったんですか。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、私のほうから答えさせていただきたいと思いますが、決して議会の皆さんを無視して、単独で進めていくという意味ではございません。専決というのは、長がやらなきゃいけないという責任があるということでもあります。ですから、もし適任者がいたとすれば、ご推薦いただくなり、そんなお話を聞かせていただければよかったという思いはあるわけではありますが、私はそういうことがなかったというふうに判断しております。

それからまた、あわせまして、停滞とか、それから混乱とかということにつきましては、こういった事態の後、麻績村の教育を支えていただいている大勢の皆様から、動揺といいますか、揺れ動くほうの動揺ではありますが、困ったことですねという、そういったご意見はいただ

きました。要は心配をすると、心配だという、そんなご意見もございました。

そういった中で、いろいろなところに波及する教育問題でございますから、これを早く決着させていかなきゃいけないと、そんな思いを、議会のご判断は非常に重い判断だということは十分承知しています。そういった中でも、私も重い判断をさせていただいたということでございます。

それから、9月、10月、11月ということは、会議以外にも非常に大事な時期であるということであるわけです。特に、教育委員会の業務というのは本当に幅広いものがございまして。表には出ない、例えば校長先生との重要な打ち合わせでありますとか、それから、新年度に向けての方向づけでありますとか、あるいは県教委との協議であるとか、いろいろなものがあるわけがあります。そして、そういったことが9月から半年間、12月ごろまで非常に大事な時期であるということを申し上げているわけがあります。

以上です。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） ちょっとその辺、詳しいことというのを聞いても、それをこちらで一々精査するわけにもいきませんが、9月30日を過ぎれば再任となったご本人がいないと停滞とか混乱が顕著になって、教育長も含めたほかの教育委員の皆さん全員でも対処ができないと、そういうことなんですか。そういうことではないですね。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 教育委員は、4名で構成されているということは何度もお話ししたわけですね。そういった中で今麻績村の教育に係る課題の多くは、学校教育に係るものが多いわけですね。それは議員もご承知のことだと思います。こういった中でその学校統合にかかわる精通者という方が欠けるということになりますと、合議制で行う教育委員会、これは執行機関としての判断、そしてまた事務執行、こういったことに支障があるということを申し上げているわけです。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 先ほどまでほかの方が質問されたことで、それと同じようなご答弁をいただいておりますので、私としては専決をせざるを得なかった理由ということは釈然としないという状況であります。

では、これはこれで終了しまして、次に進みます。

では、次の質問ですけれども、聖高原の別荘事業についてお聞きをします。

昭和37年に始まった聖高原の地上権方式による別荘地分譲は、今日まで56年間にわたって続いており、かつて高度成長期には麻績村の観光部門の主軸の事業でした。しかし、それ以降、長期の景気の低迷期になると別荘の需要も落ち込み、また別荘所有者も代がわりの時代となってきたことに伴い、運営管理の面では課題が多くなってきているというふうに思います。

それからまた、現在、別荘というよりも住んでいらっしゃる、居宅として常時生活をされている方も別荘地内に点在しておりまして、その皆さんへの日常の生活のサポートも欠くわけにはいかないということで、まず伺いたいのは、質問要旨1として、居住者、非居住者を含めた別荘地の利用者の方に対する生活関連要望への対応ですね。

これは聖高原管理センターが受け持っている部分が多いかというふうに思いますけれども、道路の整備だとか、除雪だとか、郵便、宅配物、それから高齢者の足、支障木の伐採とか、いろいろあると思いますが、その業務の現状についてちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、お答えいたします。

聖高原につきましては、観光行政は麻績村が行っております。また、観光施設等の指定管理業務につきましては、今現在委託しております聖高原リゾート株式会社が行っております。また、別荘の管理につきましては、株式会社聖高原管理センターが行っておりまして、それぞれが連絡をとりながら運営を行っているところでございます。

また、業務の内容は分かれておりますが、それぞれ協力して実施しております。その中で道路の整備、村道の除雪、村営バス事業などの交通につきましては村が行っているところでございます。

郵便や郵便小筒につきましては、聖高原管理センターが郵便局から委託を受けて行っております。また、宅配物は宅配業者が配送を行っております。

高齢者の足としましては、社会福祉協議会に委託しております福祉バス事業が毎週木曜日に運行をしております。

また、伐採等につきましては、観光課のほうで受けまして、それを聖高原リゾート株式会社のほうに委託をしている状況となっております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 住んでいらっしゃる方、それから別荘として利用されている方、その方

たちに対する生活関連のサービスということになって、今言われたようなことがあるかと思いますが、私が今回お聞きするのは、一番最後の質問要旨が一番主なんですけれども、今実態がどんなようなことかということをおも余り正確に把握していないものですから、今行われている業務等について説明いただきましたけれども、一方でお金の面ですね。

村民の皆さんなんかは、この別荘事業全体で、これにかかわるお金がどのくらい、その収支の面で見ると、どうなのかというようなことで聞かれることがあります。実際には今言われたように、観光課で行っている部分とか、それから管理センター分、こういうのも含めた部分があるかと思いますが、単年度の収支といってもちょっと難しいかもしれませんが、管理センターは株式会社で別会計ですけれども、観光課も、それから一般の業務との分離が難しい部分があると思いますので、その部分とそういった部分とそういったことでちょっと難しいんですが、正確でなくてもいいんですが、大体この事業、別荘にかかわるお金についての収支というのはどんな状況なのか、概要でいいんですが知りたいです。お願いします。

○議長（小山福績君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、質問要旨2にお答えいたします。

初めに、聖高原管理センター自体の単年度収支につきましては、6月議会の報告案件にございますように、平成29年度純利益は83万1,812円となっております。

続きまして、観光課関係も含めた別荘地事業の収支に移りますが、これからお答えする中には、交付税、固定資産税、家屋敷税、職員の人件費、あわせて水道事業については内訳金額の算出が難しいため含まれていないことをご了承いただきたいと思います。

それでは、まず初めに、29年度の決算額で申し上げます。

初めに歳入でございますが、こちらは現年度の別荘地地代の調定額で申し上げます。調定額としまして1,349万2,385円、こちらが歳入となります。

続きまして、歳出でございますが、まず一般会計の別荘地管理費、こちらが438万6,595円、聖高原地上権分譲事業特別会計、こちらが4万3,200円、草刈りなどの道路維持管理費で543万2円、村道の除雪費で554万5,760円、また、聖高原の別荘地内で行っている間伐の事業の事業費でございますが、こちらが455万円となっており、歳出の合計が1,995万5,557円となり、差額といたしましてマイナス646万3,172円の赤字となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 私もこの数字について詳しくは調べるといことは、ちょっとできない

し、難しいものでやってありませんが、今概要をお聞きしましたけれども、今やっている事業といえますか、サービスといえますか、そういうものと、それからお金の関係をお聞きしましたけれども、今お聞きをした、やっているサービス、事業、それから財政的な部分、そういう部分の中で当面する差し当たっての何か課題というようなことはありますか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） お答えいたします。

当面の課題でございますが、歳入につきましては、やはり別荘地の地代について決算額と調定額との差が開いているというのが課題でございます。

また、歳出につきましては、実際、こちらの間伐等を行ったりする別荘地の立木自体の支障木がかなり多いものですから、その整備のほうが私を感じている課題かと思えます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 6月のたしか補正で、お一人の方の職員の方が欠員というか減っているわけですが、人的な部分やなんかではどうなんですか。大変な状況なんでしょうか。

○議長（小山福績君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） 昨年よりは今年度は1名減というふうになっておりますが、何とか8月からは新しく地域おこし協力隊が入ったりして、人的には昨年と同じ3名にはなっております。なので、協力隊のほうにお願いできることはお願いして、こちら行政としてできることは行政として何とかやっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） もう少し本当は、これを専門的にといえますか、いろいろ私のほうでも調査することをした中で課題やなんかを拾っていけばいいんですが、きょうはそういうことではなくて、質問要旨の3としてお聞きしたいのは、こうした現状を踏まえて、この別荘事業の今後の方針、これについて伺いたいと思います。

この別荘地などに関する研究・検討委員会、これが置かれておりますけれども、その委員会では、どのような研究・検討が行われているのか。振興計画や総合戦略にも別荘事業のはっきりとした方針が見えません。この研究・検討委員会のことも含めて、村としてのこの先の別荘事業の展望や方針について、これは村長にお聞きをしたいと思います。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほど課長のほうから、別荘地に係る歳入歳出、どんな状況かというご質問があったわけですが、あくまでも、これは歳入の1,349万2,000円というのは調定額ということですね。議員ご承知のとおり、これには滞納があつて、このとおり入ってこないというのが実態であるわけです。

それとあわせまして、これには含まれていないというお話をしたわけですが、例えば歳入のほうでは、聖高原のこれだけの長い道路を管理したりしているわけでありまして、村に対しては聖高原の道路分だけの交付税というものが入ってきますね。

それから、あとは例えば交付税だけで申し上げても、聖高原全体については3,000万近くの交付税が入ってくるというふうに踏んでいるわけです。

それから、そのほか除雪に対しては、これは特別交付税、いわゆる特交で入る部分があります。それから、さらに、県から受託をして別荘地内の道路を除雪しているというものもごさいます。

こういったものがありますので、そして今申し上げた歳入の数字については、これは観光事業全般を含めてのものでありますので、分けるのは非常に難しいわけですが、別荘につきましては、これを運営することによって赤字か黒字かと言われると、ほぼ順調に進んでいますよという答え方をさせていただくわけです。

ならば水道料を含めてということになりますと、例えば水道料につきましては、聖だけではなくて、下流といいますか、いわゆる一般村民、下のへ水は来ておりますので、そういったものも含めておりますので、聖高原の別荘については、特に大きなマイナス部分はなくてやっていけるというふうにご判断いただければと思います。

さて、今後の別荘地の方向でございますが、聖高原の別荘地地上権分譲事業、これは昭和37年から始まったものであります。このときには地上権分譲ということで始めたわけですが、これは日本で初めてということでもございました。過去にそういったものがない中で始めたということでもございます。

これは、なぜ地上権にしたかというのと、やはりもう既に、そのときにこの方式を考えた方は将来を見ていたと、そう思っているわけです。すなわち自然保護を基調にしなきゃいけないということですね。自然を守らなきゃいけない。

それから、村の主導性と自主性を確保しなきゃいけない。これは例えばその別荘が個人に渡

っても、渡ってしまえば、その個人が主導権を持っていけば村がどうしようもなくなるという、そんな思いもありました。ですから、最終的に全ての責任は村が負えるような形にしなきゃいけないということであったということでもあります。

すなわち、こうした形で進めました聖高原の別荘開発を主体とする観光開発というのは、村づくりの基本であったということをご理解いただきたいわけです。すなわち聖高原の別荘開発を初めとした聖高原の観光開発、これがあつたから、具体的に申し上げますとJR篠ノ井線の当時麻績駅でございましたが、麻績駅に特急がとまったとか、あるいは松本・長野間の弾丸道路構想が早い時期からできて、そして、その後、長野自動車道になった、そのときの麻績のインターの位置、これは観光によって麻績のインターチェンジが決まったと、そんな経緯もあるわけですし、さらには水の確保ですね。

大きなダムがいくつもできました、こういったことも、観光による効果、村づくりの結果であつたというふうに思っているわけです。

こうした中で、時代の流れとともに大変厳しい状況に来ているということは承知しております。すなわち今別荘に対する価値観の相違と申しますが、時代が変わることによって、世代が変わることによって、そういうことが出てきております。

今、先ほどのご質問にありましたように、時代とともに新たな課題が出ているのではないかと、おっしゃるとおりでございます。しかし、私はこの地上権方式でよかったというふうに判断をしております。といいますのは、別荘地の先進地では、廃屋が多くなったりして行政では手の出せない状況になっているところが各地にあるわけです。こうした中で麻績村は、この契約期間が済めば返還をしていただいて村の自由になっていくと。村の方針でできるということになります。こうしたことで、私は正解だったと、そう思っております。

ですから、これからも自然を大切にしながら、村の自主性が確保できるような別荘地であるべきだと、そう思っているわけでもあります。

そして、幸い、最近では別荘の売買、これは個々の契約ではありますが、近年は幾つか出てきているというようなことも管理センターさんからはお話を聞いておるわけです。これはいろいろな事情があるわけではありますが、やはり時代とともに、この別荘地というのは浮き沈みがあるということではないのかなと、そういうふうに思っています。でございますから、今の方式は私は当面続けていきたいと、こう考えています。

それから、こういったことについての研究・検討委員会、当然開いていなきゃいけないというふうに思っておりますが、今大きくご審議いただかなきゃいけないという事項が今のところ

ないではないのかなと、こう思っております。

今後、別荘地内の改定でありますとか、それから、いろいろなご意見が出ております。そういったことも含めて、近い時期必要があれば、こういったこともやっていかなきゃいけないかなと、そんなふうに思っております。

以上でございますが、やはり別荘というのは時代とともに変わっていきます。時代ニーズに合ったような形で対応していくことが必要だと、そう考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今ご説明いただきましたけれども、今までの事業の評価とか、そういったことをお聞きしようと思っていたわけではなくて、それはいろいろな機会聞いておりますので、今後どういうふうにしていくかというようなことについて方向で、最後のほうに言われたものですから、具体的な部分には、まだ中長期的なことですからならないと思いますが、それを一番お聞きをしたかったわけです。

私、本当に単純に思うんですけども、東西に広い千七、八百区画ある別荘地で今後も事業を進めていくのか、あるいは区域をある程度限定した中で進めていくとか、そういったことも必要ではないのかなと、私、詳しくわかりませんからあれですが、ちょっとそういうことについて、どうなのかなということをお聞きしたかったんですが。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 議員おっしゃられるとおり、公式には聖高原1,800区画をつくったという話が出てはいるわけですが、実際にはその1つの区画を複数に分けてあるということがございますので、数については、それよりも多いのではないのかな、こう思っております。

そうした中には、当時の分譲でございましたから、急傾斜といいますか、今の建築基準法に合わないような土地まで分譲したという経緯等があるわけではありますが、そういったものにつきましては、もう以前に買い戻しをする、こういったことも進めてきております。

それから、さらに今、別荘地の返還ということが出てきているわけですが、そういった場合に飛び地といいますか離れた場所については再販売しない、分譲しない、そういう方針ではおります。

ただ、難しいのは、よく言われることが聖湖の周辺に集めれば、いろいろな経費が楽になるのではないのかと。これは当然のことです。すなわち道路管理も要らなくなりますし、水道の管理も要らなくなるわけではありますが、しかし、今おられる別荘の方々、今の土地が

今の場所がよくて、そこを選ばれて、そこへ別荘等をお建てになっいらっしゃる方が多いわけでありまして。そして、そういったところへ住んでいらっしゃる方がいるわけですね。ですから、そういった方々を小さく集めてということは非常に難しい。お考えは十分わかるんですけども、難しいことであると、そう思っております。

ですから、議員おっしゃるように、もう離れて、この地域にほとんどいなくなって、そこも返されたというようなことになると、その地域については改めて分譲していくというようなことは今抑えているわけです。

以上です。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） これに関しては、もう膨大な範囲、孤島というか、そういうことになっていくかと思っております。きょうは本当に今後についての基本的な考えというようなことで現状を聞いたりしましたけれども、これから先、これについては、またお聞きをしてきたいというふうに思っております。

では、時間もないので最後に移りますけれども、消費税の増税と行財政についてということなんですけれども、政府は来年の10月に消費税率を8%から一部を除いて10%に引き上げるということで、これはもちろん一般国民の生活にも影響しますけれども、自治体の行財政にも大きな影響があると。自治体も消費税の課税業者ですから、特に上下水道の料金、こういった部分に大きく影響があるのではないかなというふうに懸念をしております。

それで、この消費税率のアップによる村の行財政に関する影響ということなんですが、時間がもうないものですから、多分全部お答えいただくわけにいかないと思うものですから、一つ上下水道料金、それから、医療、介護、この辺について負担がふえるのかどうか、そのようなことについてお聞きしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、消費税の税率の改正について若干説明をさせていただきます。

村全体の関係について説明をさせていただきますので、お願いしたいと思います。消費税率、議員おっしゃるとおり、平成31年10月1日からということで8%から10%というところがございます。改正後の税率につきましては、消費税率が8%、地方消費税率が2.2%ということで、合計の10%というところがございます。

行政への影響でございますけれども、村の行政への影響につきましては、関係機関等からまだ詳細な通知が来ておりませんので、まだ不透明な部分が多いところでございますが、歳出一般につきましては増加となる見込みであります。例えば交通費でありますとか需用費、備品購入費、物品購入費、また委託料ですとか、使用料、賃借料、工事請負費などの事業費が増加となる見込みでございます。

また、一方、歳入においてでございますが、地方消費税率が0.5%ふえることから、地方消費税交付金が増額となる予定でございます。

また、新聞報道でもございますが、法人税の見直しも税率アップに向けて検討をしているということもありますので、今後ちょっと注視をしてみたいなというところでございます。

村民への負担の関係でございます。住民への影響が考えられる事業につきましては、消費税を納めなければならない上下水道や観光事業が想定されておりますが、現在担当課において検討を進めております。

また、指定管理事業につきましても至急詰めていく予定にしておりますので、また政策的事業として行っております村営バス等の利用料金は、現在のところ値上げ等は想定をしていないところでございます。

11月に村長ヒアリングで全課のヒアリングを行っておりますが、その中でも消費税のアップについての検討を進めるようにということで話し合っているところでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 時間もありませんので、1点、ちょっとこれはどういうふうに聞いたらいいかというか、水道料金、下水道料金かな、内税、外税というので、これについてインターネットなんか見ると外税にしたとか、そういうあれがあるんですが、ちょっと私、詳しく今の現状たしか内税じゃなかったかと思うんですが。

○議長（小山福績君） 飯森上下水道室長。

○水道室長（飯森秀俊君） ただいま麻績村の上下水道使用料につきましては、内税方式となっております。前回も、5%から8%に変わったときにも内税で料金改定を行っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） いずれにしても、まだほかに関連してお聞きしたいことはありますけれども、村民の皆さんに、そういったいろいろ負担についての消費税率が変わることについてお

知らせといたしますか、そういうことは、国などからその通達が来ないとまだできないかと思うんですが、そういったことについてはお知らせなんかは広報等でされるわけですか。

○議長（小山福績君） 飯森上下水道室長。

○水道室長（飯森秀俊君） 今回の改定につきまして、まだこれから検討を重ねて決定していきますので、それで決定次第、村民の方には伝えて、また別荘関係の方にも伝えていくという予定をしておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） いずれにしても、来年度に向けて予算づくり等始まっているかと思えますけれども、ぜひ村民への負担を極力抑えるような努力をしていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（小山福績君） 2番、塚原利彦議員の一般質問が終了しました。

◇ 峯村賢治君

○議長（小山福績君） 続いて、3番、峯村賢治議員の一般質問を許可します。

3番、峯村議員。

[3番 峯村賢治君 登壇]

○3番（峯村賢治君） 3番、峯村賢治です。

さきに通告しましたとおり、堆肥化施設の維持管理について、また、2として、史跡、遺跡の維持管理について質問したいと思います。

なお、詳細は自席にて質問したいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、要旨1として、現状、20立方ぐらいにたまった堆肥の行き先はということで、これは業者の報告書、私、コピーいただいているんですが、そこにも排出された堆肥が多く堆積しないように排出計画が必要と思われると書いてありますけれども、現状はどのような方向になっているか伺いたいと思います。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） じゃ、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

HDMシステムが稼働して1年が経過をしております。導入当初よりこのシステムによる処理は減容率が非常に高く、堆肥として産出される量は非常に少ないということでありました。

主に公共施設において使用をする予定でありました。現段階においては、小・中学校、また観光施設における花壇の肥料として使用をしたいと考えております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） そういう方向性であれば、よかろうかなと感じるんですけども、本来の堆肥化という面で考えますと、堆肥として使用する分には、かなり報告書の数値から鑑みまして、やはり余り芳しくはなかろうかなと思っています。

というのは、当初よりpHがずっと高目で、9という数値で推移していますし、e cも9カ月平均で大体3.2ぐらいの数値になっています。これは普通の農作物に関すると、pHは大体5.5から6.5ぐらい適正な数値だと言われていています。

また、e cは大体が0.3から0.8が適正な数値と言われていますが、そう考えるとかなり高くなっていますが、その面で先ほどの使い方ではよかろうと思えますけれども、それ以外については特には考えてはいらっしゃらないということですか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） やはり量が非常に少ないものですから、そのくらいでしか使用できないかなという想定をしております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） それで消化できるのか。私もおととい見に行ったんですけども、結構あるんじゃないかなと。見た目ですけどもね。実際、これはそのときに聞いた話ですので、それはもうちょっと前の話なんですけど、ざっと20立方ぐらいあるよという話だったんですけども、おととい見た時点では、またさらに山盛りになっているんで、それだけで消化できるのかなと。

仮にもしそうでなければ、何とか処理していかないといけないわけじゃないですか。そういう面でどうなのかなというふうに伺ったつもりなんですけれども、その辺何かお考えありますか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 先ほどもお答えしましたように、現在のところでは小・中学校、また観光施設ですね。シェーンガルテン等で花壇が多くありますので、そちらのほうで処理をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） わかりました。

では、次の質問にいきます。

安心・安全は担保されているのかという内容ですが、これは前回9月に聞いたときに村長の答弁の中で、20万や30万のお金で安心が保証されるのであれば安いものじゃなろうかというような趣旨の答えだったと思うんですが、検査報告書を見て、本当にそれが担保されているのかなというちょっと疑問が湧きましたんで、伺いたいと思うんですが。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 以前にもお答えをさせていただいていることをごさいますけれども、現在、維持管理については専門業者のほうに維持管理を委託しております。私ども専門的な知識がないものですから、そういった形で専門的な知識のある業者に委託をしているところをごさいます。これで1年間維持管理をしていただいたわけをごさいますけれども、順調に進んでいるということでありませう。

以上であります。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） その業者ですけれども、本当に自信を持ってそう言えるのか。というのは、例えば最初の当初の説明、このシステムの説明において、その説明書を見ると、このシステムは好気性の微生物を利用し、有機性の廃棄物を高度に分解できる特徴がありますという説明がまず最初にあるんですけれども、ここの菌を考えると、全部が全部、好気性、つまり空気を好むわけじゃないんですね。

例えば混合性細菌、ここに入っている菌ですけれども、これなんかは本来は嫌気性の菌なんです。ただし、ここで使われているロドシュードモナスという菌体なんですけれども、これは空気の中でも生きていられるという程度の菌で、また乳酸菌も同じなんですけれども、空気の中で活動できるレベルで、決して好気性ではない。はなからちょっとおかしいよねというような内容なんですよね。

確かに今おっしゃったように専門家ではないからというのはあるんですけれども、担当課長であつたら、多少は勉強していただきたいと思うんですけれどもいかがですか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） おっしゃるとおり、勉強不足といわれれば、それまでかもしれません。

今回のHDMシステムの導入の経緯でありますけれども、以前装置の老朽化によりまして新たな処理方法の検討が行われております。議会議員における視察、循環型検討委員会などの検討を重ねた結果、今回の減容率が高いHDMシステムの導入を決定したというふうに認識しております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） おっしゃるとおりでしょうけれども、先ほども言いましたけれども、この安心・安全はどこにあるのかということで村長にお伺いしたいんですが、このシステム自体、私もすごくいいと思うんですよ。実際、減容率もいいし、穂高に行ったときも、麻績のゴミの量じゃかなり少ないというのはわかっています。

ですけれども、この安心・安全という、本当にこの検査表で担保されているんですか。村長に伺いたいと思います。

○議長（小山福績君） 高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

○村長（高野忠房君） 議員におかれましては、この関係につきましては大変識見が深くて、いろいろ研究されていることについては敬意を表させていただくわけであります。

まず最初に、この施設が何の目的であるかということをご理解いただきたいと思います。実は、この以前から始めていた宮崎大学の研究によるあの施設から、この施設に切りかえたわけでありましたが、以前は堆肥化を目的にやったわけです、当初は。

でございますから、当初はこのEM菌ではない形で、環境に優しい、いわゆる硝酸態窒素の流出等も防げるような方式で進めてきたわけでありましたが、実はここのできたものは、ふん尿といいますか、家畜のそのふん尿と一緒にすることによって効果が出てくる。土の暖流化等が進んで、効果があるという以前はそうした堆肥化のための施設で行こうということで当初進めていたわけです。

しかし、この施設を運転するには、それに加えるものが非常に大量に要る。それから、燃料費がかかるということで、維持費もかかる。それから、装置そのものも、点検、あるいはそういったものに非常にランニングコストがかかると。それから、ある一定期間を過ぎると、その

重要な機器を交換していかなきゃいけないというような、経費が非常にかかる構造でありました。それとあわせて、村内の畜産農家さんがほとんどなくなってしまったということなんですね。

こういった中で、もうそのシステムをやった、出たものを使っても効果が余り期待できないということから、それから老朽化が進んで大規模に改修しなきゃいけないという時期になった。そのときに、さあ、どうするかということでございましたが、今までのような堆肥化ということのほかに、多くの目的としては、ごみの減量化と、これを一番の狙いにしたわけです。

先ほど議員のほうからも言われたとおり、今、穂高広域へ麻績村のごみは出しているわけですが、非常にコストがかかるということ。それから、やはり時代的な要請の中で、ごみは減らしていかなきゃいけないということなんですね。

それで、その中でごみが何で多いかという、生ごみを一緒にしていくわけですね。水を切ってやるわけですが、非常に重くなるということの中で、何とかそれを減らせないかということで、今回そのごみの減量化を主な目的で、そうはいつでも食料残渣を有効に使うことができないか、先ほど申し上げたんですけれども、学校の花壇であるとか観光地、観光施設、特にシエーンガルテン等については庭園を売り物にしているんですけれども、庭園も肥料が少ないということから、もう土質を改良しなきゃいけないというようなこともありますので、何とかそういうところに使えないかということで今進めているわけです。

そういった中で安心・安全が担保されているかという質問でございますが、この安心・安全の担保は、どこまで担保しないといけないかということでございます。私が気軽に答えたんじゃないかと批判を浴びるかもしれませんが、もとは口に入れる食料の残渣でございますから、特別な産廃とか、そういったものが入っているわけでもないですし、それから抗生物質とか、そういうものが入っているわけでもないんで、もとは安心・安全のものですよと。それを菌によって分解をして、量を減らして堆肥化のような形になるわけでございますから、そういった面では大きな危険性はないだろうということであるわけです。

そうはいつでも、今の内容が果たして、ちょうど1年過ぎてきたんで、今のできたものがどういう状態なのかということで今検査に回っているという部分もありますけれども、そういった面で安心・安全は担保されているというふうに私は理解しているわけです。

以上です。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 今の説明でよくわかるんですけれども、その安心・安全が担保されている

かという意味は、村長がそうおっしゃったので聞いたままでなんですけれども、そもそも菌というのは、私から見ればもう既に最初から安心・安全なものという認識で、実際何か起こるようなことは起こり得ないようなものだと思っています。

だから、そういう面を考えましても、実際今、今期も半期で約80万ぐらいの予算で、年間で約160万ですよ。前年が約240万ぐらいの中だったんで、かなり抑えられているとは思いますが、でも、これはそもそも、これも前にも申し上げましたけれども、菌を手配して自分たちでやれば恐らく25万ぐらいで済んじゃうシステムなんですよ。だから、余分なお金をかける必要ありますか。全く何か無駄な支出。

結局、行政に携わる人においては、やっぱり歳出及び支出どうしても厳格に見直す必要性はあると思うんです。そういう面を考えたら、自分たちでやるのが本来の行政のあり方ではないかなと思うんで伺いたいんですが。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） そういった質問であれば答え方が楽であるわけなんですけど、実は、先ほどから申し上げましたように、例えばE M菌等についても学者の中でいろいろと言われております。このことは承知しているわけでありまして、こうした中で本当にそれが安全かどうかということについては、本当に専門的な知識を持つ、こういった方でなきゃできない状況です。

それから、今これだけのことで、この菌が手に入るのではないかとされるわけですが、例えばそういった中で異常な状況になったというようなときの対処等については、これらについても相当専門の知識がなければできないと、こう思っているわけです。

行政の中には、今議員おっしゃるように、無駄ではないかと指摘されるような現象が幾つもあるわけですね。例えばいろいろな計画を立てる段階でありますとか、あるいは設計等をする段階であっても、こんなことだったら職員がやればいいじゃないかということもあるかと思えます。しかし、そうした中で、やはり信頼を得る形で進めるには、職員ができないことは外部に委託してやっていくというのは、これは基本であると、そう思っております。

それからまた、そういった技術のある者を置いておけばいいじゃないかということになりますと、そういった職員を抱えるということになると、また人件費とか、そういったことが膨れ上がってくるということで、おっしゃる意味はわかります。おっしゃる意味はわかるんですけども、やはり必要なものは必要だというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 私の言いたいのは、そこに特段技術とか必要ないものであるという認識で申し上げているんですけれども。というのは、実は私も似たようなものをつくって使っていますし、ちょっと細かいえば、さっき村長がおっしゃったEM菌というのは、酵母菌と乳酸菌と、それから光合成細菌と放線菌、それにプラス麻績村の場合はコウジ菌を使っているというような状況なんですけれども、酵母菌とか乳酸菌とかコウジ菌というのは私たちが口にするものなんで、特段それに対して何らかの何かあったらというようなことはないと思うんですけれども、じゃ、例えば残っている放線菌なんていうのは、その辺、土のところだったらどこにもある菌ですよ。常在菌ですよ。

実際、これ放線菌というのは、ここに使っているのはストレプトマイセスという菌なんですけれども、これはすごい優秀な菌で、私たちの使っているというか、医療の抗生物質の7割はこの菌からつくられていると言われていんです。だから、実に優秀な菌であるし、私もよく裏の竹やぶへ行って、これとってきて培養して畑に入れてやっているんですけれども、それは例えば農作物の病気に対する拮抗性を持たせるような面で使っているんですが、それは静菌作用があるというようなことで使っております。

それに光合成細菌ですけれども、これもまた、その辺の田んぼだったらどこにでもいるような菌です。やっぱり実に優良な菌で、人間に害を及ぼすというような硫化水素とかメタンを分解するような菌で、例えばよく田んぼでガスが湧くとかいうじゃないですか。それは、むしろこれを入れてあげれば、そういうのを抑えられるというような面もあります。

実際ほかにも、9月のときかな、住民課長に質問した際に言われましたけれども、においがあたらどうするか。光合成細菌というのはアンモニアを分解します。だから、においがなくなるし、また乳酸菌というのは、メカニズムが違うんですけれども、分解はしないんですけれども、アンモニアの分子を乳酸が包んでしまって乳酸アンモニウムという物質に変性させるということによってにおいがなくなるというメカニズムなんですけれども、だから、そういう面で考えれば実に有用な菌で、私たちに害になるようなものはまずないんですね。

だから、特別、誰か人をつけるとか、恐らく職員の方、直接やることはないと思うんですけれども、電話一本で注文すれば、それだけで済んでしまう。そうすることによって、年間25万ぐらいの予算で済んでしまうのではなかろうかと思っているんですけれども、それでもまだ必要でしょうか。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今おっしゃられたような専門的な識見のある職員をそろえるということは大変難しいことであるわけでありまして。こうしたことで今行政では、仕事をシェアリングとか、いわゆる民間に委託とかということを進めているわけです。この事業についても、運転は今民間にお願いしております。それから、管理についても、これは職員がやるのではなくて、今おっしゃられたような業者に委託しているということであるわけです。

委託内容につきましては、薬代だけではなくて、そのほかにも含まれているわけですね。でございますから、それぞれ経費の節減とか、年数がたったときの安定したときにはどうしていくかということはあるわけでございますが、まだ開始して1年なんですね。1年でございます。ようやく四季の変化、この辺を捉えた段階でございますので、今後検討するときには、そういったことも含めて検討はしたいと思いますが、当面、安定するまでは今のような体制をとっていきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 私にしてみれば、もう1年もよくお金使っちゃったかなという気ですけれども、先ほど申しましたように、検査内容や業務報告書、この紙をもらうだけで36万、あるいは菌体代、年間で72万だったかな。そこまでかける必要があるかなという思いです。質問しているんですけれども、実際には、私も本当に知識がなく素人です。

ただ、たまたまそういう似たようなものをつくって使っているから、たまたま興味があって調べただけで、それを村で使っているから、ほとんど一緒の内容だということで、これははっきりいって無駄だろうなと思って毎回質問しているんですけれども、実際は私が考えるに、これは恐らくこのままいっても無駄だろうなという質問をまたするかもしれませんが、村長もまたよく調べていただいて、検討していただきたい案件だと思っておりますので、お願いします。

続きまして、次の質問にいきます。

質問事項2の史跡、遺跡の維持管理についてということで、現状の維持管理はどうなっているのかということで伺いたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） お答えします。

現在、村に残る史跡、遺跡等のうち、県の遺跡である麻績城址については、県の文化財保護

指導委員による文化財パトロールというものが年1回行われております。それには教育委員会と村の文化財保護委員の方々も同行し、村のパトロールも兼ねて実施しています。今年度につきましては、11月13日に実施されたところでございます。

そこでは、史跡そのものの状態ほか、史跡へ通じる道や倒木の状況、案内看板の状況などを確認し、対策や修繕等が必要な場合は、その都度指導がなされるものでございます。

そのほか、村の遺跡、あるいは天然記念物等につきましては、該当地に係る工事の実施、あるいは住宅の建築などが行われる場合には現地確認を行いますが、定期的な状況調査は行っていない状況であります。

特に埋蔵文化財包蔵地につきましては村内全体に60カ所以上点在しており、また、その多くが個人の所有地になっております。

文化財ではないんですが、野口の風穴につきましては、野口地区に残っていた風穴の跡が崩落等により原形をとどめないような状況になっていたことから、その保存を目的として、野口地区のご理解をいただきながら平成23年度に保存改修工事を実施し、四阿屋林道からの進入路もあわせて整備したものでございます。

今後、機会を捉えて村内に残る史跡、遺跡等の状況を把握して、現地確認を進めていくように考えていくものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） なぜこういう質問をしたかということなんですが、私もたまたま例えば野口の風穴なんかもうそうですけれども、造林のあれで行った際に立ち寄って、看板があって、ここから入るんだなというのはわかったんですが、道といってもけもの道のような道で、行く先には倒木があって、通るのもちょっとチェーンソーで切って通ったような状況で、その先へ行ってみても、やっぱり雑木が生えていて、おおよそ看板はあっても管理されている状況なのかなという面もあって、また前回、東筑の議員さんの集まりで根尾の堰を見に行った際、やはり現状では遊歩道を整備されていますよね。されているんですけども、やはり堰自体に例えば雑木が生えていて、写真とえらい面影が違うかな、ここが本当にそうなのかと思った次第があって、こういうような質問になったんですけども、堰に指定するような看板があるだけではなくて、やはり管理も必要ではなからうかと思って質問をしているんですが、これからそういう管理面も含めてなされる状況になりますか。

○議長（小山福績君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） 現在しっかりとした、そのような体制はとれていない状況なんで

すけれども、今後については、文化財保護委員さんとも連携をとりながら、村内の史跡についての現状を確認していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） それ以外の例えば寺社、お寺とか神社というのはかなり、住職なんかがいらっしゃって、そういう面では管理されているとは思いますが、それ以外の例えば古墳なんか、うちのそばにも古墳はありますけれども、個人所有だからしょうがないというのものもあるのかもしれないんですけれども、看板はあっても、中はもう崩れてというか、土がたまって雑木が生えているような状況で、私が小さいころ遊んだころは、まだ石垣が壁面にずっとあって、これが古墳だなというのは後から知ったわけなんですけれども、そういう管理状況を考えますと早急をお願いしたいと思えます。

それは、さっきの風穴じゃないですけれども、含めてそうなんですけれども、ぜひ早急をお願いしたいと思います。

では、次の質問にいきます。

そういう史跡の観光を含む利用を考えているのかという質問なんです、麻績村の史跡、遺跡もそうですけれども、何か観光事業に結びつけられないかなという気持ちで質問するんですが、その辺何か考えていらっしゃいますか。

○議長（小山福績君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、観光課のほうからお答えいたします。

今現在、そういう遺跡、史跡につきましては、私が今把握しているとすれば、現在非常にニーズが少ないというふうに感じておりますので、今後そういう観光ニーズが高まれば検討を始めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 後ろ向きに聞こえますけれども、高まればじゃなくて、高めるようにしていただかなければ、もともと麻績の観光資源といたって、聖高原、ぱっと見れば、それぐらいしか思い浮かばないんですけれども、それに対していろいろなイベントなりやって、やっているのはわかるんですが、あるものを何とか使う。それが本来の筋じゃないかな。まず今あるもの、それをいかに有効活用できるか。そして、いかに麻績村に人を呼べるかというのがまず一番の課題じゃないかなと思っているんですね。

だから、例えばそういう史跡、遺跡なりを使って何かできないかなと思って質問したんですが、例えばある程度整備して、そこでオリエンテーリングを開くようなこととか、例えば根尾の堰なんかは今遊歩道をつくっていますけれども、もうちょっと対岸も通れるようにして遊歩道、狭い道でいいんですけれども回遊できるようにすれば、あそこは針葉樹が多いんで森林浴もできるかなと、それをうりにツアーにもできるのかなという気がしているんですけれども、何かしら対策はというか、活用方法はあるんじゃないかなと思っているんですね。

それは観光課だけじゃないとは思いますが、そういう考えを持てませんか。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 大変貴重なご提言いただきまして、ありがとうございます。

実は野口の風穴につきましては、あれを保存するときに私もかかわらせていただいたんで、当時の記憶を少し述べさせていただければと思うんですけれども、昭和28年8月から10月にかけて、あれを整備したわけでございますが、当時あの風穴というのは、上がもう崩れてもう見る影もないような形に壊れていたわけですね。土地がどなたかという、土地所有者、いわゆる権利者等も調査した中で、地域の皆さんのご了解を得て整備を、いわゆる復元、整備をしたいということで進めさせていただいたわけです。

その風穴に係る、何で設置されたかというような研究もさせていただいたわけですが、ご承知のとおり、明治当初に、あれも明治元年につくられたというふうに文献には載っているわけですが、当時、去年の蚕をそこに入れて次の年に出すと、温かさによって孵化するときに何回もできるということで、年4回、春、夏、秋、それから、秋の遅い時期、年4回蚕がかえるということになった画期的な施設であるということでもあります。ですから、そういった施設をこのまま朽ちていくのを待つのではなくて、何とか保存だけしなければいけないだろうといったことで行ったわけです。

それから、道路についてのご指摘もあったのですが、たしか200メートルほどございました。当時もあそこは歩道だけ、歩くだけ、歩く道ということだけで行って、それから下のほうからのご要望等がありましたけれども、地権者とかいろいろなかかわりがあったり、それから最初に入る場所等もありまして、上からだけということにさせていただいたわけがあります。

そういった中で、将来これをどう活用していくかということもいろいろと研究させていただいた経緯もあるわけですが、やはり養蚕に係る風穴として保存なり観光なり、外へ出していくにはいわゆる養蚕の歴史とかそういったことも含めてトータル的にまとめ上げなければいろいろな資源にするには難しいだろう、観光資源とするには難しいだろう、そういうことも

いろいろあったわけではありますが、とりあえずは壊れてしまうのを保存だけしようという狙いで行ったわけです。

大変貴重なご意見をいただきましたので、麻績には蚕にまつわるいろいろな歴史もあるわけですので、そういったものを含めまして今後研究を進めさせていただければ、こんなふうに思っております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） わかりました。

では、次の質問にいきたいと思います。

ホームページ以外での外への発信状況はということで、例えばホームページを見ていましても中にある仏像と礎石等あるのはわかるのですが、そのホームページで発信しているのはわかるのですが、それ以外の発信状況はどうなっているかということを知りたいと思います。

○議長（小山福績君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） お答えします。

教育委員会としましては今年度県の補助金であります元気づくり支援金を受けて実施している麻績のお宝再発見事業というものがあるのですが、これによりパンフレットやマップづくりという部分を行っております。また、埋蔵文化財につきましてはその分布を一覧としたマップの作成を現在進めておるところでございます。

あと、ホームページというお話もありましたが、今現在同じ事業では文化財だとか、それを語る方の知的財産的な部分のアーカイブ化という部分で映像資料として残すような状況をしております。それをホームページと連動させたような形で誰でもわかりやすく文化財を知ることができるというものを目指しております。

それでちょっと質問とは違うかもしれませんが、外への情報発信ももちろんですが、村内に残る貴重な文化財や遺跡という部分を地域の方々に知ってもらい、身近にあるものに対して興味と誇りを持っていただくというのも同時に必要なことだと思っておりますので、そのようなことも加味しながら、事業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 今次長のおっしゃることはわかるんですが、確かに村の中においても情報発信も必要だとは思いますが、一番は表に発信するのが必要ではなかろうかと私は

思っているんです。私、高校を出てから38年間麻績にいなかったんですけれども、外にいます、例えば何かのあれで役所へ行くとか、銀行へ行くとか、病院へ行くときに住所なりを出します。まず「おみむら」と読めた人は一人もいません。それだけ知名度は低いと私は思っているんですけれども、まず「おみ」と読めた人に1人も会ったことがないんです。

そういう面から考えましても、発信自体はやはり表に向かって発信したほうがいいんじゃないか。そうすることによって、いろいろなイベントもあるだろうし、村に来ていただく。まず麻績村に必要なのはその点ではなかろうかなと思っているんです。だから、内向けの発信も大事ですけれども、まずは外にということをご検討いただきたいと思います。

これはちょっと余談になりますけれども、麻績村というホームページを見て、まず麻績村を探したときに、役場のこととか出ていますけれども、その下に「おみむらまゆこ」という女性の名が出てくるんです。この人、知っている方もいらっしゃると思いますけれども、麻績村という名前が気に入って芸名に「おみむら」という名前をつけたという人で、よければ麻績村の何らかのイベントなんか呼んでやっていただくことは、声優さんですから何ができるかわかりませんが、いただければ、そして麻績の名前を気に入っているんだから、それを外へ発信していただければと、例えば観光大使をやっていただけないか、これは聞いてみなければわかりませんが、そういった面を含めてぜひ外への発信ということをご検討いただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問は終わります。

○議長（小山福績君） 3番、峯村賢治議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩をとります。

再開は3時10分とします。

休憩に入ります。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時10分

○議長（小山福績君） それでは、休憩を閉じ、一般質問を再開いたします。

◇ 宮 川 秀 俊 君

○議長（小山福績君） 最後に、4番、宮川秀俊議員の一般質問を許可します。

4番、宮川議員。

[4番 宮川秀俊君 登壇]

○4番（宮川秀俊君） 4番、宮川秀俊です。

4点についてお伺いします。

1番、教育委員人事再任の件について、2番、風疹について、3番、資源ごみの回収について、4番、森林整備について、以上4点、一問一答によりまして、議員席で行いますので、お願いいたします。

教育問題を心配している者の一人としてお伺いいたします。

今までの質問の中におきましても、教育問題につきまして同様質問が私の質問要旨の中にも含まれておりますので、ご容赦願いたいと思います。

先ほど2番の塚原議員からもありましたが、11月28日、小学校において保小中一貫教育の講演会がありました。しかしながら、何ら事前の周知もされなかったために、聴衆はわずかでありました。私も前日の新聞記事を読んで知ることとなりました。

この主催者は教育委員会なのか、あるいはまた小学校、中学校の共催であったのか、詳しい面はわかりませんが、対象者が教職員や教育関係者に限定されているのであれば、特に問題はありません。せっかく専門家を招いて大事な講演会であったはずですが、多くの村民が聞く機会を失ってしまったということは残念でなりません。

また、一貫教育につきましては賛否両論あると思います。麻績村については筑北村との学校統合がうまくいかなかったのが、一貫教育というゴールありきで進んでいるのか、その辺も疑問ではありますが、一貫教育の問題については今回質問通告してありませんので、また機会を見てしたいと思います。

今、教育問題に関しましては村民の関心が大変高まっている中で、求められていることは情報提供と共有であると思います。開かれた教育行政であるとともに、また学校もそうであってほしいと願っております。

それでは、質問に入ります。

1番の各委員の任期、基本的なことからお伺いします。

麻績村の教育委員4名、それと学校組合2名の任期について教えていただければと思いま

す。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） それでは、教育委員の任期について私のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。

村の教育委員は4名でございます。任期満了の部分で報告をしたいと思いますが、まず、坂野かおり氏でございますが、31年11月4日まで、次に、平成32年9月30日までが小山正文氏、平成33年9月30日までが塚原明水氏、平成34年9月30日まで市川祥介氏ということになっております。

また、組合教育委員につきましては2名が村の選出ということでございます。宮川裕満氏が平成31年11月20日まで、市川祥介氏が33年2月28日までとなっております。

以上です。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） それで今回いろいろ問題と申しますか、話題になっております再任された方、もしこの方が例えば空白になっていた場合、平成32年4月から筑北中学校は麻績村単独となるわけですが、この麻績村教育委員で1名、例えばの話ですが、欠けたとして何か支障はありますか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） それは麻績村教育委員会としてという解釈でよろしいでしょうか。

麻績村教育委員会としては、先ほど来村長のほうからも答弁があったように非常に大切な時期に入ってきておりますので、欠員になるということは非常に大変なことだというふうに考えております。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） では、私はこの方は例えば今回の再任問題以外でも任期はあったわけですから、特に学校組合のほうは筑北中学校が再来年麻績村の単独になっても特に問題はなかったかなと思っております。

そこで先ほど来、1番の飯森議員ともこれは2番の専決処分についての具体的な理由はお聞きしていますが、議会が不同意としたにもかかわらず、これを否定して、地方自治法179条の3項を、具体的にはどういうことなのか、緊急を要するということでしたが、改めて村長の答

弁をお願いいたします。

○議長（小山福績君） 高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 6番、1番、2番の議員さんにも答えているところですが、重複したらお許しをいただきたいと思っております。

村の教育委員でございますが、4名で構成されているわけでございます。その構成につきましては、4名それぞれ学校教育に精通された方、それから、PTA保護者等若い世代から選出される方、それから、生涯学習に精通されておられる方、そしてまた一般の幅広い見識をお持ちの方、それぞれから1名が選任されているという構成に今なっているわけでございます。

そして現在、教育に係る、特に教育につきましても学校教育に係る事項、大変重要な時期を迎えております。それはご承知のことでございますが、筑北中学校がこれで平成32年4月から麻績村独自で運営をしていかなければならないということ、いわゆる村の教育委員会でそれを考えなければいけないということであります。

それから、さらに今一貫教育ということでやっているわけですが、これは決して麻績村だけで進めていることではなくて、今全国至るところでこの一貫教育、こういった形で行っているわけですが、こういった一貫性を持った教育のあるべき姿ということを探っているわけございまして、こういった方向づけもきちんとしていかなければいけないというときにきているわけです。

それから、またあわせまして、今国の新たな教育指針、こういったことに沿った教育をどう進めていくかという具体的なことも検討していかなければいけないという、非常に重要な時期になっているということでございます。

そうしたことから、9月の定例会で不同意という結果になったわけございまして、これは当然議会の決定でございますから重く受けとめて新たな人選に私としては努めたということあります。

そういった中で、非常に選考が難しいといいますが、受けていただける方がいなかったという状況です。そうした中で、市川さんを含めて改めて検討したわけですが、私が当たった方全員からお断りをいただいたということございまして、改めて皆さんにはまたお願いをしていたわけございまして、どなたも受けてくれないという事態でございました。

そういった中で、先ほど申し上げましたけれども、9月30日ぎりぎりの段階でこういった事態になるということであれば、何とかやっていただけるというお返事を、教育長を通じて私に

いただいたということでもあります。

私としては非常に何とかしなければいけないという思いでありましたので、急遽村の幹部会議を夕方開きまして、その方向づけをしたわけでありまして、そのときに幹部の皆さんからは最終的には長が決定すべきことだということになったわけでありまして、私も重い判断をさせていただいたわけでありまして、これは9月の定例会閉会后、私にも多くの方々からご意見等をいただきました。

こういった中でどう判断するか非常に迷いました。迷った中でやはり教育行政に対する不安といったものを抱かせるようなことではいけない、それから、また特に村の教育を支えていただいている大勢の皆さんがどんなことを望んでいらっしゃるか、そういうことも私なりに分析をさせていただきました。そういった中で、不在の時期というものをつくるべきではない。きちんと決めて、そして責任ある教育行政を進めていく必要があるということを経験的に判断させていただいたということでございます。そういった中で専決という方向をとらせていただいたわけでございますが、これも法に基づいて処理をさせていただいたということでございます。

その後についてもこれに対する評価はいろいろあるということは十分承知しておりましたし、それから、関係者からは安堵の声も聞こえたわけでございます。

教育というものについては私も議員同様大変重要なものだと感じておりますし、そういったことで今の教育行政を進めているということもぜひともご理解いただきたい、そう思っております。

以上です。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） この件に関しましては9月議会において判断された事案であります。議会が不同意としたにもかかわらず、あえてこれを否定した法の運用は私はちょっといかがなものかと思えます。議会が機能不全に陥っていたわけでもありませんし、また、大災害が起きていたわけでもありません。予算執行に関しての不都合があったわけでもありません。相手は人です。大変難しい問題だと思えます。かえって専決処分をしたことによって教育行政に混乱をもたらしたのではないんですか。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 議員はそういう受けとめ方をされておられると思いますけれども、私の捉え方につきましてはそういった捉え方はしていないわけでありまして、と申しますのは不同意

とした原因、理由等については新聞で報道されたわけでありまして、これも3点ほどの理由が挙げられているわけでありまして、学校統合の不調に終わったこと、これが教育委員会に対して不信を抱いている、この理由ということですが、これは一教育委員ではなくて、教育委員会、あるいは村に対しての思いということかもしれませんが、まずそれが1つの理由。それから、2つ目としましてはいわゆる村全体の教育行政がうまくいっていないというご判断をされているという理由が挙げられておりましたが、決して、麻績村の今の教育行政についてはそういった思いのある方がいらっしゃるということは承知しているわけでありまして、私としては今の村の教育行政というのはいろいろな面でうまくいっているのではないのかなと、こう思っております。特に学校教育等につきましては、支援教育等につきましてはほかにもまさる内容で進んでおりますし、それから、新たな国の示す教育指針等の内容に沿った教育、これらについても具体的に進めておりますし、さらにコミュニティスクール、いわゆるこういった活動についてもよそよりはるかに進んだ形をとっておりますし、それから、一番はこうした教育行政全般を支えてくれる多くの村民の皆さんの熱意といいますか、そういったものも非常に大きなものがある。そういったことから、おっしゃられているように教育行政に対する思いというのは私とは異なっているな、そのように思っています。

それから、さらにもう一つ、任期が長過ぎるという理由も挙げられておりましたが、私は3期というのは決して長いというふうには思っていないわけでありまして、他自治体の例等を見ましてもこういった専門的な識見を有する委員さんについての任期というものは3期、決して長い状況ではないということをお認識しているわけでありまして。

ですから、こういったことを鑑みながら、私としては最終的にどの方向をとるべきか、当然、議員おっしゃるように議会の決めたことを軽視したのではないかと、決してそういうことではございません。そういったことも重く受けとめながら仕切り直して選考に当たった結果、誰もいないといった中で、こういった形をとらせていただいたということです。

それから、専決に当たる緊急を要するかという、その判断ということでもございましたが、いわゆる誰が判断するかということでもございますが、これは長が判断していくということでもあります。ですから、その判断についての責任は長にあるということでもございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） さきの9月議会において不同意という答えを我々は出しているわけですが、議会が開かれなかったわけでもありませんし、もし仮に別の人事案件が、ほかの方があつ

て、それで専決をして今回の議会で承認を得るということでしたら、納得はできるかもしれませんが。本会議でいろいろ説明していただければ。ところが、今回の村長の決断はちょっと早かったのではないですか。やはり先ほど来から聞いておりますけれども、私は教育に精通した方でもなくて一般でもいいという、先ほど来から出ておりますが、なぜその辺を考えられなかったのかなと思っております。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） また繰り返すようでございますが、この教育委員会は執行機関でございます。執行機関の委員の選考ということは長の専権事項ということになっているわけですが、その専権というのは権限だけではなくて、責任を持たなければいけないということになるわけです。そしてまた教育委員会というのは執行機関でありますから、議論すること、そしてまた事業を執行していかなければいけない、執行していくに当たっての責任を持たなければいけないということです。しかもこれは委員の合議制で進めていかなければいけないという委員会であるわけでありまして、そういった中で選考のもととなる学校教育に精通された方から選ぶということの中で選ばせていただいたということであるわけです。

そういったことで今回のことになったわけでありまして、私も今回の判断につきましては、いろいろなことを想定しながら、そして最終的に村民のためにはどういくのがいいか、その辺も最終的に判断させていただいて、この専決処分をしたということでございます。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） それでこの間の全員協議会におきまして、改めて人事はリセットされたと村長はおっしゃられましたが、この9月議会での人事案件、それから、不同意となってからの人事について、いろいろな人を当たられたかと思えます。同じ人でしたか。私が思うには再任ありきであったのではないかと思えますが、その点、どうですか。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ぜひともこれはご理解いただきたいわけでありまして、長に専権事項のある特に人事につきましての経緯等につきましてはお答えが非常に難しいということをご理解いただきたいと思えます。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 多分私が思うには、何度も申し上げますが、選任に至ってはもう最初からこの人だと決められていたのではないかとおられても仕方がないのではないかと思います。

それでは、次の4番の教育委員会の中立性ということについてお伺いしますが、この教育委

員会からは首長からの独立性、首長への権限の集中を防止して、また、中立的、専門的な行政運営を担保するというようになっておりますが、これについてはどのようなことが担保されていきますか。教育長。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 最初に私から答えさせていただきたいと思います。

といいますのは、今の新たな教育委員会制度になりまして、長と教育委員会、これは総合教育会議を、これは長が設置を行いまして、そして総合教育会議において長の意向を反映しながら、いわゆる教育方針となる大綱を決めていくという、長が今度は大きくかかわるということに新たな教育委員会制度はなっております。そういったことで中立性ということについては長にも大きくこの責任がございます。

ということで、私のほうからまず答えさせていただきたいと思うわけでございますが、新たな教育委員会制度では、従前の教育委員長と教育長が一本化して、新たな責任者がトップになる。そういったことで、それから、新たな教育長でございますが、これはいわゆる長が議会の同意を得て直接今度は任命するようになった。以前は教育委員会のほうでそれぞれ選んだということでございますが、今度は長が直接教育長を、当然議会の同意を得てでございますが、任命あるいはやめさせること、こういったことも長が行わなければいけないということになったわけでありまして。そして長は長と、首長と教育委員会が協議する、先ほど申し上げました総合教育会議、これを設置しまして、いわゆる教育方針、この大きな方針であります大綱と言われるものを決定しなければいけないということになったわけです。ですから、従前とは大きくこの辺が変わっているわけです。

すなわち長の意向で教育長を選び、そして長の意向を入れた教育大綱、こういったものをつくりなさいという新たな制度になったわけでありまして。ですから、当然長の考え方、行政全般における教育のあり方とか、そういったことを含めての思いを盛り込みながら大綱にしていこう。新たな制度のもとではそれが要求されているということでもあります。

こうしたことが一部においては長の権限が強化し、そして政治的な考えが教育に入っていくのではないかと、すなわち教育の中立性が保たれないのではないかと、こうおっしゃる関係者がいることは承知しています。しかし、これは決してそういった方向になってはいけないということであるわけです。すなわち教育委員会が首長の従属する機関になってしまうのではないかと、そういったいろいろなことを懸念される方がありますが、そういったことではあってはいけないと思っております。

このことは、新たな教育委員会制度を決めていくに当たって、国の教育再生会議、こういったところで十分論議されて、そしてそういったところでこの方針が出されたわけでありまして、そういった中でも教育の政治的中立性、それから、さらには継続性、それから、安定性、こういったものを確保しなさい。それから、さらに地方教育行政の責任者、これを明確にするということが求められたわけです。それから、さらに危機管理等の面から迅速に対応できる体制、こういったものをつくりなさい、こういったことになってきているわけです。

そういったことで、長が教育委員会と密接につながるような新たな制度になったというふうに私は理解しているわけです。

こうした中でも、今議員が懸念されるようにこうしたことによって教育委員会の中立性が崩れるのではないかといったご心配をされているかと思いますが、私は、教育はよく言われることではありますが、学ぶということとは違って、個々の精神的価値の形成を目指して教育育てることが教育だというふうに私は理解しているわけですが、そういった中では当然中立公正であることが一番重要であるわけです。でございますから、一方的な価値判断や特定の宗教、あるいは党派、こういった影響は受けない、受けてはならないということを私は必要だと思っておりますし、私もこういった思いで教育の振興には当たっていきたいと思っております。

教育委員会としての具体的な対応等については教育長のほうから述べさせていただきますが、教育にも責任を、今度は一部において担わなければいけない長としての思いを述べさせていただきます。

以上です。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 今村長のほうからも答弁がありました。教育委員会につきましてはやはり長部局とは一線を置くというか、全然別な地位にいるというふうに考えております。ただし、村長の答弁にもありましたように教育大綱については首長の決めるところでございます。ただし、その部分については教育委員会としっかり意見交換をする中で決めていきなさいという形になっております。その部分におきましてはご理解はいただけたというふうに思いますが、教育委員会としては教育大綱に添いましてしっかり自分たちの部分でいろいろな情報を得る中で検討協議し、執行していくという形になろうかと思っております。

ただし、財政的な措置等については、やはり長部局としっかり連携をとらないとできていかないと考えております。また、中立性については、しっかり首長との部分での対応はしていきたいと思っておりますが、そのほか政治的判断、そこら辺の部分は持ち込まないという部分をしっかり

りする中で行っていきたいと今も考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） では、教育委員会の中立性については今ご答弁をいただきましたが、先ほどのことでちょっと疑問に思った点があります。村長が人選に当たって教育委員4名の中では教育行政に精通している方、あと社会教育という方、あとは保護者、一般の方、4名いるわけですが、今回再任された方以外にも教職経験者がおられるわけですね。そういう方がいるのに、私はあえてこだわった点が多々疑問があります。これからの教育委員会の審議においても今までどおり再任された方が職務代理となるわけでありますから、なかなかこの審議について果たして公平な自由闊達な議論が行われていくのかどうか、今までと同じようにまたピラミッド型になるんじゃないんですか、教育長、お願いします。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） その部分はないかというふうに思います。職務代理は教育長が事故等あった場合にはそれを務めるというものでございますので、通常は教育委員として一緒に議論、協議をしていくということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 今回教育問題について何名かの方が質問されております。私は本日の最終質問者でありますので、教育問題についての質問は意見を申し上げて閉じたいと思います。

教育委員の人事再任につきましては、議会はノー、村長はイエスと全く相反する結果となりました。今回の件で多くの村民が行政、とりわけ教育行政に関し不信感を抱いたのではないかと思います。二元代表制において村長が議会を否定するような法運用を行うことは私は適当ではないと考えております。

このことに関して、最後に村長、もしご意見等ありましたら、お願いします。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） きょう4名の方からそれぞれ今回の件につきましてのご質問をいただきました。議員それぞれの方からの思いにつきましては十分理解をさせていただいたわけでございます。

今回のこのことにつきましては、全て私の責任で9月30日に判断をさせていただいたわけでございます。このことは何度も申し上げましたように、私も誰よりも村の教育については考えている、こういった思いでいるわけでございまして、こうした中で私も最終的な判断をするときに、いろいろなご意見は出る、この辺は承知しておりました。そして最終的には今回のこの

方針を出させていただくにつきましては私自身の首をかけて判断をさせていただいたということでございます。議員各位それぞれ重い判断をさせていただいたというふうに思っておりますが、私も私としては一番重い判断をさせていただいた。このことによってこれからの教育が決して悪い方向に進むわけではない、これからの教育のために私もそういった思いで判断をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 今ご答弁いただきました。村長の言葉を私も重く受けとめて、これで教育問題についての質問は閉じさせていただきます。

続きまして、2番の風疹についてであります。

冬になりますと、現在インフルエンザの流行時期となりますが、ことは少し変わってまいりまして、もう一つ風疹の流行拡大が懸念されております。ウイルス感染によりまして妊娠初期に感染しますと先天性風疹症候群を引き起こすことがあると言われております。生まれてくる子供たちに難聴や心疾患、白内障などさまざまな異常があらわれ重症化すると命にかかわる病気だと言われております。前回は2013年に大流行しまして、全国で1万6,000人余りが感染したと報告があります。

そこで、現在長野県内、松本保健所管内での患者数等把握されておりますかどうか、お伺いします。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えさせていただきます。

今患者数の状況についてということでございます。国立感染症研究所の発表によりますと、全国におけることしの患者数は5年ぶりに2,000人を超えるという状況であるとしています。当初、首都圏を中心に流行してございましたけれども、徐々に全国へ広がりを見せ、26都道府県に拡大しています。最近では関西地方での増加が目立つ状況となっております。

ご質問の長野県内においては今月2日時点におけることしの患者数は男性が16人、女性が1人、計17名であります。年代別の内訳でいいますと20代が2人、30代が3人、40代が8人、50代が3人、60代が1人という状況であります。松本地区においてでございますけれども、保健所別で松本保健所管内では6名の方が感染しているという状況でございます。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 今ご答弁いただきました。若い方よりも年配の方が大変多くなってきて

おります。大人の患者が9割近くを占めているということですが、流行の中心はやはり30代以降50代のそれも男性であります。これは予防接種制度の途中変更によって、受けた方、受けない方がおまして、中学生のときに個別接種をしてあるとか、あるいは接種なしということですが、大人の方が感染して一番困るのは、症状としては38℃前後の熱が出て、三、四日で安静にしていれば治ってしまう。一番問題なのは、その辺で風邪だと勘違いして風疹をうつしてしまう。特に男性がわからないままうつしてしまうということでもありますので、2番、3番の要旨について一緒に結構ですので、住民への周知、あるいは予防と対策についてあわせて答弁をお願いいたします。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えさせていただきます。

現在の風疹については議員さんもおっしゃられたとおり、一番懸念されているのは、妊婦が妊娠20週までに感染すると赤ちゃんへの難聴や心臓病など障害が起こるおそれがあるということが一番心配されているところであります。村としても重きを置いているのはこちらのほうに重きを置いておまして、村としては母子手帳を発行する際に妊婦が風疹にかかることによる赤ちゃんへの影響など情報をお伝えしております。また、不安を持たれる妊婦の方については同居される方の抗体検査、また、その結果による予防接種を勧めているところであります。

3番の質問でございますが、予防と対策についてでございます。

先ほど申しましたように女性への対応が急務ということでありまして、予防と対策につきましては、出産を望む女性、また同居されている方が風疹に感染しないよう妊娠前に抗体検査を行い、抗体価の低い方にはワクチンを接種していただくということで妊婦への感染リスクが下がると考えております。

長野県では平成26年度より妊娠を希望する女性、また、風疹抗体価の低い妊婦等の配偶者、またこの同居家族に対して県内の保健所において無料の風疹の抗体検査を実施しております。検査の結果、抗体価の低い方には風疹ワクチンの接種を受けていただくというように勧めているところでございます。

以上であります。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 一番は先ほどから申し上げております30代以降の男性が抗体があるかどうかということが拡大を防止の観点から一番重要になってくるわけです。では拡大を防止するにははっきり申し上げて自分が抗体があるかどうか分からない。インフルエンザにつきまして

はこの時期チラシが入ってきて、予防接種を奨励されておりますが、風疹についてもやはり年代によって、受けた、受けないかがわからないので、この辺も各戸配布なり考えていただけないかなと思いますが、その点はどうですか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） この点につきましては国のほうも重く受けとめておりまして、国のほうでも施策を今検討している段階でございます。これにあわせて村のほうも検討してまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） それでは、4番の抗体検査、ワクチン接種への補助についてお伺いしますが、今現在無料で行われているのは1歳児と入学前1年の子供さんというふうに伺っております。それで間違いはないですか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 子供に対してはそのような状況であります。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 検査によって何千円もかかるわけですが、他の自治体においては抗体検査、ワクチン接種について補助も出している自治体もあると聞きますが、麻績村の方針としてはこれからどのような方向を考えられますか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えをさせていただきます。

先ほど申しました妊婦の感染に非常に影響があるということで、現在県内には16市町村でワクチンの接種について補助を出している状況であります。この近隣でありますと、中信でありますと塩尻市が1回5,000円、上限5,000円ということで補助を出しておるところでございます。中信地区についての状況は以上であります。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 麻績村としては特にすぐに予算措置をすとか、そういうような方法はないですか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 麻績村としましては今のところ早急に補助を実施するという予定はございません。先ほども申しましたが、現在厚生労働省においても今後の大流行を防ぐために

抗体検査を無料化する方針を固めております。また、感染リスクの高い30代から50代の男性も定期接種の対象として今後予防接種の無料化の検討を今始めているところであります。ワクチン接種の補助につきましては今後の国の動向や県内の状況を考慮しながら、広域的に他市町村とも連携し、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） では、30代から50代の男性について、国の方針が固まり次第村民へも周知徹底をお願いしたいと思います。

それでは、次の3番の資源ごみの回収についてお伺いします。

穂高広域施設組合、いわゆるクリーンセンターの新しいごみ処理施設の整備が計画されているわけですが、組合加入の麻績村としましても相応の建設費負担をしなくてはならないことが予想されてまいります。ごみの減量化、分別化は今まで以上に重要になってくると思いますが、資源ごみの再利用でありますとか、ごみの量によって負担金も変わってくると思います。それで、現在村が穂高広域のほうへごみを出している搬出量の推移についてお伺いします。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

年間の資源ごみの排出量についてお話をさせていただきます。

量につきましては年々減少傾向にある状況です。平成29年度の年間排出量につきましては182トンであります。1人当たり人口に換算しますと66キログラムになります。これに対しまして、平成24年度年間排出量を見ますと、年間排出量が218トンで、1人当たりの量が72キログラムでございました。この5年間を単純に比較しますと、年間排出量は36トンの減、1人当たりでは6キログラムの減という排出量となっております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） ごみの減量が進んでいることは大変好ましいことです。これは人口減少もあるでしょうし、先ごろ生ごみのHDM-Sシステムですか、そちらのほうにもいっているものだと思います。

そこで、次の2番の質問要旨ですが、資源ごみを収集回数は今第1土曜日に行われているわけですが、これにつきましては各地域からの要望は出ていますか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えをさせていただきます。

現在資源ごみの回収につきましては、資源物1と資源物2に分けてそれぞれ月1回の収集を行っております。現在のところですが、村民からの収集回数をふやしてほしいという要望は大きな声は現在聞こえていないところでありまして、収集回数増の要望はないというふうに感じております。また、排出量も年々減少を続けていることから、当面は現状のままで月1回の収集で実施していきたいという考えでおります。

以上であります。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） この衛生問題に関しましては第6次振興計画後期基本計画の中でもごみ処理の現状と課題、また施策の中でも収集回数の増加を望む声も大きくとありますが、この点についてはいかがですか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 大変申しわけございません。私のほうに聞こえている声ではそんなに多くないということであります。

以上であります。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 最近、若者の定住住宅ができたりして、若い世帯がふえてきております。昔からここにおいて、田んぼ、畑がある人はそれなりにごみの処理についてはそういったところでできたかと思いますが、若者定住を見ても資源ごみ、一番はプラスチック製品が多いのと、ことしのような猛暑であったためペットボトルが大量にあったり、また、古紙や段ボール等かさばるものが置き場がないということがあって、私はこれからは月1回では無理なのではないかと思えます。月2回にしていくべきではないかと思えますが、改めて答弁をお願いいたします。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 単純に、月2回にするとまたそれだけの費用がかかってまいります。当面は現状のままで進めてまいりたいと思えますけれども、今後大きな要望があれば検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 今年度の予算の中ではじんかい処理、一般廃棄物運搬処理費は632万円

ほどですか、予算として出ておりますが、もし仮に資源ごみの回収を月2回とした場合、費用的にはどのぐらいになるか、シミュレーション等はお持ちですか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 今年度、業者と契約しているわけでございますけれども、単純に今1回行っているのを車の台数も同様にとということでまいりますと、年間200万円の支出が必要になります。

以上であります。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 私はこれからの住民サービスの面で、来年度予算については事業ヒアリングがもう終わっているかと思っておりますけれども、この点は少し考慮して、住民サービスの向上につなげていただければと思います。

それでは、最後に、4番の森林整備についてお伺いします。

林業後継者がいない、なかなか育たないという環境ではあります。村の面積を多く占める山林については防災・減災にもつながっていきます。里山整備の重要性は各地で頻発しております集中豪雨の被害を見ても明らかであります。木材が多く消費されるように間伐材等の利活用を図るべきと考えておりますが、有効活用についてお伺いします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えさせていただきます。

木材の有効活用につきましては大変重要なことだと認識しております。ただ、現在麻績村の中で、先ほど議員さんがおっしゃいましたように林業に携わる方がいらっしゃらないということが一番の理由ということになるかと思っておりますけれども、なかなか有効活用という部分は難しいかなと思っております。

今村内で発生する木材の活用としては、松くい虫除去にかかる道路際の危険木の除去について、出てくる被害木でない松についてはチップにしてバイオマスに使ったり、パルプに使う。それから、個人で伐採されている方がいらっしゃいますけれども、そういう方については、広葉樹についてはまきや原木、ほだ木に活用という方もごくわずかではいらっしゃいますが、そういうような活用の現状だと認識しております。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 今、松くい虫の枯損木についてご答弁いただきましたが、安曇野市なん

かでは松くい虫の被害木、枯損木についてチップ化もしておりますが、それは麻績村ではチップ化等のことはできないのですか。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 搬出間伐等の事業につきましては、松くい虫の被害木であっても村外へ運んでチップ化し、バイオマスの燃料というような形をとっております。

以上です。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 2番目に入るわけですが、近隣市村においてはまきストーブであったり木質ボイラー等の導入を計画されている自治体があるわけですが、麻績村としてはこのようなことは考えられないのですか。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えさせていただきます。

まきにつきましては、身近なバイオマスエネルギーでございまして、最適な里山資源の活用ということでございますが、地域で循環する流通の仕組みが現在ない状況でございます。

麻績村においてもまきストーブを活用されている住宅、多分30戸くらいあるかと思っておりますけれども、調達方法はまちまちであると思っております。木質ボイラーやまきストーブの購入補助については県下の少数の自治体で行っておりますが、村では村内の森林においてまきを供給できる体制が整っていないことや今まで村民のほうから要望もないことから、今後大きな要望等があれば、状況に応じて対応してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） まきストーブの補助ということですが、今現在やっているのは生ごみの処理機と太陽光発電導入についての補助だと思いますが、そこへまきストーブ購入者についても補助はやはり考えていくべきではないかと思えます。

次に、3番の森林（もり）の里親促進事業の取り組みについてお伺いします。

森林の里親促進事業というのは、県が仲介者となりまして企業等の社会貢献、福利厚生活動を誘導して、また森林整備と交流を通じて地域の活性化を図ることを目的としたものであります。長野県のホームページからのものですが、平成30年8月31日現在で129件の契約があった中で、麻績村としては出てこないわけですが、これについてはいかがですか。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えさせていただきます。

麻績村の面積の70%が森林原野ということになっております。地形が急峻であり、里山として活用できるまとまった森が少ないという状況でございます。麻績村としても市野川地区を里山募集中の信州の森として登録はしております。まだそういった県のほうからの話がないわけでございます。麻績村としても希望機運があらわれれば、県と協力して積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） これはやはり自治体からもっとアクションしていかないとなかなか見つからないと思います。せつかくこういう山に囲まれた自然を生かしていくのであれば、善光寺街道の沿線ですとか、聖高原地区を中心として、県にアクションしていくべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） アピールしていきたいわけでございますけれども、その活用できる里山、森がないというのが一番の状況でございますので、お願いしたいと思っております。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 時間がありませんので、では4番の森林税を活用した住民参加のイベント開催についてお伺いします。

以前は小学校に私の子供のころは学校林というのがありまして、遠足がてらかまを持って学校林まで行ったわけですが、今はそういうこともなくなってしまいました。それで子供たち、保育園、小学生等のいろいろな林業と親しむことを考えて、キノコの駒打ち体験ですとか、間伐材を利用した木工体験等を考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えさせていただきます。

麻績村の中でもそういった形で麻績村の森林に親しむ活動ということで小学校4年生を対象にしたみどりの少年団の松本地区の交流会としての育樹祭の参加とか、おみっこ元気くらぶでは秘密基地づくり等の森林に親しむ活動を行っておりますし、「大峠を世に出す会」については駒打ち体験というようなものも行っております。こういった活動に引き続き支援をしていくということでしておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

- 4番（宮川秀俊君） ちょうど時間も終わりにになりましたので、私の質問を終わります。
- 議長（小山福績君） 以上で、通告されました7名全員の一般質問が終了いたしました。

◎委員長報告

- 議長（小山福績君） 日程第2、委員長報告を議題とします。

社会文教委員会に付託しました第30－6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情、第30－7号 「後期高齢者の医療費窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書の採択についての結果について報告を求めます。

小瀬佳彦社会文教委員長。

〔社会文教委員長 小瀬佳彦君 登壇〕

- 社会文教委員長（小瀬佳彦君） 本委員会に付託されました陳情2件について結果を申し上げます。

まず、第30－6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情については採択・意見書提出としました。

医療や介護の現場での人手不足は深刻であり、過酷な夜勤や長時間労働など労働環境の改善は喫緊の課題です。

ストレスや慢性疲労から健康への不安を抱き、また仕事への意欲を失う等、現在の医師や看護師、介護職員の働き方における問題がさらなる人手不足を生む原因となることも懸念されるところです。2007年には「夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など、看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制」などを求める請願が国会で採択されており、厚生労働省も医療・介護の勤務環境改善の必要性を明らかにしています。

国民が安心して医療・介護を利用できるためにも、国の責任において医師・看護師・介護職員の大幅増員と夜勤交代制労働の改善を講ずるべきと考えます。

よってこの陳情の趣旨は妥当であり、本委員会は採択としました。

次に、第30－7号 「後期高齢者の医療費窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情につきましては、採択・意見書提出としました。

財務省は2018年4月25日、財政制度等審議会において「支え手減少下での医療費増加に対して、制度の持続可能性を担保するため」として75歳以上の後期高齢者の窓口負担を1割から2

割負担に引き上げるよう提案しました。

さらに6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の方針2018」（骨太方針2018）でも同様の議論が示されました。一方、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会では、年金収入が減る高齢者にとって、医療費窓口負担の原則2割化が受診抑制を広げるものと懸念されました。受診を抑制することで重症化した高齢者がふえるのでは本末転倒です。

超高齢化社会を迎えるに当たり、健康寿命延伸のための政策を充実し、安心して暮らせる環境の一環として、後期高齢者の医療費窓口負担は原則1割負担を継続すべきと考えます。

よってこの陳情の趣旨は妥当であり、本委員会は採択としました。

以上、社会文教委員会に付託されました陳情2件の審査報告といたします。

○議長（小山福績君） ただいまの社会文教委員長の報告によると、第30－6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情については採択・意見書提出です。

それでは、付託案件の採決をします。

委員長の報告のとおり、第30－6号の陳情は採択・意見書提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

したがって、第30－6号の陳情は採択・意見書提出することと決定しました。

続いて、第30－7号 「後期高齢者の医療費窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書の採択についても採択・意見書提出です。

委員長の報告のとおり、第30－7号の請願は採択・意見書提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

したがって、第30－7号の請願は採択・意見書提出することと決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（小山福績君） 本日本日予定されました議事日程は全て終了しました。

以上で、平成30年第4回麻績村議会12月定例会第2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時11分

平成30年第4回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

平成30年12月7日（金）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（教育委員会委員の任命について）
- 日程第 2 議案第 1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 2号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 4号 字の区域の変更について
- 日程第 6 議案第 5号 平成30年度麻績村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第 6号 平成30年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 7号 平成30年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 8号 平成30年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第 9号 平成30年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第10号 平成30年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 発議第 1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出について
- 日程第14 発議第 2号 「後期高齢者の医療費窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書の提出について
- 日程第15 発議第 3号 議会議員の派遣について
- 日程第16 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（8名）

1番	飯森茂孝君	2番	塚原利彦君
3番	峯村賢治君	4番	宮川秀俊君
5番	塚原義昭君	6番	小瀬佳彦君
7番	茂木泰男君	8番	小山福績君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	宮下利秀君	振興課長	塚原敏樹君
水道室長	飯森秀俊君	住民課長	森山正一君
観光課長	青木秀典君	教育次長	臼井太津男君

事務局職員出席者

議会事務局長	塚原優仁	書記	宮下桜
--------	------	----	-----

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（小山福績君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成30年 °4回麻績村議会12月定例会第3日目を開会いたします。

なお、報道関係者より、写真撮影、議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の説明

○議長（小山福績君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） それでは、議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（教育委員会委員の任命について）を議題といたします。

質疑を行います。

承認第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） きょうの一般質問において、このことはかなりの時間を割いて議論をされました。今、この専決処分の承認に際して、一つお聞きしたいと思っております。

村長は、今回のこの専決処分、きのうの議論を通した現時点において、この人事案件というものの手法として専決処分が妥当であったかどうか、現時点のお考えをもう一度確認させてください。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） お尋ねの点について答えさせていただきます。

今回のこの件につきましては、やむを得ない手法ということで、地方自治法第179条第1項の規定によって処理をさせていただきました。

以上であります。

○議長（小山福績君） ほかに質疑のある方の発言を求めます。

1番、飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 私、議席番号1番、飯森茂孝は、教育委員専決処分の承認を求める承認第1号についての意思表示をさせていただきます。

今回の専決処分は、議会の同意を得ないで専決されました。これは議会軽視であり、議会そのものの存在意義が失われてしまいます。たとえ、この議会で不承認とされても、専決処分の効力は失われません。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求められましても承認できません。反対いたします。

以上です。

○議長（小山福績君） ほかに質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、承認第1号について質疑を打ち切り、討論を行います。

討論のある方の挙手を求めます。

[挙手する者あり]

○議長（小山福績君） 5名。

それでは、討論を始めます。

1番、飯森茂孝議員。

[1番 飯森茂孝君 登壇]

○1番（飯森茂孝君） それでは、討論させていただきますけれども、先ほど私、議席番号1番、飯森茂孝は、教育委員専決処分の承認を求める承認第1号について、意思表示をさせてい

いただきました。

私の一番根本的な理由は、やはり議会の同意を得ないで専決されてしまった、これはやはり議会軽視であると思います。議会そのものの存在意義が失われてしまいます。

したがって、今回の専決処分の第1号 専決処分の承認を求められましても承認できません。私は反対いたします。

以上です。

○議長（小山福績君） 原案に賛成の方の討論を求めます。

塚原義昭議員。

〔5番 塚原義昭君 登壇〕

○5番（塚原義昭君） 5番、塚原義昭でございます。

私は賛成の討論をいたします。

率直な意見として、人事案件が専決処分で決定されたことは、残念に思っております。このような事態になってしまったことに対しては、議会での議論を重ねることの重要性を認識しました。今、間違いなく、教育行政は転換期とも言われている中でございます。重要な時期と判断しています。関係保護者、地域住民の皆さんに、安心して子育て、教育環境が保たれるよう、教育に精通した人が委員に選任されることの必要性を重要視して、承認第1号を賛成いたします。

○議長（小山福績君） 反対の討論を求めます。

2番、塚原利彦議員。

〔2番 塚原利彦君 登壇〕

○2番（塚原利彦君） 2番、塚原利彦です。

私は、専決処分に対しては、反対の立場から討論をさせていただきます。

昨日までの一般質問等でお聞きをしたり、ほかの議員さんとの質疑を聞いたりする中で、その理由としましては、9月30日に市川委員さんが承諾の意思をなされた。議会を開催する日程猶予がないということで、10月になってからのその教育の行政の停滞、混乱、これから生ずる住民の不利益を避けたいということで専決処分を9月30日にされたということなんですけれども、たとえ空白が生じたとしても、ずっと空白ということではなくて、10月1日以降に一旦お引き受けいただけなかった方も含めて、再度お話をお願いするとか、そういった努力で専決ということを、まずありきでなくて、10月に入ってもそういった形で努力をしていくべきではなかったかと。

専決ということが先に決定されてしまったということで、私も教育委員会の議事録等を見ましたけれども、10月1日の日に教育委員会、行われておりますけれども、その中で村長の発言も記載されておりましたけれども、教育委員会が10月1日に開催されるについて、それに向けて空白にならなくてよかったというようなことで記述もありますけれども、果たしてその10月1日以降の混乱というのがどの程度のものなのか、私は、議会を開会する間がないということではなくて、ぜひ空白になってもその間、新たな方の選任に努力をいただくべきではなかったかというふうに思いまして、反対とさせていただきます。

○議長（小山福績君） 原案に賛成の方の討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） ないようですので、反対の討論を、4番、宮川秀俊議員。

[4番 宮川秀俊君 登壇]

○4番（宮川秀俊君） 4番、宮川秀俊です。

今回の承認第1号について、意見を述べさせていただきます。

教育委員の任命について、平成30年9月30日専決処分としたことは、昨日の一般質問において、村長答弁から納得できる理由は見当たりませんでした。9月議会において不同意とされた人物を再度、任命した行為は不信感と失望感以外の何物でもありません。

多くの村民が教育行政に疑問を感じている今、従前と変わらぬ教育委員の体制で自由闊達な議論ができるのでしょうか。地方自治法179条第1項の緊急要項に基づく執行とのことですが、私は、今回の件が要件を満たしているとは到底思えません。慎重な行政運営と同時にもっと議会との話し合いを重ねるべきではなかったのか、余りにも拙速な方針決定であったと言わざるを得ません。

よって、私は不承認といたします。

○議長（小山福績君） 原案に賛成の方の討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） ないようですので、反対の討論を6番、小瀬佳彦議員。

[6番 小瀬佳彦君 登壇]

○6番（小瀬佳彦君） 6番、小瀬佳彦です。

私は、この専決処分の承認について反対の討論を行います。

この専決が決まって以降、報道機関においてもいろいろな報道がなされましたが、二、三、そこに非常に注目すべき記事が載っていたので、紹介したいと思います。

全国町村議会議長会、これは東京に事務局があるわけですが、そのコメントですけれども、人事など村政の根幹を決める案件を住民の代表である議員が事後に知るといのはまずいというコメントがございました。また、山梨学院大学の江藤俊昭教授は、これは専門が地域政治論のようですが、この先生のコメントとして、人事案件は政治的対立になりがち、首長と議会が慎重に議論するのが原則で問題のあるやり方、専決処分は人事になじまないのではないかと、全く私もこれに同感をいたします。やはり、専決という方法自体、今回は妥当ではないというふうに考えております。もっと慎重に、しかもある意味、人事というのは我々住民の代表である議会とともに、お互いが納得する形でスタートするべきであったというふうに考えております。

よって、この専決処分の承認については反対ということであります。

以上です。

○議長（小山福績君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、討論を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小山福績君） 起立少数。

よって、起立少数と認め、承認第1号は承認しないことに決定いたしました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第2、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第3、議案第2号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。

議案第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第4、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。

議案第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第5、議案第4号 字の区域の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第4号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第6、議案第5号 平成30年度麻績村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第5号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第7、議案第6号 平成30年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第6号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決す

ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第8、議案第7号 平成30年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第7号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、議案第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第9、議案第8号 平成30年度麻績村水道事業特別会計補正予算（

第3号)を議題といたします。

質疑を行います。

議案第8号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長(小山福績君) それでは、議案第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小山福績君) 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(小山福績君) 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長(小山福績君) 日程第10、議案第9号 平成30年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を行います。

議案第9号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長(小山福績君) それでは、議案第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小山福績君) 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(小山福績君) 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第11、議案第10号 平成30年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第10号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、議案第10号についての質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

◎諮問第1号の質疑、答申

○議長（小山福績君） 日程第12、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。
お諮りします。

本件は、お手元の諮問書の内容のとおり答申したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号はお手元の諮問書の内容のとおり、答申することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第13、発議第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、発議第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり可決されました。

◎発議第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第14、発議第2号 「後期高齢者の医療費窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。

質疑を行います。

発議第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、発議第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第2号は原案どおり可決されました。

◎発議第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第15、発議第3号 議会議員の派遣についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、発議第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第3号は原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（小山福績君） 日程第16、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（小山福績君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

ここで、村長から挨拶があります。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成30年第4回麻績村議会定例会におきましては、提案申し上げました12議案、慎重にご審議いただき、一部を除き原案どおりお認めいただきましたこと、心より御礼を申し上げます。

また、一般質問におきましては、7名の議員から貴重なご提言、またご意見、そして課題等についてただしていただきました。また、市長と議会のあり方等について論議を深めることもできました。いずれも、これからの村づくりに重要な事項と受けとめております。

ご決定いただきました事項につきましては、適正に執行してまいります。

ことしも残すところ、わずかとなりました。議員各位を初め、村民皆様にはご健勝にて輝かしい新年を迎えられますよう、心からご祈念申し上げ、今定例会の閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（小山福績君） 本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成30年第4回麻績村議会12月定例会を閉会といたします。

この後、打ち合わせ会議がありますので、議員の皆さんは議員控室にご移動ください。

4日間にわたり、大変お疲れさまでした。

閉会 午後 1時57分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員